

令和3年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和3年8月12日(木)
14時00分～16時00分(予定)
横浜市開港記念会館 1号会議室

《次 第》

- 1 開会
- 2 健康福祉局長挨拶
- 3 議題
横浜市依存症対策地域支援計画の原案(案)について(資料1)
- 4 報告
 - (1) 第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について(資料2)
 - (2) 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について(資料3)
 - (3) 精神保健福祉対策事業について(資料4、5)
 - (4) カード様式障害者手帳の交付について(報告)(資料6)
- 5 その他

【配付資料】

- ・資料1 横浜市依存症対策地域支援計画の原案(案)について
- ・資料2 第4期横浜市障害者プラン令和3年度市民説明会の開催について
- ・資料3 横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について
- ・資料4 精神保健福祉対策事業について
- ・資料5 横浜市こころの健康相談センター所報
- ・資料6 カード様式障害者手帳の交付について(報告)
- ・資料7 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和3年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

氏名	職名
天 貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯 島 倫 子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
池 田 陽 子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
石 井 一 彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授
伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 副学長
大 友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大 貫 義 幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
金 子 由 紀 子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川 越 泰 子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
佐 伯 隆 史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
豊 田 ま ゆ 美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
長 尾 孝 治	中区生活支援センター 所長
西 井 華 子	神奈川県精神科病院協会 顧問 医療法人社団養心会 理事長
長 谷 川 吉 生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋 口 美 佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
菱 本 明 豊	横浜市立大学医学部精神医学教室 主任教授
三 村 圭 美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮 川 玲 子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山 口 哲 顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和3年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	田中 博章	健康福祉局長
	田畑 和夫	健康福祉局保健所長（担当理事兼務）
	上條 浩	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
	佐渡 美佐子	障害施策推進課長
	渡辺 文夫	障害自立支援課長
	高橋 昌広	障害施設サービス課長
	栗屋 しらべ	企画課長
	佐藤 修一	医療援助課長
	岩松 美樹	保健事業課健康づくり担当課長
	水野 直樹	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長（こころの健康相談センター担当課長兼務）
	近藤 友和	精神保健福祉課担当課長
	松浦 拓郎	障害施策推進課施策調整係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	田辺 興司	障害施策推進課計画推進担当係長
	萩原 昌子	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	根岸 桂子	障害施策推進課相談支援推進係長
	川上 俊輔	障害施策推進課担当係長
	米津 克哉	障害施策推進課区分認定係長
	今井 智子	障害施設サービス課施設管理係長
	赤池 洋一	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	品田 和紀	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	水原 伸浩	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	米田 一貴	障害施設サービス課担当係長
	廣沢 大輔	障害施設サービス課担当係長
	奈良 茜	障害自立支援課就労支援係長
	奈木 修人	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	工藤 岳	障害自立支援課社会参加推進係長
	中西 勇人	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	岡田 由起子	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	今野 友香里	精神保健福祉課担当係長
	神谷 昌吾	精神保健福祉課担当係長
	山内 航	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	壺井 亜希子	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
石井 正則	企画課企画係長	
松本 瑞絵	医療援助課福祉医療係長	
矢島 陽子	保健事業課健康づくり担当係長	
高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
山本 憲司	医療政策課長	
山寄 信也	医療政策課担当係長	

横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）について

横浜市の依存症対策の推進に向けた「横浜市依存症対策地域支援計画」の策定に向けて、原案（案）を作成しましたので、御報告いたします。

1 横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）について

別紙1「横浜市依存症対策地域支援計画 原案（案）」及び、別紙2「横浜市依存症対策地域支援計画 概要版（案）」に記載しています。

2 令和3年度第1回依存症対策検討部会について

(1) 議題

- 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案のパブリックコメントの結果について（報告）
- 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の名称について
- 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の原案（案）及び概要版（案）について

(2) 主な意見

- ・パブリックコメントに多くの意見が寄せられ、多くの市民からIRに関する意見が出ていることを計画にも反映すべきではないか。
- ・断薬継続している人でも、グループホームなどを利用する際、過去に薬物を利用していると受入れを断られることがある。行き場がなくて困っている当事者がいるという認識をもってほしい。
- ・回復の方法は、施設だけ、自助グループだけ、もしくは両方の利用など、人により様々であり、それぞれの人に合ったところにつながる大切だ。

(3) 決定事項

- ・計画の名称は、事務局で検討のうえ、部会長に一任され、「横浜市依存症対策地域支援計画」に決定
- ・横浜市依存症対策地域支援計画の原案（案）及び概要版を承認

3 今後のスケジュール（予定）

	計画策定	依存症対策検討部会
10月頃	計画策定	
11月頃		第2回 検討部会開催
令和4年1月頃		第3回 検討部会開催

横浜市依存症対策地域支援計画 原案(案)

<計画期間:令和3年度～令和7年度>

令和3年●月

横浜市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 国及び神奈川県における取組	1
(2) 本市における取組	2
2 用語の定義	4
3 計画策定の位置付け	6
(1) 計画の位置付け	6
(2) 計画策定の流れ	8
4 計画の期間	9
5 計画で取り扱う依存対象	10
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	11
1 本市の依存症に関する状況	11
(1) 各依存症に関連する状況	11
(2) 市民の認知度や地域の特徴など	30
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	35
(1) 身近な支援者の取組と状況	35
(2) 医療機関の取組と状況	40
(3) 民間支援団体等の取組と状況	45
(4) 本市における取組と状況	50
3 計画課題の整理	55
(1) 課題導出の流れ	55
(2) 本市の依存症対策における課題の設定	57
(3) 課題の具体的内容	58
第3章 計画の目指すもの	87
1 基本理念	87
2 基本方針	88
(1) 基本方針の考え方	88
(2) 基本方針の実現に向けた取組体制	91
第4章 取り組むべき施策	92
1 本計画における取り組むべき施策の整理	92
2 一次支援にかかる重点施策	94
重点施策1 予防のための取組	94
(1) 総合的な依存症対策の取組	94
(2) アルコール依存症に特化した取組	96

(3) 薬物依存症に特化した取組	97
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	97
重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	98
(1) 総合的な依存症対策の取組	98
3 二次支援にかかる重点施策	99
重点施策3 相談につながるための普及啓発	99
(1) 総合的な依存症対策の取組	99
(2) アルコール依存症に特化した取組	100
(3) 薬物依存症に特化した取組	101
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	101
重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	103
(1) 総合的な依存症対策の取組	103
(2) アルコール依存症に特化した取組	106
(3) 薬物依存症に特化した取組	107
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	107
4 三次支援にかかる重点施策	108
重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	108
(1) 総合的な依存症対策の取組	108
重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	111
(1) 総合的な依存症対策の取組	111
第5章 計画の推進体制	113
1 関係主体に期待される役割	113
(1) 身近な支援者	113
(2) 専門的な医療機関	114
(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)	114
(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)	115
2 計画の進行管理	117
(1) PDCA サイクルの考え方にに基づく進行管理	117
(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定	118
(3) 指標の検証のための取組の方向性	119
(4) 継続的な現状把握	131
資料編	132
1 計画の検討過程	132
2 検討部会の構成員名簿	133
3 各種実態把握調査の実施概要	134
(1) ヨコハマ E アンケート	134

(2) 依存症社会資源調査	135
(3) 令和2年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)	136
(4) 市内回復支援施設ヒアリング	137
(5) 県社会資源実態調査	138
4 連携会議の実施状況(令和3年8月1日時点).....	139
(1)参加機関一覧	139
(2)有識者一覧	140
(3)令和2年度開催実績.....	140
5 パブリックコメントの実施状況	141
(1) 実施概要.....	141
(2) 意見総数および意見提出方法.....	141
(3) 意見募集結果	141
(4) ご意見への対応状況.....	142
(5) その他	142
6 用語解説.....	143

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 国及び神奈川県における取組

アルコールや薬物、ギャンブル等¹の依存症は、本人の健康状態や社会生活等が悪化するだけでなく、家族等の周囲の人へも影響を及ぼします。

また、依存症は、適切な治療やサポートにより十分に回復が可能であるという側面を有していながらも、本人や家族等の依存症に対する情報不足などのために相談につながるができなかつたり、周囲の偏見などのために回復が妨げられたりする事例も散見されます。

さらに、依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。しかしながら、必ずしも個々の領域の支援者が依存症の問題に精通しているとは言い難い面もあり、相談の初期段階から回復段階にかけて包括的で切れ目のない支援が行いづらい状況にあります。

こうした問題に対応し、依存症の本人、または依存症が疑われる人及びその家族等を適切に支援していく体制を整備するため、国において平成 26 年 6 月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行を皮切りに、平成 28 年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、平成 28 年 6 月には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。さらに、平成 28 年 12 月には「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。(中略)カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊戯等に起因する依存症を含め、(中略)関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」が決議されました。平成 30 年 10 月には「ギャンブル等依存症対策基本法」、平成 31 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。

また、平成 29 年 4 月には、都道府県と政令指定都市が行うアルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の総合的な依存症対策に関する指針を定めた国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)が適用となり、神奈川県でもアルコール健康障害対策推進基本計画に沿った形で平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「神奈川県アルコール健康障害対策

1 ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等を「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋にかかる遊技その他の射幸行為」と定義している。

推進計画」が策定され、令和 3 年 3 月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿った形で「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」が策定されました。

コラム 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割

国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づき様々な依存症対応施策が展開されており、ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における普及啓発、消費者向けの啓発、依存症を支援する人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。

また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策総合支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携をしながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関や依存症の相談拠点の設置(精神保健福祉センター等)、地域支援計画の立案を行うほか、連携会議の運営や依存症の本人や家族への支援、依存症支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。

このうち、専門医療機関や治療拠点機関の選定については、本市を含む県内3政令市と県が協調し、県が代表して行っています。それ以外の事業については県と本市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。

(2) 本市における取組

本市においては、従来から各区役所での精神保健福祉相談の中で依存症に関する相談対応などを行ってきました(52 ページ参照)。こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)では、平成 15 年に薬物依存症家族教室を開始するなど、依存症対策に特化した施策に取り組み、平成 29 年からアルコール依存症・ギャンブル等依存症にも対象を拡大し、「依存症家族教室」として現在に至っています(50 ページ参照)。

また、平成 29 年 5 月からはこころの健康相談センターで依存症相談窓口を開始するなど、依存症の本人や家族等に対する相談対応や依存症に関する普及啓発、回復支援、依存症に関する支援者の育成等の事業を展開しています。

さらに、実施要綱を踏まえ、平成 30 年から本市の附属機関である横浜市精神保健福祉審議会の中に依存症対策検討部会(以下「検討部会」という。)を設置し、依存症対策に必要な施策等に関する検討を進めてきました。

加えて、令和 2 年 3 月には、こころの健康相談センターを実施要綱に定められた「依存症相談拠点」と位置付け(51 ページ参照)、依存症支援の充実を図っています。

一方で、これまで市内ではアルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。また、施策を通

じて関係者とコミュニケーションを図る中で、本市における依存症対策の課題等も把握してきました。本市においても、国や県と同様に、依存症に対する理解不足や偏見を解消する取組や複合的な問題に対して重層的な支援を行うことが求められています。さらに、依存症対策の推進を図るためには、本人や家族等に着目した取組が重要であることが見えてきました。

そこで、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

コラム 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯

本市における依存症の支援の歴史を見ると、昭和 38 年 4 月に開設された「せりがや園」(現:神奈川県立精神医療センター)が、全国に先駆けて麻薬中毒患者専門医療施設として収容治療を開始しました。また、同年 7 月には、県内で「国立療養所久里浜病院」(現:独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)が、日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、本市における専門的な依存症治療体制の基礎が築かれていきました。その後、平成 3 年には、依存症専門のクリニックとして「大石クリニック」が開設し、平成 5 年に民間病院として「誠心会神奈川病院」がアルコール依存症の病棟を開設しました。

神奈川県内でのこうした動きに加えて、依存症の自助グループの活動や回復支援施設の開設が見られるようになりました。

市内では、昭和 44 年に横浜断酒新生会が結成され、昭和 54 年にはアルコールクス・アノニマス(AA)のミーティングが開始されました。昭和 59 年には横浜マックが開設、平成 2 年には横浜ダルク・ケア・センターが全国 3 番目のダルクとして開設、平成 4 年には寿アルクが開設されました。その後、平成 12 年には全国初のギャンブル依存症の回復支援施設として「ワンデーポート」が開設され、平成 16 年にはギャンブル等依存症者の家族を支援する全国初の施設「ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル」が開設、平成 19 年には、全国初の女性のギャンブル等依存症者を対象とした「デイケアぬじゅみ」が開設されました。

現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(45 ページ参照)や自助グループ(48 ページ参照)が多数市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支えています。

このように本市では、先進的・意欲的な医療機関や民間支援団体等が当事者支援の取組を積極的に進め、長年にわたって依存症対策に関する取組が進んできた経緯があります。

2 用語の定義

本計画では、検討部会での意見等を踏まえ、以下のように用語の定義を行いました。

図表 1-1:本計画における用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11²⁾では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること
家族等	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)などの家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む
身近な支援者 (35 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症支援を専門としていないものの、初期の相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・司法・学校といった幅広い領域の相談・支援者
民間支援団体等 (45 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の支援を専門とする回復支援施設、家族会を含む自助グループ等
専門的な医療機関 (40・41 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施要綱に基づき、神奈川県とともに選定する依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、その他の依存症の治療を行う医療機関
専門的な支援者	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記、民間支援団体等の支援者、専門医療機関(40 ページ参照)、依存症の治療を行う医療機関(41ページ参照)、こころの健康相談センター(50 ページ参照)、区役所の精神保健福祉相談(52 ページ参照)などの依存症相談・支援を行う窓口及び機関

2 世界保健機関(World Health Organization, WHO)が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病、関連保健問題に関する分類のこと。2018年6月には約30年ぶりに改訂を施した第11回改訂版(ICD-11)が公表されており、現在、国内への適用に向けた検討が行われている。

コラム 「依存症」の定義について

依存症の定義に関しては、支援者間でも様々な議論がなされており、確定的な定義を示すことは簡単ではありません。検討部会においても、依存症の定義をめぐる様々な議論がなされ、以下のような意見が聞かれました。

まず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で回復できる人や自然回復する人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気である」、「脳の病気」というと恐怖心等を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。

一方で、依存症が「病気」であるということを理解すると、本人も家族も回復に向かって前向きになり、勉強をしていこうというきっかけになるという意見、依存症が病気であるから医療の対象になり、障害であるから福祉的支援の対象になるということを押さえておく必要がある、という意見が聞かれました。

定義の幅についても、自然回復できるような人から対象とすべきという意見から本当に困っている重症の人に対象を絞るべきという意見までありました。

さらに、自然回復できる／できないという話については、依存症からの回復者として、アルコール依存症から回復したとしても、完全に「治った」といえる状況は想定されにくく、「治ったから、また飲める」という誤解を与えてしまうのでは、という危惧も示されました。依存症からの回復に関しては、支援につながれば直ちに回復につながる場合ばかりではなく、数年以上の長期にわたって、本人に粘り強く寄り添っていく必要があるとの意見も聞かれました。

このように、依存症は、疾患としての病態が非常に多様で幅広い状態像を包含するものであり、回復についても様々な経過や形があるとの議論がなされました。

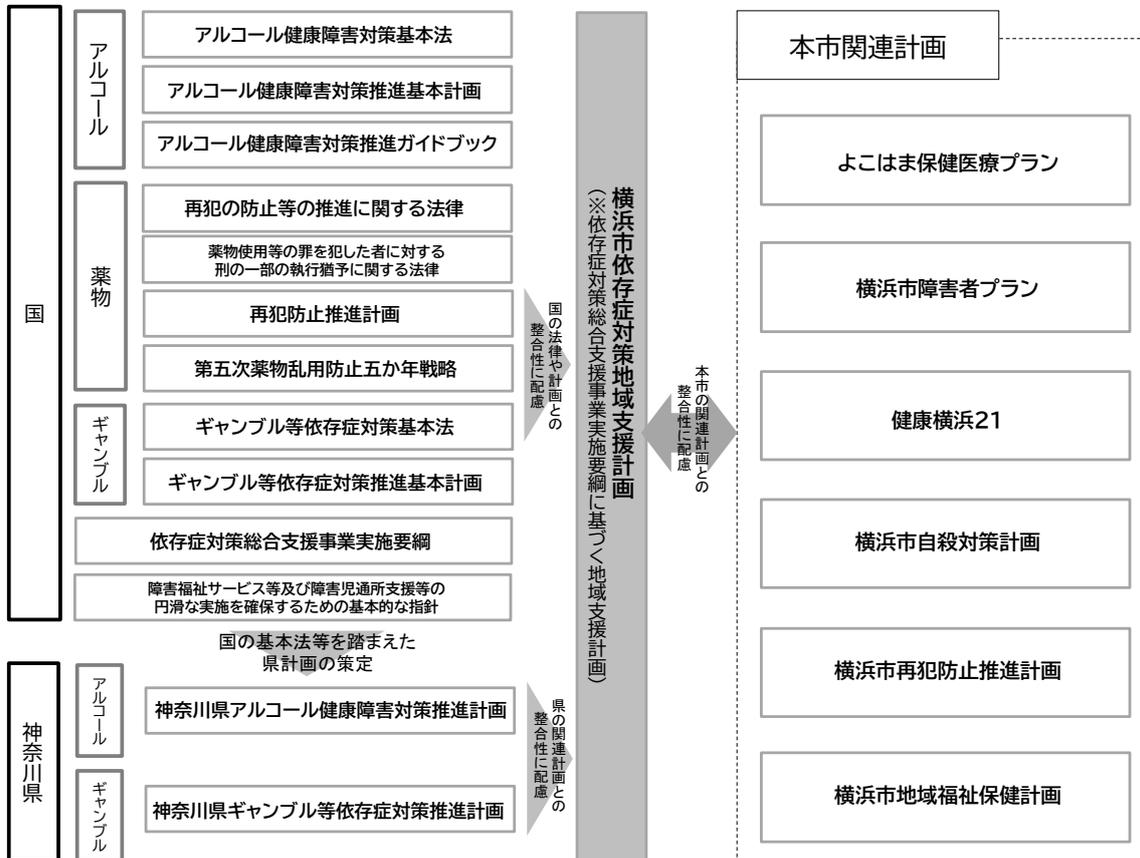
3 計画策定の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。地域支援計画は、依存症の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、計画内に反映させることが求められており、これらの情報については、本計画の第2章に記載しています。

また、計画に記載した施策等については、国や神奈川県に関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しました。

図表 1-2: 本計画の位置付け



コラム 本計画とSDGsとの関係性について

2015年(平成27年)に国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は2030年(令和12年)をゴールとして、持続可能な社会を作るための17の目標を掲げています。

SDGsでは「誰一人として取り残さない」という理念のもと、多岐にわたる分野の目標が設定されていますが、目標3「すべての人に健康と福祉を」には、「薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する」という項目が設定されており、SDGsの中に依存症問題への対応が位置付けられていることがわかります。

横浜市は2018年(平成30年)に「SDGs未来都市」に選定されており、SDGsの達成に貢献するため、様々な施策を進めています。本計画においても、SDGsを意識して、取組を推進していきます。



(2) 計画策定の流れ

本計画については、以下の取組を通じ、依存症問題に関する有識者、民間支援団体等や身近な支援者等の関係者、市民などの意見を広く取り入れながら策定を進めました。

◆「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」での議論

依存症問題に精通する学識経験者や医療関係者、司法関係者、民間支援団体等の関係者などから構成される依存症対策検討部会を平成 30 年度から開催し、そこで議論を通じて計画の全体像や計画に盛り込むべき課題及び対応策の検討などを進めました。

◆「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論

回復支援施設や自助グループ等の民間支援団体等、行政、医療・福祉、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成する連携会議の場において、計画の検討状況を積極的に情報提供し、現場の意見をうかがいながら検討を進めました。

◆関係機関等に対する各種調査の実施

本市では、計画の策定に向けて回復支援施設を利用する依存症の本人をはじめ、民間支援団体等や身近な支援者などを対象とした様々な定量的・定性的な調査やヒアリングを行いました。

これらの調査結果を踏まえ、本人の状態や支援ニーズ、民間支援団体等のニーズ、本市の社会資源の現状などを把握するとともに、依存症対策における課題の抽出・検討を行いました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度～令和7年度の5年間とします。

図表 1-3:本計画の計画期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
横浜市依存症対策地域支援計画 (仮称)	計画期間				

コラム 本計画の計画期間について

国の依存症対策関係計画の計画期間をみると、アルコール健康障害対策基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策基本計画は3年間とされています。

これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくものを目指していることから、依存症対策検討部会での議論を経て、計画期間を5年間と設定しました。今後も5年ごとに計画の内容について検討を行い、検討結果を踏まえて計画を改定していきます。

また、計画期間中の年度ごとに、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

5 計画で取り扱う依存対象

本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の 3 つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

コラム その他の依存症について

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の 3 種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、これまでに確認されている依存症は、大きく「特定の物質に対する依存症」、「特定の行動に対する依存症」の 2 つに分類できるとされています。

まず「特定の物質に対する依存症」には、アルコールや薬物(合法の薬剤含む)のほか、たばこ(ニコチン)などの嗜好品への依存などが見られます。また、「特定の行動に対する依存症」には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、性行為、窃盗などへの依存が見られます。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らコントロールできない状態に陥っている点が共通しています。

「特定の行動に対する依存症」の中で、近年注目が集まっているものが、ゲームに対する依存症、いわゆる「ゲーム障害」です。ゲームに熱中して生活リズムが乱れてしまう、学校や職場でもゲームをしてしまう、といった日常生活上の問題のほか、オンラインゲーム等で過度の課金を行ってしまうといった経済的な問題等も合わせて発生する場合もあることがゲーム障害の特徴として指摘されています。こうしたことから、WHO(世界保健機関)が令和元年5月に採択した疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂)(ICD-11)では、「ゲーム障害」³が分類項目として明記され、我が国においても厚生労働省を中心として令和 2 年 2 月から「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」が開催されるなど、対策に向けた取組が進められています。

3 ここでいう「ゲーム障害」は、「gaming disorder」の仮訳である。

第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

(1) 各依存症に関連する状況

ア アルコール依存症に関連する状況

(ア) アルコール依存症者の割合

平成 30 年度に実施された厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の 0.8%、女性の 0.2%となっています⁴。

この結果に基づいて、本市におけるアルコール依存症の生涯経験者数を推計すると、男性は約 12,000 人、女性は約 3,000 人となります。

図表 2-1: アルコール依存症者の割合(推計値)

	アルコール依存症の生涯経験者の割合(推計) ⁵	本市におけるアルコール依存症の生涯経験者推計数
男性	0.8% (0.5%~1.2%)	約 12,000 人
女性	0.2% (0.0%~0.4%)	約 3,000 人

出典:「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

注:推計にあたっては、「住民基本台帳・性別・年齢階級別人口」(2017 年 9 月 30 日)より、20 歳以上の人口を用いた

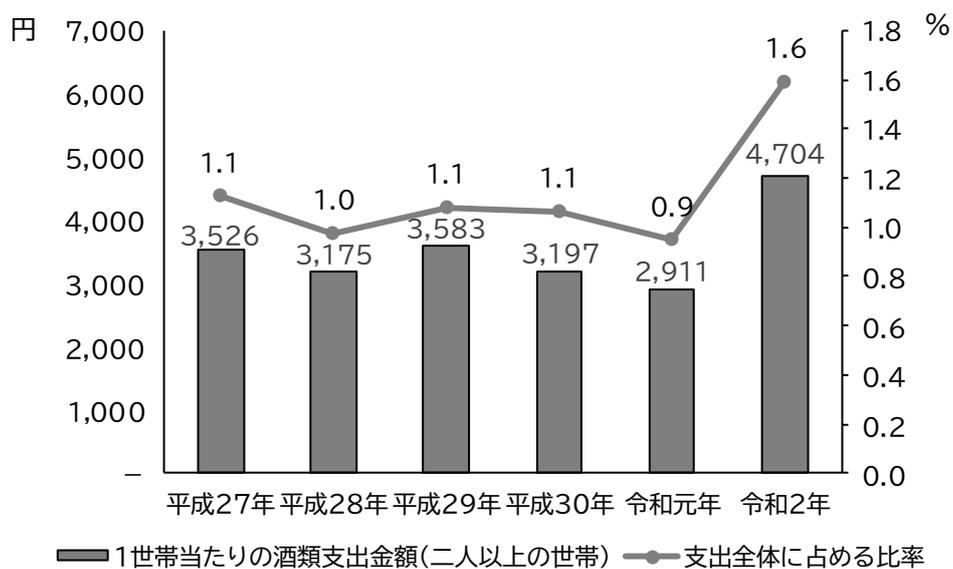
4 「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)(研究分担者:金城文、尾崎米厚、桑原祐樹、樋口進)

5 ()内の値は、男女ともに標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して 100 回の調査を実施した場合、アルコール依存症の生涯経験者の割合が、95 回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

(イ) 飲酒を取り巻く状況

本市の1世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類消費金額(年平均額)の推移を見ると、平成27年以降、3,000～3,500円程度で推移していましたが、令和2年は4,704円と急増し、消費支出全体に占める酒類支出の割合も1.6%まで高まりました⁶。

図表 2-2:世帯あたりの、1か月の家庭内での酒類消費金額の推移
(二人以上の世帯、横浜市)



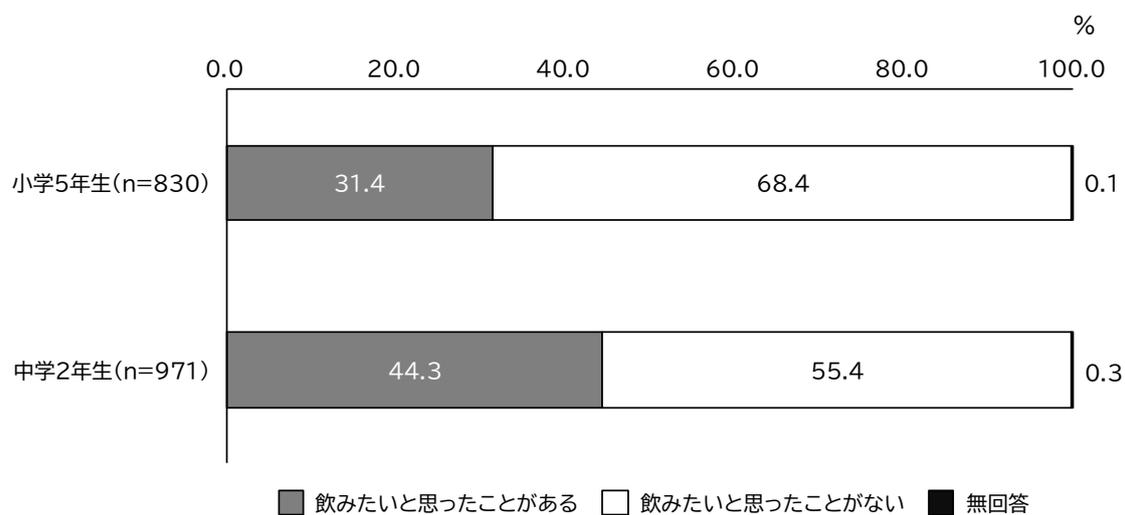
出典:総務省「家計調査」

注:家庭内で消費された酒類に限られており、飲食店等での酒類消費は含まれていない

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外食時の酒類消費が減少し、相対的に家庭内での酒類消費が増加したことが背景にあると推察される。

また、本市が平成 27 年に市内の小学 5 年生・中学 2 年生に対して実施した調査によると、小学 5 年生の 31.4%、中学 2 年生の 44.3%が、「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答しています。

図表 2-3:「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答した児童・生徒の割合



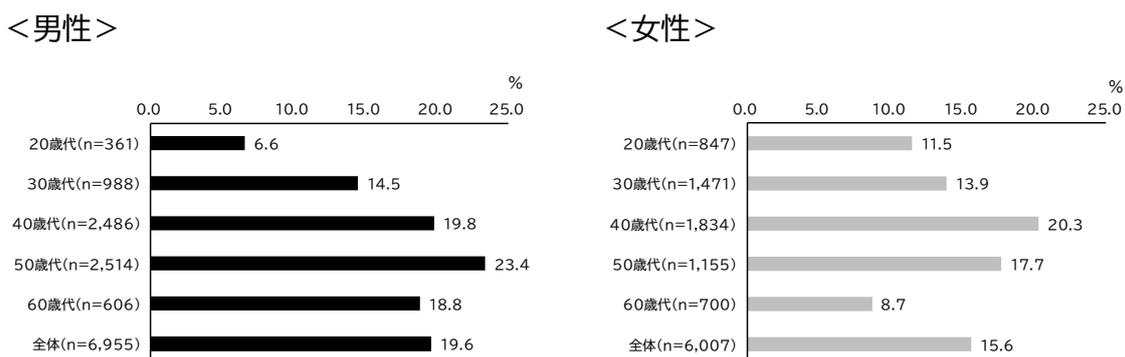
出典:横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成 27 年)

(ウ) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する状況

厚生労働省「健康日本 21《第 2 次》」によれば、男性の場合 1 日あたり 40g⁷ 以上、女性の場合 1 日あたり 20g⁸以上の純アルコール量を摂取すると、生活習慣病のリスクが高まるとされています。本市が実施した「平成28年度 健康に関する市民意識調査」の結果を見ると、回答者のうち男性は 19.6%、女性は 15.6%が「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」に該当していました。また、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合を年齢別に見ると、男性は 50 歳代が、女性は 40 歳代が最も高くなっています。

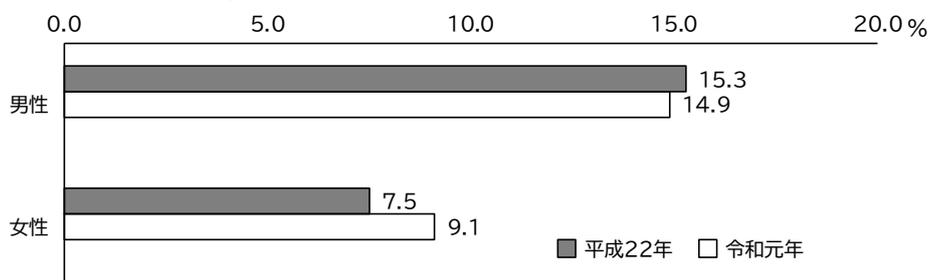
なお、国の「国民健康・栄養調査」によれば、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性 14.9%、女性 9.1%となっており、本市の水準は全国よりやや高くなっています。また、平成 22 年から令和元年にかけて、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性の割合が、1.6%ポイント上昇しています⁹。

図表 2-4:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(横浜市)



出典:横浜市「平成 28 年度 健康に関する市民意識調査」

図表 2-5:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(全国)



出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成 22 年・令和元年)

7 ビールロング缶 2 本(1 リットル)に含まれるアルコール量に相当する。

8 ビールロング缶 1 本(500 ミリリットル)に含まれるアルコール量に相当する。

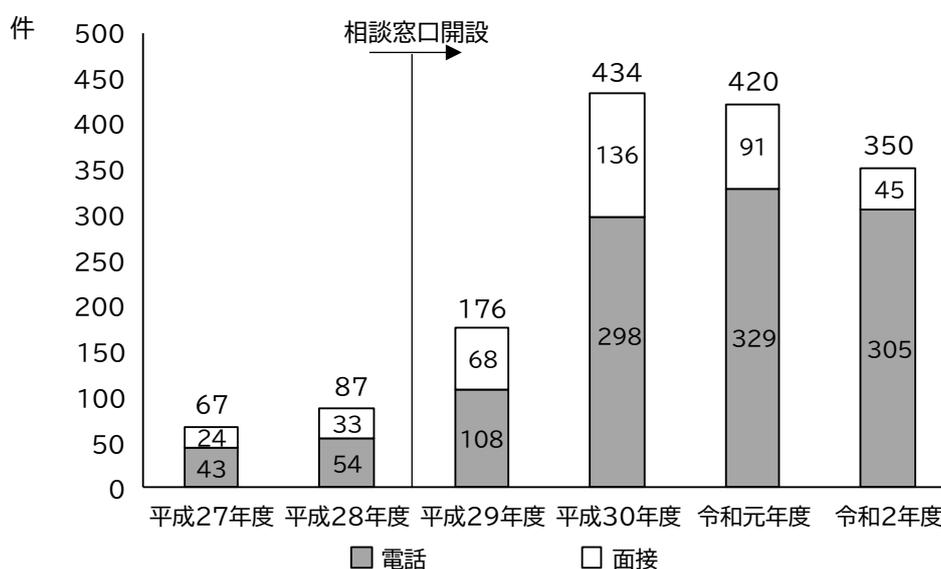
9 厚生労働省「国民健康・栄養調査報告」(平成 22 年・令和元年)

(I) アルコールに関する相談状況

本市におけるアルコールに関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年 5 月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 30 年度以降は年間のべ350～400 件程度のアルコールに関する相談を受け付けています。

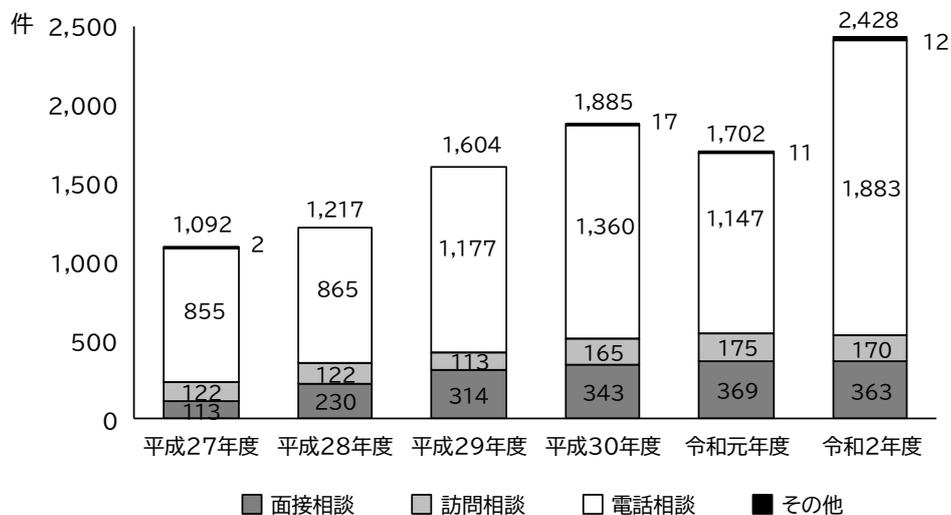
また、区役所では、令和 2 年度は年間のべ 2,000 件以上のアルコールに関する相談を受け付けています。

図表 2-6:こころの健康相談センターにおけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-7:区役所におけるアルコールに関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

イ 薬物依存症に関連する状況

(ア) 薬物使用者の割合

令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、生涯で1度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています。

この結果に基づいて、本市における薬物使用の生涯経験者数を推計すると、約59,000人となります。

図表 2-8:薬物使用者の割合(推計)

生涯で薬物を使用した人の割合 ¹⁰	本市における薬物使用の生涯経験者推計数
2.5% (2.0%~3.1%)	約 59,000 人

出典:国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2019年)<第13回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査>」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:嶋根卓也、研究協力者:猪浦智史・邱冬梅・和田清)

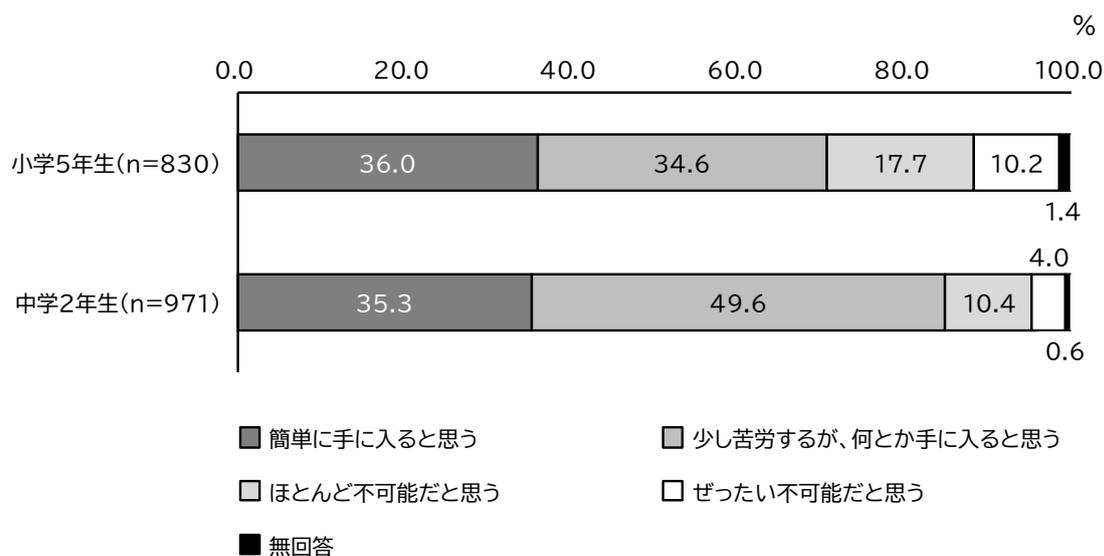
注:推計にあたっては、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019年9月30日)より、本市15歳以上65歳未満の人口を用いた

10 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して100回の調査を実施した場合、薬物の生涯経験者の割合が、95回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

(イ) 薬物を取り巻く状況

本市が平成 27 年に市内の小学 5 年生・中学 2 年生に対して実施した調査によると、小学 5 年生の 70.6%、中学 2 年生の 84.9%が、脱法ハーブや危険ドラッグが「簡単に手に入ると思う」または「少し苦勞するが、何とか手に入ると思う」と回答しています。

図表 2-9:「脱法ハーブや危険ドラッグを手に入れようとした場合、すぐに手に入ると思う」と回答した児童・生徒の割合



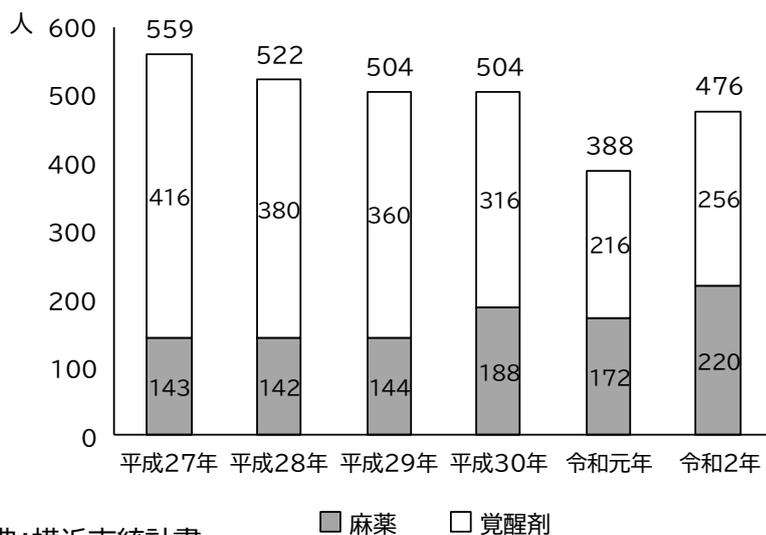
出典:横浜市「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査報告書」(平成 27 年)

(ウ) 薬物乱用の状況

本市における麻薬・覚醒剤使用による検挙者数を見ると、毎年 400～500 人程度で推移しています。

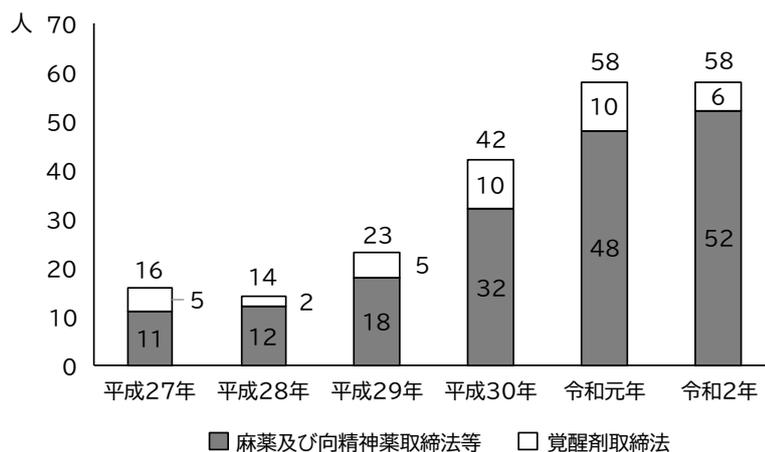
また、薬物事件で少年保護事件¹¹の対象となった少年の数は、平成 29 年以降増加傾向にあり、令和 2 年は 58 人が薬物事件で少年保護事件の対象となっています。

図表 2-10:麻薬・覚醒剤使用による検挙者数(横浜市)



出典:横浜市統計書

図表 2-11:薬物事件で少年保護事件の対象となった少年の数(横浜市)



出典:横浜市統計書

11 家庭裁判所が取り扱う、非行少年の事件のこと。なお、非行少年とは、犯罪少年(犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者)、ぐ犯少年(刑罰法令に該当しないぐ犯事由があって、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者)のことを指す。

国立精神・神経医療研究センターが実施した調査¹²によると、薬物乱用の対象となっている薬物の種類・内容は、覚醒剤が 66.1%と最も多く、以下、揮発性溶剤、大麻が続いています。また、睡眠薬・抗不安薬などの処方薬や市販薬についても、一定の割合で乱用の対象となっています。

図表 2-12:各種薬物の生涯使用経験(複数選択)(n=2,609)

生涯使用経験のある薬物	度数	割合
覚醒剤	1,725	66.1%
揮発性溶剤	928	35.6%
大麻	791	30.3%
コカイン	238	9.1%
ヘロイン	70	2.7%
MDMA	250	9.6%
MDMA 以外の幻覚剤	207	7.9%
危険ドラッグ	386	14.8%
睡眠薬・抗不安薬	777	29.8%
鎮痛薬(処方非オピオイド系)	74	2.8%
鎮痛薬 (処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	37	1.4%
市販薬	303	11.6%
ADHD 治療薬	58	2.2%
その他	76	2.9%

出典:「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業:H29-医薬一般-001)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦、研究協力者:宇佐美貴士・船田大輔・村上真紀・谷渕由布子)

注:表中の値は、2018 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 か月間に調査対象施設において、入院あるいは外来で診察を受けた「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」による生涯使用経験である

注:処方薬・医薬品については、治療目的以外の不適切な使用が対象

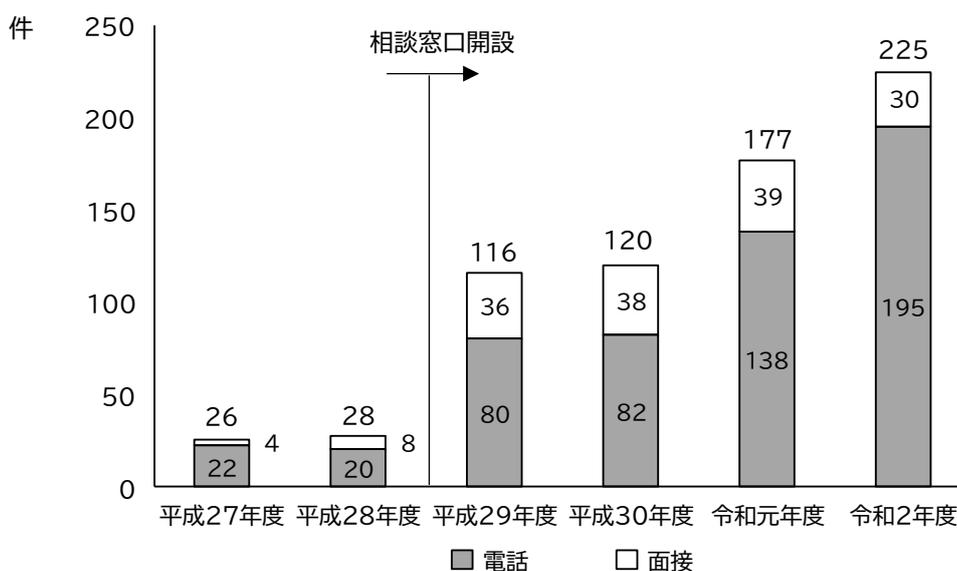
12 「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業:H29-医薬一般-001)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦)

(I) 薬物に関する相談状況

本市における薬物に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降、年間のべ100件以上の薬物に関する相談を受け付けています。

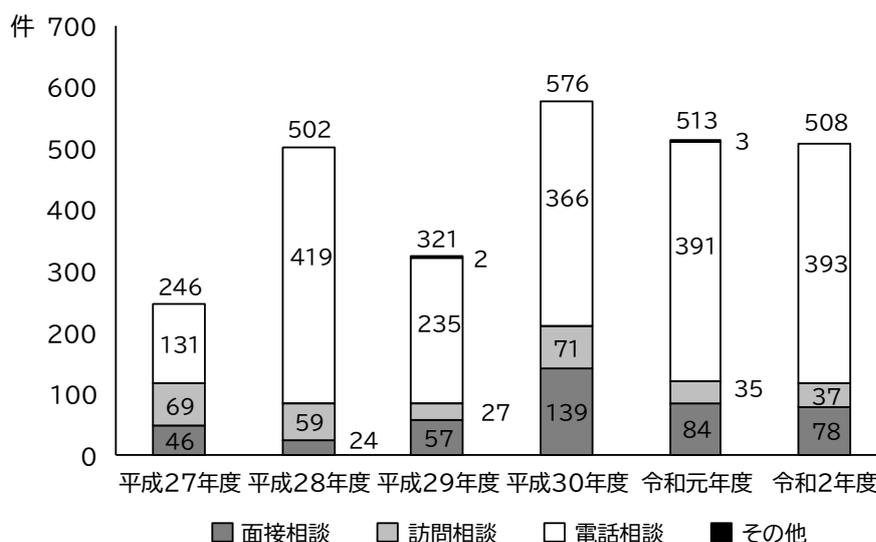
また、区役所では年間のべ250～600件程度の薬物に関する相談を受け付けています。

図表 2-13:こころの健康相談センターにおける薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-14:区役所における薬物に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

ウ ギャンブル等依存症に関連する状況

(ア) ギャンブル等依存症者の割合

本市が令和元年12月～令和2年3月にかけて実施した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(以下「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」という。)の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%¹³となっていました。

この結果に基づいて、本市におけるギャンブル等依存症者数を推計すると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人は約16,000人、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人は約70,000人となります。

なお、国の調査¹⁴、本市の調査いずれにおいても、ギャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったギャンブル等として、「パチンコ・パチスロ」との回答が最も多くなっています。

図表 2-15:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)

	本市におけるギャンブル等依存症が疑われる人の割合 ¹⁵	本市におけるギャンブル等依存症が疑われる人の推計人数
過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人	0.5% (0.3%～1.1%)	約16,000人
生涯でギャンブル等依存症が疑われる人	2.2% (1.5%～3.4%)	約70,000人

出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでの「ギャンブル等」とは、パチンコ・パチスロや、ゲームセンターのスロットマシン、ポーカーマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機、海外のカジノ、宝くじ、ナンバーズ、サッカーくじ、証券の信用取引または先物取引市場への投資なども含まれている

注:本調査は、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(2019年9月30日現在)に記載のある18歳以上75歳未満の人を対象とした面接調査方式で実施され、ギャンブル等依存症が疑われる人の推計人数の算出にあたっては、18歳以上の人口を用いた

13 この2.2%の中には、調査時点で過去1年以上ギャンブル等を行っていない者が一定数含まれており、例えば10年以上前のギャンブル等の経験について評価されている場合があることに留意する必要がある。

14 「平成29年度 国内のギャンブル等依存に関する疫学調査(全国調査結果の中間とりまとめ)」(ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究障害者対策総合研究開発事業(国立研究開発法人日本医療研究開発機構))

15 ()内の値は、標本調査の結果に基づく区間推定(95%信頼区間)の値である。これは同じ母集団から同数の標本を抽出して100回の調査を実施した場合、ギャンブル等依存症が疑われる人の割合が、95回程度は()内の数値の範囲内に収まることを指す。

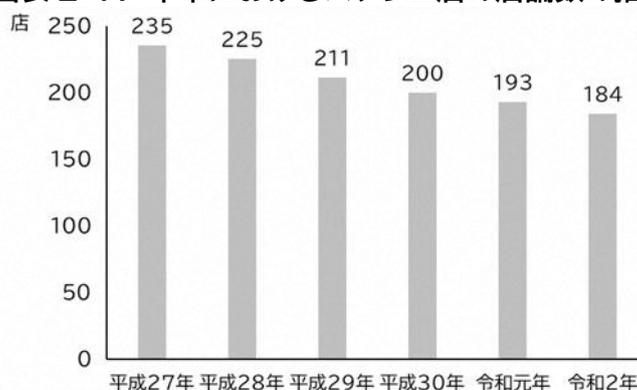
(イ) ギャンブル等を取り巻く状況

本市における既存の公営競技・遊技場等の施設・店舗数は以下の通りです。
本市におけるパチンコ店の店舗数は、平成 27 年以降、減少傾向にあります。

図表 2-16:本市における公営競技場等の状況(令和元年 12 月末現在)

種類	店舗数・施設数	出典
中央競馬	0 場(※場外 3 場)	日本中央競馬会ウェブサイト
地方競馬	0 場(※場外 1 場)	地方競馬全国協会ウェブサイト
競輪	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト
競艇	0 場(※場外 1 場)	日本モーターボート競走会ウェブサイト
オートレース	0 場(※場外 1 場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト

図表 2-17:本市におけるパチンコ店の店舗数の推移



出典:神奈川県警資料

コラム 統合型リゾート(IR)について

「特定複合観光施設区域整備法」(平成 30 年 7 月制定、以下「IR 整備法」という。)に基づき、観光の振興・地域経済の振興・財政の改善に貢献することを目的に、国内で 3 か所を上限に統合型リゾート(以下「IR」という。)を設置することとしています。

IRとは、国際会議場施設、展示等施設、日本の文化や伝統、食などの魅力的なコンテンツを発信・提供する魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等の観光振興に寄与する施設とカジノ施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものです。

本市では、このIRの実現に向けた検討・準備を進めています。IRを構成する施設の一つであるカジノに起因する依存症対策としては、入場回数制限、自己・家族による入場制限、広告・勧誘規制など、IR 整備法に基づく対策に加え、事業者に対してはギャンブル等依存症に関する相談体制の整備、市、県、国、関係機関等と連携・協力した取組の推進などを求めています。また、先進事例に学ぶとともに、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、市、事業者、関係機関等が一体となって「安全・安心対策の横浜モデル」を構築します。

コラム 新型コロナウイルス感染症と公営競技のインターネット投票

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大によって、競馬の売上金が増加していることが報じられています。

例えば、神奈川県川崎競馬組合では、令和2年度の売上金は915億円となり、平成12年の設立以来、最高額となりました。この理由について神奈川県川崎競馬組合は、新型コロナの感染拡大防止に伴い無観客競馬の開催が多くなり、自宅等からのインターネット投票の売上が増加したためであると分析しています¹⁶。

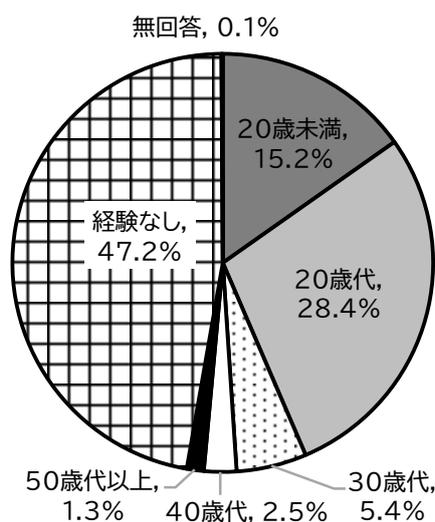
また、日本中央競馬会(JRA)では、令和2年7月に公表した「新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方」において、来場者の安全確保のために実施する取組として「インターネット投票を推奨する」旨が記載されました。その結果、電話・インターネット投票会員が大幅に増加し、令和2年度の事業収益は無観客開催が多く見られた一方で、平成30年度、令和元年度を上回る数値となっています。

競馬等の公営競技のインターネット投票については、今後も動向を注視していく必要があると考えられます。

(ウ) ギャンブル等の実施に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、初めてギャンブル等をした年齢は、20歳未満が15.2%、20歳代が28.4%となっており、回答者の4割以上が20歳代までにギャンブル等を始めています。

図表 2-18:初めてギャンブル等をした年齢(n=1,263)



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

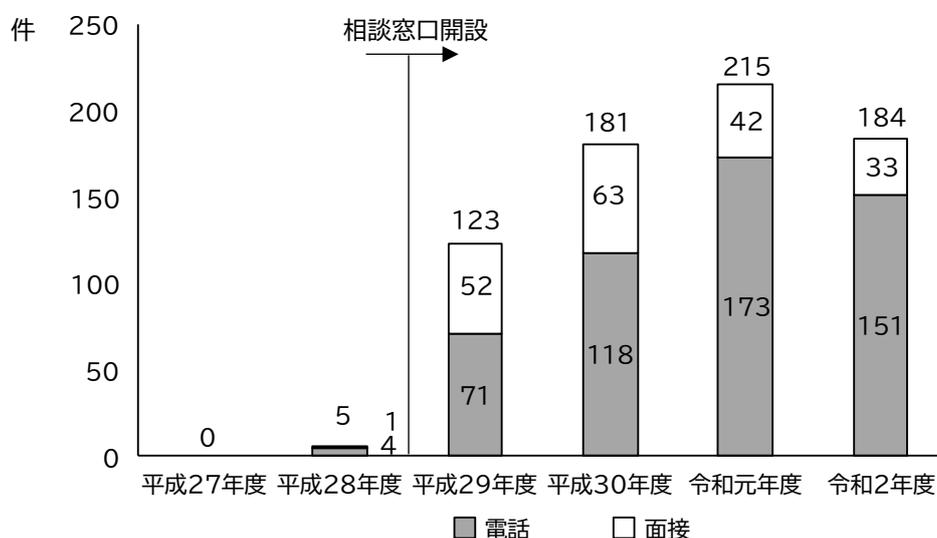
16 (神奈川県川崎競馬組合ウェブサイト、2021年3月9日発表、<https://www.kawasaki-keiba.jp/news/article-info/post-47938/>)

(I) ギャンブル等に関する相談状況

本市におけるギャンブル等に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降は年間のべ100~200件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

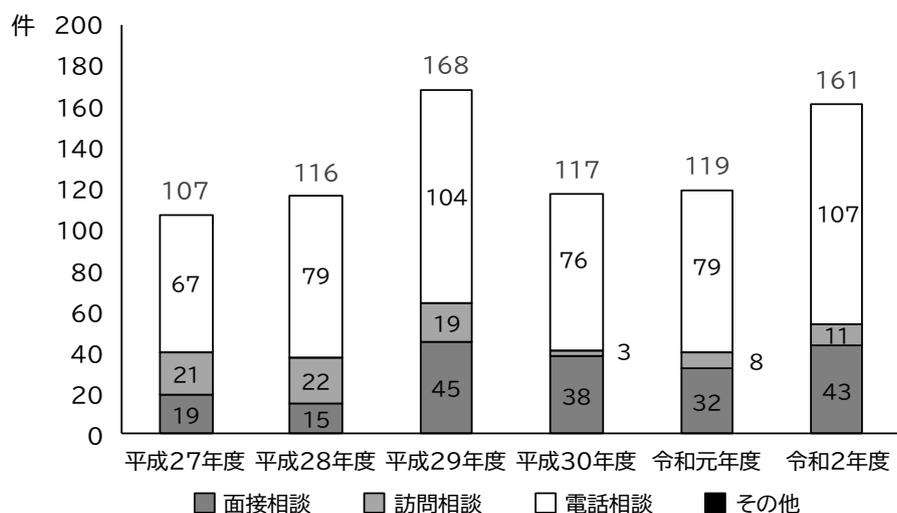
また、区役所では年間のべ110~170件程度のギャンブル等に関する相談を受け付けています。

図表 2-19:こころの健康相談センターにおけるギャンブル等に関する相談のべ件数
(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-20:区役所におけるギャンブル等に関する相談のべ件数(横浜市)



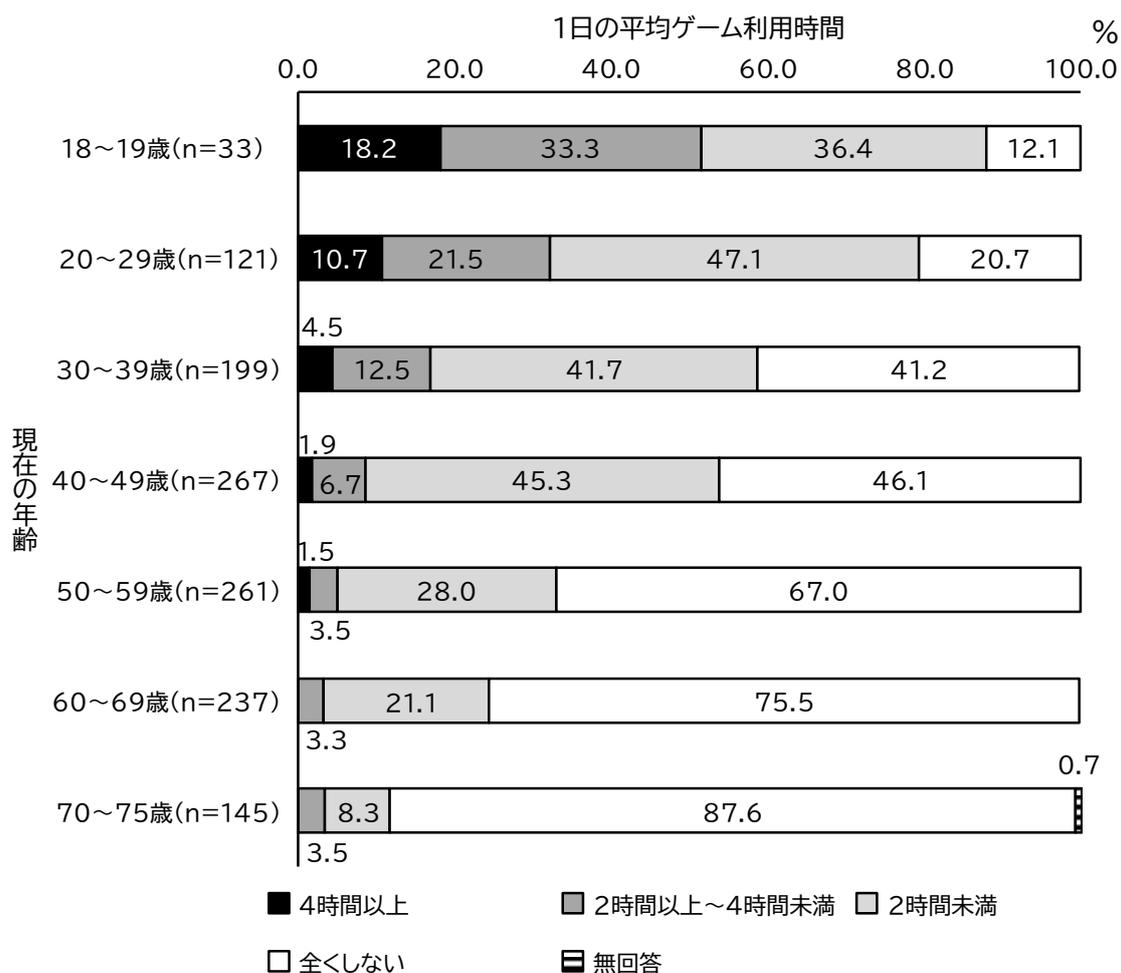
出典:本市資料

エ その他の依存症に関連する状況

(ア) ゲーム利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、年齢が若いほど1日の平均ゲーム利用時間が長くなる傾向が見られます。

図表 2-21:現在の年齢と、1日の平均ゲーム利用時間の関係

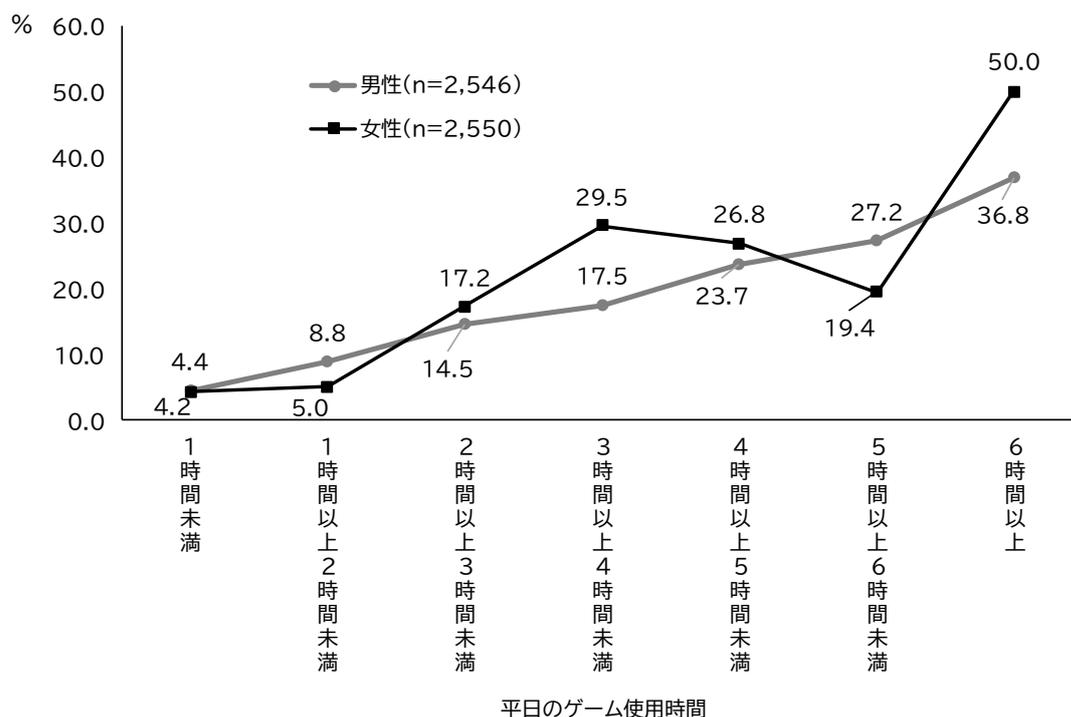


出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ゲームには、パソコン、ゲーム機、スマートフォン、携帯電話など使用する全てを含む

さらに、国立病院機構久里浜医療センターが令和元年に実施した調査によれば、平日のゲーム使用時間が長い人ほど、身体に不調が現れてもゲームを続ける傾向が見られます。

図表 2-22: ゲームが腰痛、目の痛み、頭痛、関節や筋肉痛などといった体の問題を引き起こしていても、ゲームを続ける人の割合



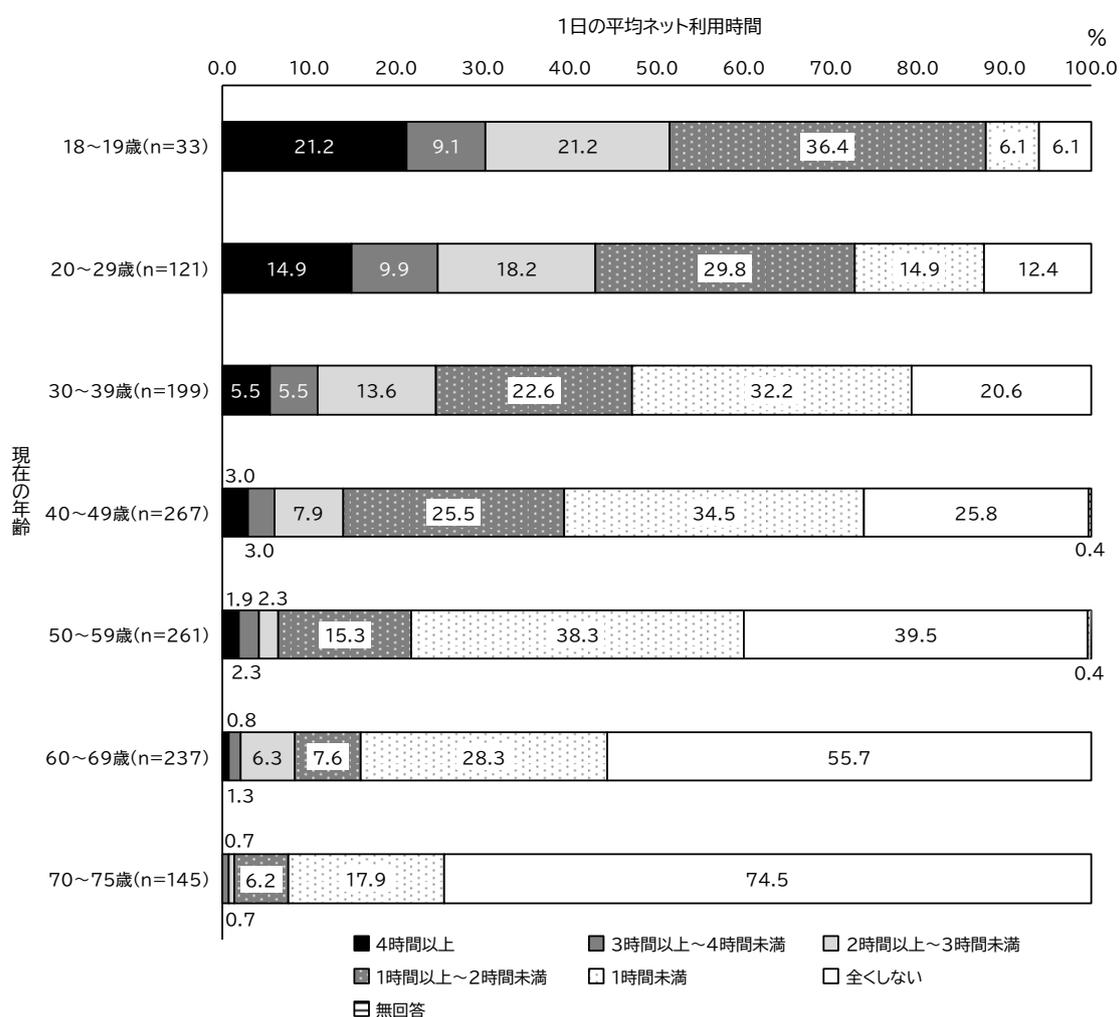
出典: 国立病院機構久里浜医療センター「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート」(令和元年)

(イ) ネット利用に関する状況

「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査」の結果によると、18～19 歳の人の 21.2%、20～29 歳の人の 14.9%が、1 日に 4 時間以上、娯楽としてネットを利用していると回答しています。

また、本市が平成 30 年度に実施した調査によると、18 歳～20 歳代の人の 49.0%が「SNS のない自分の生活は考えられない」との設問に対して「そう思う」と回答しています。

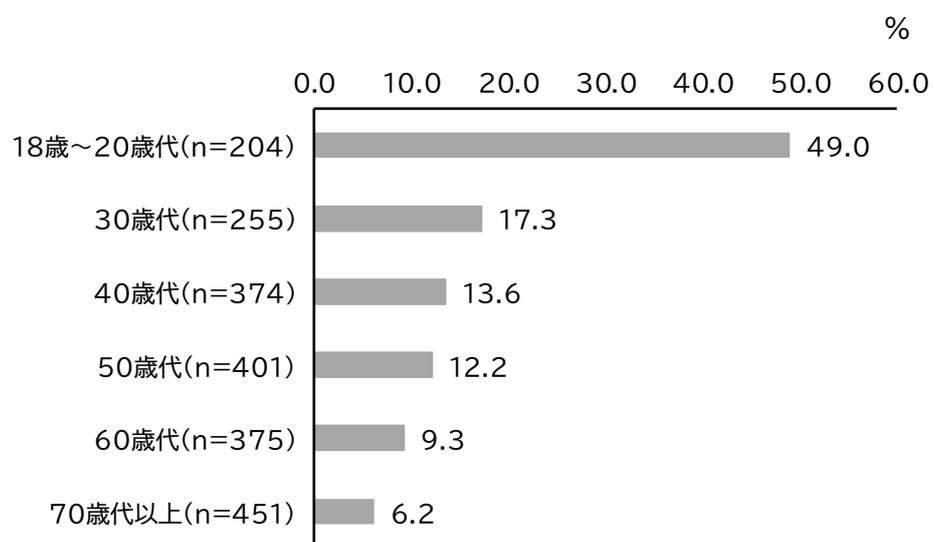
図表 2-23:現在の年齢と、1 日の平均ネット利用時間の関係



出典:横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

注:ここでいう「ネット利用」は、娯楽として、SNS や動画サイト、ウェブサイト等の閲覧を行うことを指す。

図表 2-24:「SNS のない自分の生活は考えられない」に「そう思う」と回答した割合



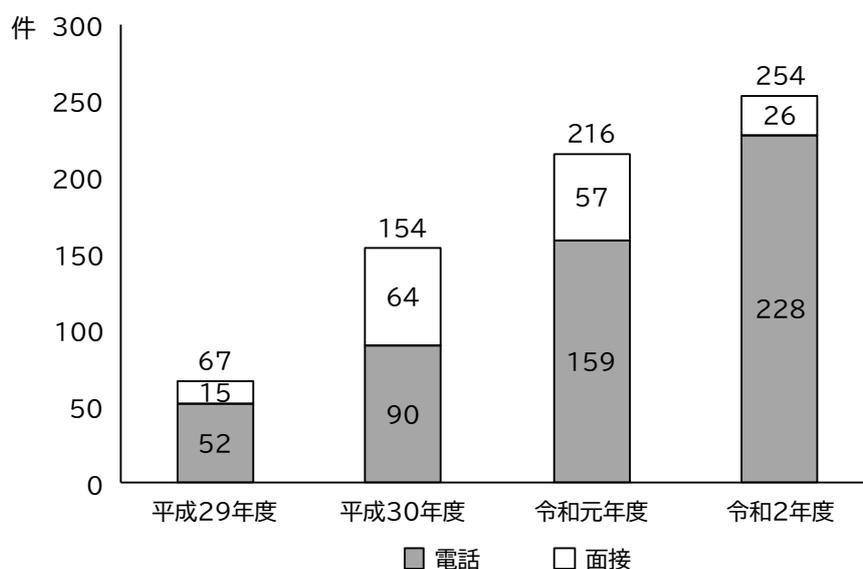
出典:横浜市「日常生活の中での活動に関する調査」(平成 30 年度)

(ウ) その他の依存症に関する相談状況

本市におけるゲーム障害を含むその他の依存症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、令和2年度において年間のべ250件程度のその他の依存症に関する相談を受け付けています。

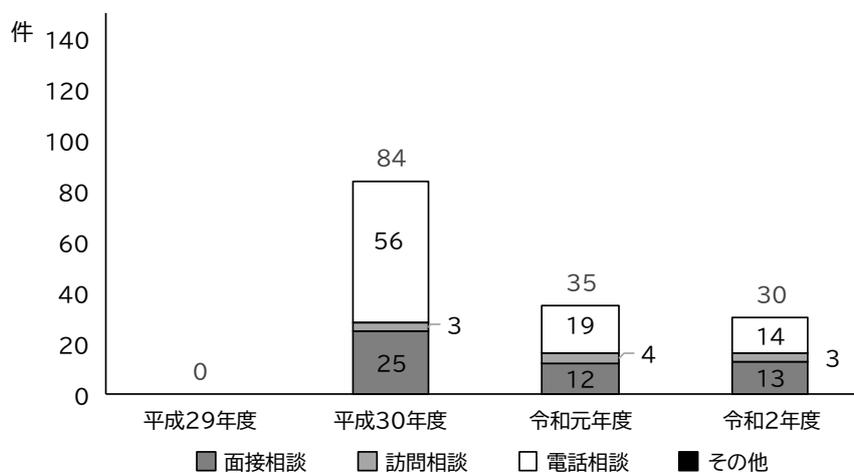
また、区役所では令和2年度においてのべ30件の相談を受け付けています。

図表 2-25:こころの健康相談センターにおけるその他の依存症に関する相談のべ件数
(横浜市)



出典:本市資料

図表 2-26:区役所におけるその他の依存症に関する相談のべ件数(横浜市)



出典:本市資料

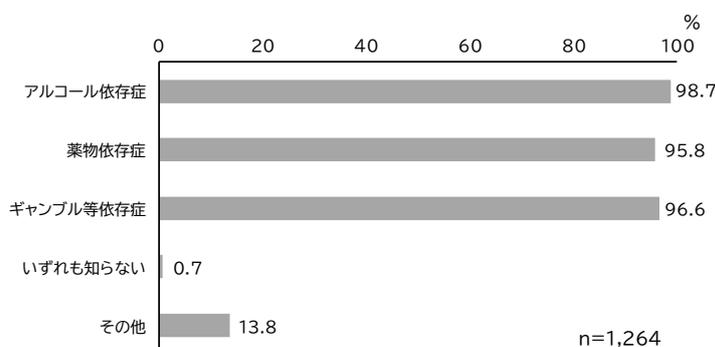
(2) 市民の認知度や地域の特徴など

ア 依存症に関する認知度

本市が令和2年に実施した「ヨコハマ e アンケート」¹⁷(以下、「e アンケート」という。)の結果によれば、回答者の 95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。

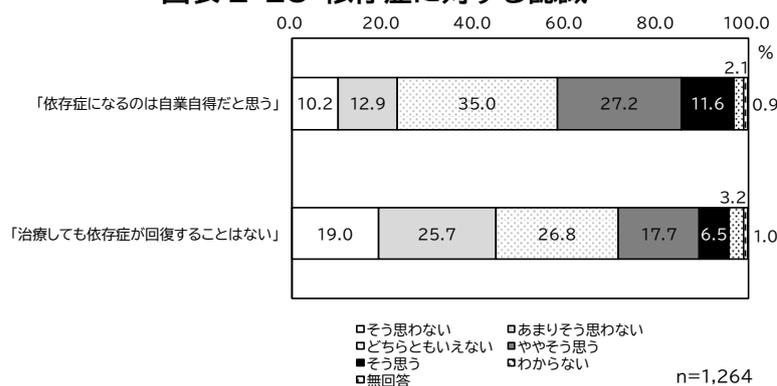
他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については 38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については 24.2%が「そう思う」または「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

図表 2-27: 知っている依存症



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-28: 依存症に対する認識



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

17 「ヨコハマ e アンケート」調査数:3,175 人、回答:1,264 人(回答率:39.8%)、期間:令和 2 年 7 月 31 日~8 月 14 日、方法:市内在住の 15 歳以上の登録メンバーによるインターネット調査

イ 地域別の人口の特徴

本市における地域別^(注)の特徴についてまとめると、以下のようになります。

- 東部においては、人口の増加が顕著に見られます。一方、世帯の特徴を見ると、独居世帯の割合が高く、被保護世帯数や外国人人口についても他の地域に比べると相対的に多いことがうかがえます。
- 北部においては、人口が増加しているほか、人口に占める 15 歳未満の割合が他の地域に比べて高く、15 歳未満の人口が比較的多いという特徴が挙げられます。一方で、一部の区において、自治会・町内会への加入率が相対的に低いという課題も見られます。
- 南部については、人口が減少している中、人口に占める高齢者(65 歳以上、以下同様)の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が高い地域であるといえます。一方で、自治会・町内会への加入率が他地域に比べて高いことがわかります。
- 西部については、南部と同様に高齢者の割合、及び高齢者の独居世帯の割合が他地域に比べて高いことがうかがえます。

(注)エリア別の区分は以下の通りです。

- ・東部:鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区
- ・北部:港北区、緑区、青葉区、都筑区
- ・南部:港南区、磯子区、金沢区、栄区
- ・西部:保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区

図表 2-29:地域別の人口等に関するデータ

区域	人口	人口増減率	全人口に占める 15歳未満の割合	全人口に占める 高齢者の割合	
時点	令和3年 3月末現在	平成28年3月末現在 →令和3年3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	
単位	(人)	(%)	(%)	(%)	
横浜市全体	3,758,300	0.8	11.9	24.7	
東部	鶴見区	295,310	2.5	12.5	21.4
	神奈川区	241,561	2.9	11.4	22.0
	西区	103,588	5.8	11.1	19.7
	中区	153,106	1.5	10.2	23.5
	南区	199,256	0.3	9.7	27.0
北部	港北区	351,152	3.3	12.5	19.9
	緑区	182,263	1.4	12.8	24.1
	青葉区	309,987	0.6	12.7	22.0
	都筑区	213,914	0.8	15.0	17.8
南部	港南区	214,804	▲ 0.7	11.1	28.8
	磯子区	167,405	▲ 0.2	11.6	27.6
	金沢区	196,966	▲ 2.3	11.0	30.2
	栄区	120,514	▲ 1.8	11.3	31.0
西部	保土ヶ谷区	204,845	0.1	10.9	26.5
	旭区	245,734	▲ 1.3	11.5	29.5
	戸塚区	282,445	2.2	12.9	25.6
	泉区	152,742	▲ 1.5	11.7	28.7
	瀬谷区	122,708	▲ 2.4	11.6	28.0

出典:横浜市「市・区年齢別の人口(住民基本台帳による)」

図表 2-30:地域別の人口等に関するデータ:つづき

区域	世帯数	全世帯に占める 独居世帯の割合	全世帯に占める 高齢者独居世帯の 割合	
時点	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	令和3年 3月末現在	
単位	(世帯)	(%)	(%)	
横浜市全体	1,830,842	43.3	15.4	
東部	鶴見区	149,961	48.8	14.6
	神奈川区	128,838	52.2	14.0
	西区	58,642	56.8	13.2
	中区	87,857	57.9	18.6
	南区	109,912	54.0	18.6
北部	港北区	175,111	45.9	11.8
	緑区	83,606	37.9	14.3
	青葉区	137,815	34.7	12.6
	都筑区	89,322	31.4	11.2
南部	港南区	102,099	39.0	17.1
	磯子区	82,507	43.4	17.8
	金沢区	93,484	39.2	17.1
	栄区	56,377	37.2	17.3
西部	保土ヶ谷区	103,018	45.9	16.8
	旭区	116,658	39.8	18.1
	戸塚区	128,587	36.5	15.3
	泉区	70,148	36.3	17.1
	瀬谷区	56,900	38.3	17.5

出典:横浜市「世帯人員別の世帯数」

図表 2-31:地域別の人口等に関するデータ:つづき

区域	被保護世帯数	自治会・町内会加入状況(加入率)	外国人人口	
時点	令和2年3月末現在	令和2年4月1日現在	令和3年3月末現在	
単位	(世帯)	(%)	(人)	
横浜市全体	54,111	71.2	101,614	
東部	鶴見区	5,228	72.5	13,670
	神奈川区	3,016	67.6	7,399
	西区	1,477	63.3	4,715
	中区	8,345	61.8	16,328
	南区	6,065	74.9	10,585
北部	港北区	2,835	65.5	6,857
	緑区	2,113	72.2	4,349
	青葉区	1,872	71.4	4,448
	都筑区	1,189	59.9	3,544
南部	港南区	2,345	74.4	2,884
	磯子区	2,295	72.5	4,957
	金沢区	1,678	79.9	3,065
	栄区	1,261	80.7	1,181
西部	保土ヶ谷区	2,968	73.7	5,509
	旭区	3,544	76.8	3,283
	戸塚区	2,810	70.7	4,423
	泉区	2,393	75.3	2,447
	瀬谷区	2,677	76.0	1,970

出典:横浜市「横浜市統計書」、横浜市「自治会町内会調査結果」、横浜市「外国人の人口」

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

(1) 身近な支援者の取組と状況

ア 身近な支援者の分類

本市においては、依存症の本人や依存症が疑われる人、またはその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。

こうした身近な支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、効果的な依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要だと考えられます。

図表 2-32:本市における身近な支援者(例)

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
身近な支援者としての行政	保健所・区役所(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)、児童相談所、消費生活総合センターなど	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困や虐待、DV、多重債務、健康問題等に関する行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等幅広く対応しています。 ● 相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
福祉	精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センター など 指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業所など 居宅介護支援などの介護事業所 生活困窮者支援を行う事業者 保育所など	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護者や障害者、生活困窮者、子どもなどが地域生活を送る上で必要なケアやサポート、福祉サービス、相談支援等を提供しています。 ● サービスを提供する中で、支援対象者等が依存症の問題を抱えている場合には、専門的な支援者に関する情報提供などを行っています。
医療(一般医療機関)	依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者に依存症の問題が疑われる場合に、専門的な支援者に関する情報の提供やつなぎを行います。 ● また、疾病などを抱えながら依存症の回復に臨む患者に対し、専門的な医療機関や他の支援者と連携しながら各診療科の専門性を踏まえた医療を提供しています。

図表 2-33:本市における身近な支援者(例):つづき

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
司法	法テラスや法律事務所、司法書士事務所、保護観察所、更生保護施設など	<ul style="list-style-type: none"> ●法律相談等に対応する中で、依存症に起因する多重債務等の問題を抱える人へ、相談窓口の情報提供などを行っています。 ●また、保護観察所や更生保護施設は、薬物使用等で検挙された人が再び犯罪を繰り返すことのないよう、支援を行っています。
教育	小中学校や高等学校、専門学校、大学など	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校・教育機関の教育活動の中で、依存症の予防と正しい理解の促進に向けた教育・指導などを行っています。 ●様々な課題を抱える子どもに対し、保護者や他の支援者と連携しながらサポートを提供しています。

イ 身近な支援者による依存症への相談対応の状況

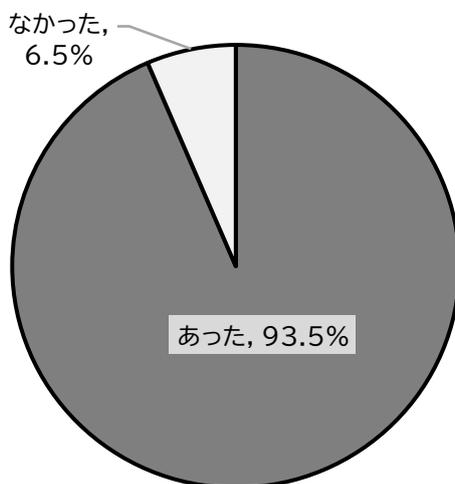
(ア) 地域ケアプラザ等におけるアルコール関連問題の相談対応の状況

身近な支援者による依存症関連の相談状況について、例えば、身近な支援者（地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等）を対象として実施したアンケート（以下、「身近な支援者アンケート」という。）では、回答した 124 施設中 116 施設（93.5%）がアルコール関連問題の相談があったと回答しており、アルコール関連問題はこれらの身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。

また、同アンケートによれば、アルコール関連問題の相談において、相談者への他の社会資源に関する情報提供や外部機関との連携、内部でのカンファレンスを通じた対応策の検討などの取組が行われています。

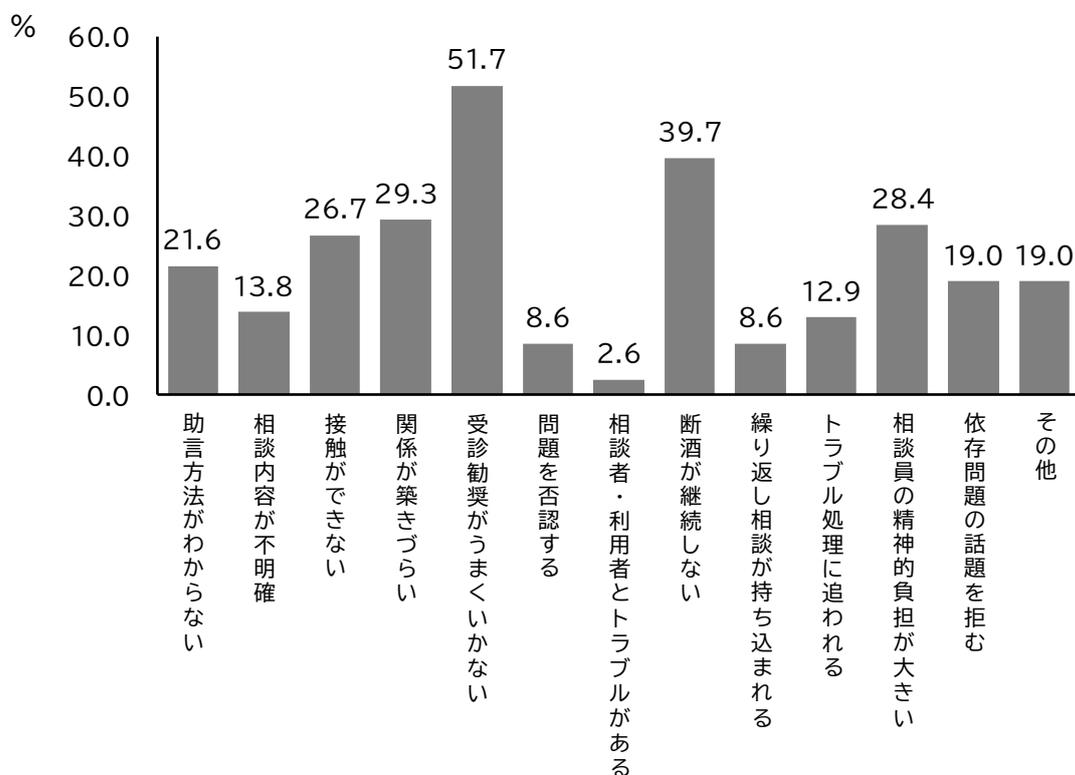
他方、アルコール関連問題は、他の問題が併存するなど、相対的に支援における困難度が高いと感じる支援者が多い状況です。また、家族等からの相談が多いといった傾向が見られ、専門的な支援者への受診・相談勧奨を拒否する当事者も少なくない状況にあります。その結果、身近な支援者から専門機関へのつなぎを困難に感じる支援者が多い状況です。

図表 2-34: 身近な支援者におけるアルコールの問題に関する相談の有無(n=124)



出典: 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケートより

図表 2-35:相談対応にあたって困ること(複数回答・n=116)



出典:身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケートより

(1) 区役所のこども家庭支援課における薬物・ギャンブル等問題の相談対応の状況

市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象として実施したアンケート(以下、「こども家庭支援課アンケート」という。)によれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が子ども、あるいは家族等がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験があるとの結果が見られました(結果の詳細は本章第 3 節 71 ページ 図表2-61参照)。

また、薬物やギャンブル等の問題がある場合において、対応時に困ったこととして、本人の治療が継続しないこととの回答が多く挙げられています。

図表 2-36:薬物やギャンブル等の問題があった際に対応に困ったこと
(複数回答・n=12)

回答項目	回答数	回答割合
子どもとコンタクトがとりづらい	4	33.3%
子どもの生活状況が把握しづらい	7	58.3%
養育者とコンタクトがとりづらい	8	66.7%
相談できる支援者がいない	3	25.0%
治療が継続しない	11	91.7%
相談先がわからない	1	8.3%
その他	3	25.0%

出典:市内 18 区の子ども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケートより

注:回答を得られた 13 区のうち、保護者が薬物やギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験がある 12 区の回答結果を集計

(2) 医療機関の取組と状況

ア 専門医療機関の現状

依存症の本人への支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしています。

専門医療機関とは、依存症にかかる所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことです。本市では、神奈川県とともに実施要綱に基づいて以下の6か所の医療機関を選定しています(うち市内3か所)。

これらの専門医療機関の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等以外にも幅広い依存症の治療に対応している医療機関もあり、依存症に合併する精神疾患への対応や障害福祉サービス等と連携した支援なども行われています。

図表 2-37:県内に立地する専門医療機関

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール健康障害	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区	◎	◎	◎
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区	○	-	-
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区	○	○	○
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	◎	◎	◎
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市	○	-	○
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	-

出典:神奈川県ホームページを一部改変

注:治療拠点機関は、「診療対象の依存症」の項目を「◎」で表示

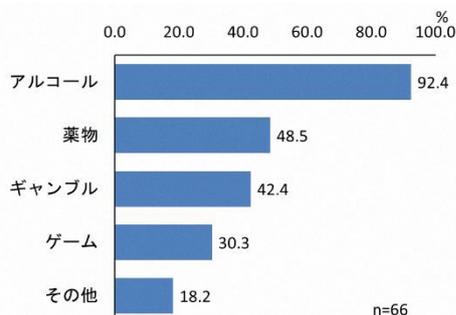
イ 依存症の治療を行う医療機関における取組

神奈川県が令和2年に医療機関等を対象として実施した「依存症に係る社会資源実態調査」(以下「県社会資源実態調査」という。)では、前述の専門医療機関を含めて66件の医療機関から依存症の外来対応を行っている旨の回答が得られました。診察内容等を見ても、アルコールに対応している医療機関が61件と比較的多く、薬物が32件、ギャンブルが28件となっています。

外来対応を行う医療機関で提供されている依存症対応プログラムについては、「集団療法」¹⁸、「個別療法」¹⁹、「家族向け集団教育」²⁰、「コ・メディカルスタッフ²¹相談」などが行われています。このうち、いずれの依存症においても「個別療法」が最も多く提供されており、その内容としては、「認知行動療法(SMARPP²²)」、「条件反射制御法」²³、「内観療法」²⁴などが挙げられます。

関係機関への紹介・連携の状況を見ると、「専門病院・専門クリニック」、「自助グループ、家族会」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」、「回復支援施設」などが紹介先として比較的多くなっています。また、紹介元としては、「かかりつけ医」、「専門病院・専門クリニック」、「保健所・福祉事務所(区福祉保健センター)」、「自助グループ、家族会」、「精神保健福祉センター(こころの健康相談センター)」が比較的多くなっています。

図表 2-38: 依存症の治療を行う医療機関の診察内容等



出典:神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和2年度)

18 治療者と複数の患者と一緒に治療を行う方法。

19 治療者と患者が1対1で治療を行う方法。

20 病院・診療所が企画実施する、依存症患者理解のための家族が参加する勉強会(家族教室)や、分かち合い。

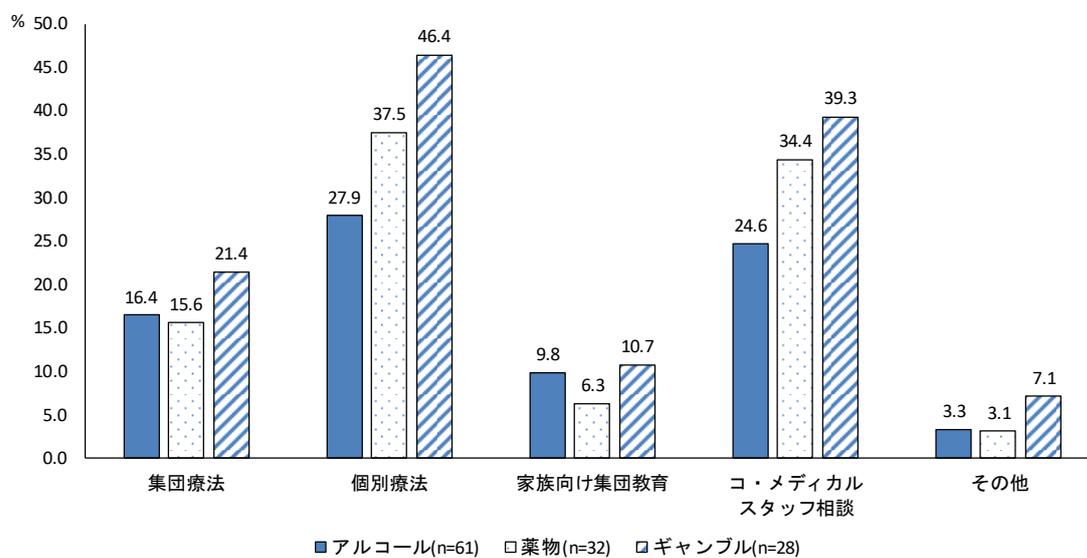
21 医師以外の医療関係職種のこと。看護師や精神保健福祉士、理学療法士等のリハビリテーション専門職など。

22 SMARPP (スマープ Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program:せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム)とは、旧せりがや病院で開発され、全国に普及した薬物再使用防止プログラムのこと。

23 不適切な行動の根源となる欲求、好まない感情や感覚、パターン化された業務における不注意等を制御あるいは予防する治療方法。

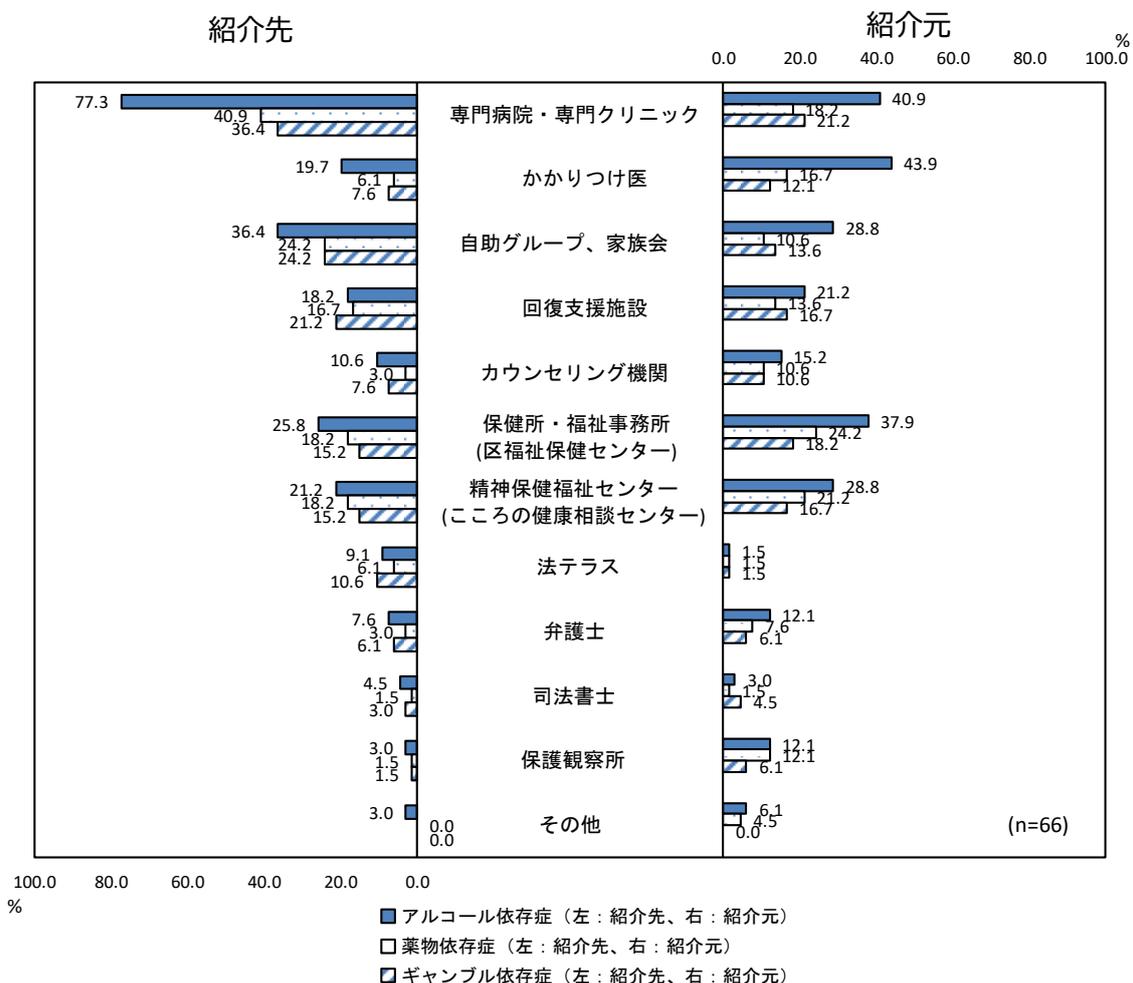
24 世話になったこと、世話をしたことを思い出し、自らの態度や行動を観察、分析していく治療方法。

図表 2-39: 依存症の治療を行う医療機関で提供されているプログラムの内容



出典: 神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和2年度)

図表 2-40: 依存症の治療を行う医療機関の紹介・連携(依存症の種類別)



出典: 神奈川県「依存症に係る社会資源実態調査」(令和2年度)

ウ 身近な支援者としての医療機関(一般医療機関)

ア及びイに記載した専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外にも、市内には多くの精神科や身体科の医療機関が立地しており、本市が公開している「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」(令和3年4月1日現在)によれば、市内には病院が133か所、一般診療所が3,115か所あります。

このうち、依存症や物質への依存等により生じた健康障害の治療と関連性が強いと考えられる医療機関を見てみると、精神科を標榜している医療機関が358件(うち一般診療所298件)、内科を標榜している医療機関が2,101件(うち一般診療所1,979件)となっています。

これらの医療機関は専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関と比較して数が多く、日々の通院などを通じて依存症の自覚がない人などとも接する機会が少なくないものと推察されます。そのため、依存症の早期発見と専門医療機関をはじめとする専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

また、アルコールや薬物の多量摂取等による救急搬送患者への対応を担う救急外来のある医療機関についても、回復の過程において専門的な支援者へとつなぐ役割が期待されます。

その一方、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外の医療関係者においては、依存症に関する情報不足などから、必ずしも依存症の専門的な支援者等との連携が十分になされていないとの意見も聞かれます。例えば、本市が市内の救命救急センターに対して行ったヒアリングでは、搬送から退院までの短期間で本人への動機づけを行うことの難しさ、本人等が抱える生活困窮の問題、関係者の不在などの要因から、専門治療や支援へつなぐことが困難な様子が見え、こうした問題への対応策としてスタッフへの研修の必要性が挙げられていました。

(3) 民間支援団体等の取組と状況

ア 民間支援団体等の現状

(ア) 回復支援施設の概況と活動内容について

回復支援施設とは、回復施設、リハビリ施設とも呼ばれ、施設ごとに様々なプログラムや支援メニューを実施し、依存症等からの回復を支援する施設のことを指します。

これらの施設のスタッフについては、依存症からの回復者が携わっていることも多く、回復者が施設長を務める施設も多くあります。

また、運営体制は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としての報酬を受けて運営する施設、本市が独自に助成している地域活動支援センターとして運営する施設、法人として独自の財源により運営している施設など多岐にわたり、依存症の本人が入所して共同生活を営む施設、通所によるプログラムを提供する施設など様々な支援が提供されています。

各回復支援施設の支援対象については、アルコール・薬物・ギャンブル等のいずれかの依存症に特化して支援を行う施設、複数の依存症や依存症全般に対応する施設があります。

本市が実施した依存症社会資源調査によれば、他の自治体と比較して市内には社会資源が相対的に多く集積しています。加えて、全国的に珍しい女性専用の回復支援施設も本市において活動しています。駅周辺など市内の比較的アクセスのよい場所で活動している団体も多く、施設数・活動の多様性・支援対象の広がり・アクセスのしやすさなどの総合的な観点から見て、本市の回復支援施設は当事者にとって利用しやすく、多様な選択肢を提供している状況にあると考えられます。

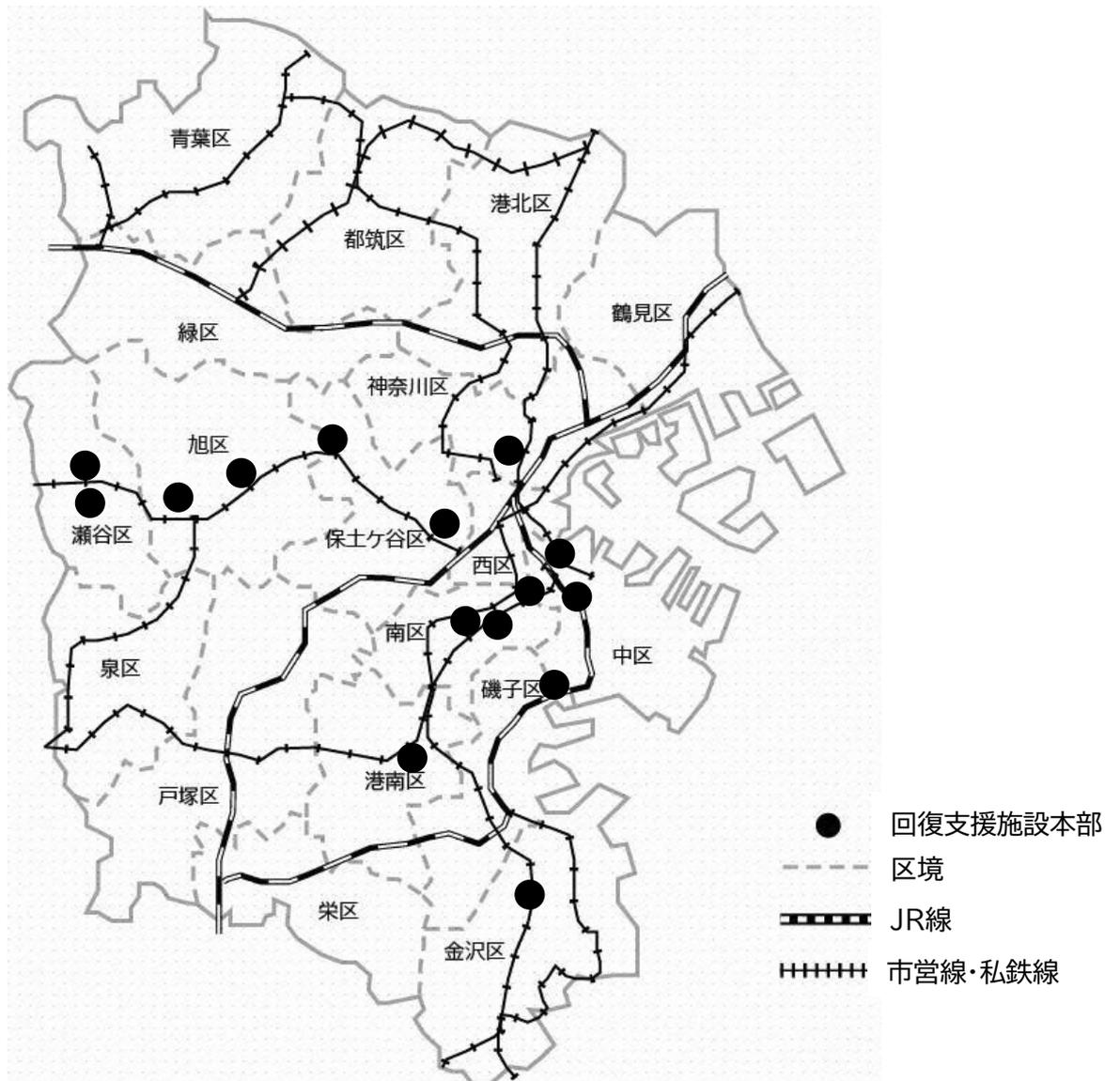
なお、各施設の分布を見ると、特に市内のうち東部や相模鉄道本線沿線に多く立地しています。

図表 2-41:市内回復支援施設一覧

団体名	施設名	対応する 依存症(※)				団体所在地
		アルコール	薬物	ギャンブル等	その他	
NPO 法人RDP	RDP横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市神奈川区松本町 4-28-16 弘津ビル 2 F
NPO 法人あんだん て	女性サポートセンター Indah(インダー)	◎	◎		○	横浜市瀬谷区瀬谷4- 11-16 足立ビル1階
NPO 法人ギャンブル 依存ファミリーセ ンターホープヒル	ホープヒル	○	○	◎	○	横浜市旭区東希望が丘 133-1第3コーポラス C棟 508号室
(認定)NPO 法人市 民の会 寿アルク	第1 アルク・デイケア・セ ンター松影、アルク・ハマ ポート作業所、アルク翁、 第2 アルク生活訓練センタ ー、第2 アルク地域活動支 援センター、アルク・ヒュ ーマンサポートセンター	◎	○	○		横浜市中区松影町3- 11-2三和物産松影町 ビル 2F
NPO 法人ステラポ ラリス	ステラポラリス	◎	○	◎	○	横浜市保土ヶ谷区宮田 町1-4-6 カメヤビル 2F
NPO 法人ダルクウイ リングハウス	ダルクウイリングハウス		◎		○	住所は非公開
NPO 法人日本ダルク ク神奈川	日本ダルク神奈川	○	◎	○	○	横浜市中区北方町1- 21
NPO 法人ヌジュミ	デイケア めじゅみ	○		◎	○	横浜市保土ヶ谷区西谷 4丁目1番6号 西谷 産業ビル1階
NPO 法人BB	地域活動支援センターBB	◎	○	◎	○	横浜市南区東蒔田町 15-3YTCビル1階
一般社団法人ブルー スター横浜	ブルースター横浜			◎	○	横浜市金沢区能見台通 3-1アサヒビル 201号 室
株式会社 HOPE	HOPE	○	◎	○	○	横浜市港南区日野中央 1-6-22
NPO 法人横浜依存 症回復擁護ネットワ ーク(Y-ARAN)	YRC横浜	◎	◎	◎	◎	横浜市磯子区下町 12- 14
NPO 法人横浜ダルク ク・ケア・センター	横浜ダルク・ケア・センター	○	◎	○	○	横浜市南区宿町2-44- 5
(認定)NPO 法人横 浜マック	横浜マック デイケアセンタ ー	◎	◎	○		横浜市旭区本宿町 91- 6
株式会社わくわくワ ーク大石	わくわくワーク大石	◎	◎	◎	○	横浜市中区弥生町4- 40-1
(認定)NPO 法人ワ ンデーポート	ワンデーポート			◎	○	横浜市瀬谷区相沢4- 10-1

※主たる支援対象とする依存症は◎、それ以外に対応している依存症につい
ては○を記載

図表 2-42:市内回復支援施設の分布状況



※所在地が公表されている団体のみ掲載

(イ) 自助グループの概況と活動内容について

自助グループとは、なんらかの障害、問題、悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、ミーティングや情報交換を通じ、相互に援助しあうことで、その問題からの回復を目指すことを目的とした集まりを指します。また、自助グループの中には、互いに実名を伏せて匿名で関わりあうものもあり、匿名(無名の)グループ(Anonymous アノニマス)という言い方がなされることもあります。

これらの自助グループは、アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存対象を限定したもの、依存対象を限定しないものが存在し、依存症の本人を対象とする団体のほか、その家族を対象とする団体もあります。

また、今般の新型コロナの感染拡大の状況を踏まえ、一部ではテレビ・Web会議システムを活用したオンラインによるミーティングを開催している団体もあります。

こうした市内の団体の中には、AA(エーエー)やアラノンといった海外で設立されたグループや、全国規模の団体の横浜支部、横浜市域で独自に活動する団体などもあり、規模も様々です。また、活動資金についてもメンバーからの献金のみの団体、会費で運営されている団体などがあり、それぞれの団体の活動理念を踏まえた、独自のミーティング手法を用いた自助活動が進められています。

図表 2-43:市内自助グループ一覧

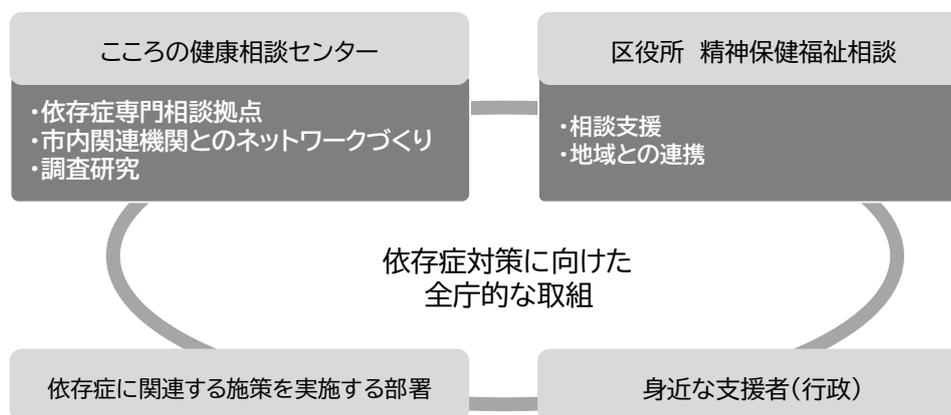
団体名	対象(※)		団体情報(所在地等)
	本人	家族	
アルコール依存症	AA(エーエー) (アルコールリクス・アノニマス)	◎	AA 日本ゼネラルサービス:東京都豊島区池袋 4-17-10 土屋ビル 3F AA 関東甲信越セントラルオフィス:東京都豊島区南大塚 3-34-16 オータニビル3F
	アラノン (NPO 法人アラノン・ジャパン)		◎ アラノン・ジャパン:横浜市神奈川区白幡上町 19-13
	横浜断酒新生会 (一般社団法人神奈川県断酒連合会)	◎	◎ 横浜断酒新生会:本部所在地は会長宅 一般社団法人 神奈川県断酒連合会:本部所在地は会長宅
薬物依存症	NA(エヌエー) (ナルコティクス アノニマス)	◎	NA日本リージョン・セントラル・オフィス:東京都北区赤羽 1-51-3-301
	ナラノン (NPO 法人ナラノンジャパンナショナルサービス)		◎ ナラノンファミリーグループジャパン ナショナルサービスオフィス:東京都豊島区西池袋2-1-2 島幸目白ビノ2-C
	NPO 法人横浜ひまわり家族会		◎ 横浜市港北区鳥山町 1752 障害者スポーツ文化センター 横浜フポール3階
ギャンブル等依存症	GA(ジーエー) (ギャンブラーズ・アノニマス)	◎	GA日本インフォメーションセンター:神奈川県大和市大和東 3-14-6-101
	ギャマノン (一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス)		◎ ギャマノン日本サービスオフィス:東京都豊島区東池袋 2-62-8 BIG オフィスプラザ池袋 501号
	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会		◎ 東京都新宿区矢来町 131 番地
全般	あざみ野ファミリー12 ステップ	◎	◎ 横浜市青葉区あざみ野南1丁目17-3 アートフォーラムあざみ野 2階企画室

※主な支援等の対象者に◎を記載

(4) 本市における取組と状況

本市においては、実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと各区役所の精神保健福祉相談を中心に、依存症の本人や家族等の個々の状況に合わせ、関係機関と連携して支援をしています。また、依存症の本人等に対する支援においては、個別支援での連携だけではなく、教育・青少年、生活困窮、保健・医療、消費経済など、様々な関係部署と連携し、普及啓発や相談体制の充実を図りながら依存症対策に向けた全庁的な取組を展開しています。

図表 2-44:本市における依存症対策の取組体制



ア こころの健康相談センターによる取組

本市こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究、並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、各区福祉保健センターをはじめ、他の精神保健福祉関係機関に対し、技術援助を行う機関であり、本市における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関です。

こころの健康相談センターでは、地域の関係機関と連携しながら、依存症に悩む本人や家族等が必要な支援につながる包括的な支援に向けて、依存症相談窓口として個別相談を実施するとともに、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等の事業を展開しています。

令和2年3月には、実施要綱に基づく依存症相談拠点に指定されました。

図表 2-45: ころの健康相談センターの依存症対策事業の実施内容

事業の種類	事業内容
依存症相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門の相談員が依存症の本人や家族、身近な人からの相談に対応。
回復プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症からの回復を目指す人を対象に、回復プログラムを提供。依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について依存症の本人と考えるとともに、回復へのきっかけづくりの支援や地域の民間支援団体等の相談先を紹介。
家族教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族が依存症について学び、家族の対応方法・回復について考える機会を提供。 ● 市内の医療機関、回復支援施設などの民間支援団体等の情報を提供。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を実施。 ● 啓発週間に合わせ、広報よこはまでの周知、市民向けセミナーの開催、リーフレットの作成・配布などを実施。
支援者研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族の相談・支援にあたる地域の支援者を対象に研修を実施。
連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関と連携会議を開催し、依存症対策に関する情報や課題の共有を実施。
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で依存症に関する問題に取り組む民間支援団体等に、相談活動や講演会などの事業にかかる費用の一部を補助。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会資源に関する実態調査や国の行う研究事業等への協力。

コラム 依存症相談拠点について

実施要綱においては、全国の都道府県及び指定都市にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を設置し、専門の相談窓口の開設及び関係機関との連携などを進めることが求められています。

本市においては、これまで依存症対策において中心的な役割を担ってきたころの健康相談センターを、令和 2 年 3 月に依存症相談拠点とし、地域の関係機関との連携のさらなる強化を図り、また、図表 2-46 に記載した事業を通じ、依存症に関する包括的な支援の提供を進めています。

イ 区役所 精神保健福祉相談による取組

各区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、精神面の不調や疾患は全年齢層で起こり得ることから、学齢期、思春期から高齢者まで幅広い対象者へ支援を行っています。また、支援対象は、依存症の本人や家族等といった個別支援だけでなく、当事者や家族などへの集団援助、地域のネットワークの構築といった地域支援等があります。個別支援については、即応が求められる危機介入、地域生活を支えるサービス利用に関する支援、就労を目指す人への支援等の様々な業務を行っています。

また、依存症対策の取組例としては、家族支援のための取組(アディクション家族教室など)、酒害相談員を対象とした研修への参加、一般の市民を対象とした講演会・講座などそれぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。

さらに、依存症に起因すると考えられる福祉課題への取組を進めている区内の関係課とも、連携して複合的な問題に対応しています。

図表 2-46:区役所 精神保健福祉相談による取組(実績は令和 2 年 3 月時点)

取組の種類	取組例
アディクション 家族教室	● 家族同士の近況報告と、講師活用による学習会と区からの情報提供を行う。計 13 区で実施(複数区での合同開催含む)
酒害相談員研修会 への参加	● 各地区で開催されている酒害相談員研修会に区職員が参加(13 区で実施)
講演会・講座の開催	● 飲酒と心身の健康に関する講座の開催
回復支援施設との 連携	● 区内にある回復支援施設が開催する研修会・講座や運営委員会に参加

ウ 身近な支援者としての行政(区役所のその他の部署による取組)

区役所では関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、日々の業務の中で依存症に起因すると考えられる福祉課題への対応を行っています。

例えば、複数区的生活支援課へのヒアリングやこども家庭支援課アンケートによれば、生活保護受給者や子どもへの虐待が疑われる事例において、支援対象者や保護者が依存症の問題を抱えていると疑われる場合が少なくないという結果が出ています。

そうした依存症に起因すると考えられる福祉課題を含む複合的な問題について、区内の複数部署が連携して対応しています。

エ 依存症に関連した施策を実施する部署での取組

依存症に関連した施策を実施する部署では、主に以下のような取組を実施しています。

図表 2-47: 依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組

部署	対象	実施内容
健康福祉局 生活支援課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者や生活困窮者に対する相談支援、リーフレットの配布等
健康福祉局 医療安全課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱 市民(特に若者)に対する薬物乱用防止啓発を目的として、薬物に関する正しい知識と危険性を発信する啓発イベント等を実施 ● 薬物乱用防止指導者研修会 青少年に対する薬物乱用防止啓発の推進を目的として、薬物乱用防止啓発を担当する教職員等向けの研修会を実施
健康福祉局 保健事業課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣改善相談 ● 重症化予防事業(個別支援、集団支援) ● 区民まつりや健康づくり関連イベントなどでの普及啓発
健康福祉局 保険年金課	薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入の被保険者で重複頻回受診者に対して、文書通知等にて適正受診の指導
こども青少年局 青少年育成課	薬物、ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)よこはまユースにより、子ども・若者を取り巻く課題(薬物、インターネット等)解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を実施
こども青少年局 青少年相談センター	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者相談支援スキルアップ研修(メンタルヘルスコース)を実施 子ども・若者支援に携わる人材及び団体を育成し、支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施
教育委員会事務局 健康教育・食育課	アルコール、 薬物	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用防止教室 ● 薬物乱用防止キャンペーン in 横濱(健康福祉局医療安全課主催) ● 薬物乱用防止指導者研修会(健康福祉局医療安全課と共催) ● 学習指導要領に基づき保健学習において、小学6年、中学2年、高校1年もしくは2年で薬物、飲酒、喫煙の影響等について学習

図表 2-48:依存症に関連した施策を実施する部署における依存症関連の取組(つづき)

部署	対象	実施内容
政策局 男女共同参画推進課	アルコール、 薬物、ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画センターによる心とからだ と生き方の総合相談の実施 ● 男女共同参画センターによる自助グループ支援
経済局消費経済課	ギャンブル等	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページに消費者庁作成のギャンブル等依存症に関する情報を掲載 ● ギャンブル等依存症対策に関する情報誌の配架
総務局 職員健康課	アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員のアルコール依存症に関する相談対応 ● 責任職向けテキストによる周知

3 計画課題の整理

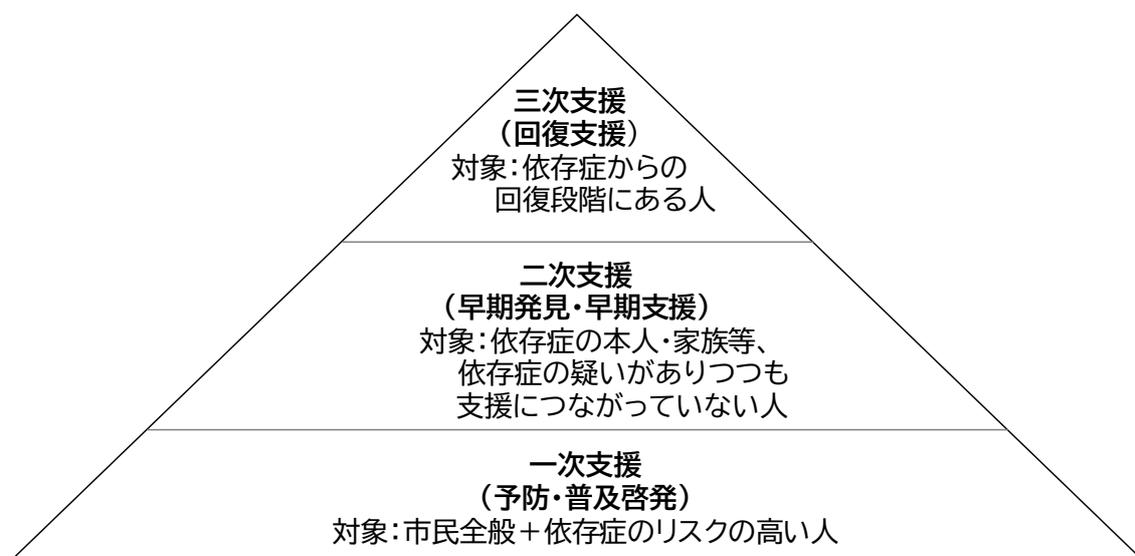
(1) 課題導出の流れ

本計画では、関係者が取り組むべき施策の方向性を検討するため、以下のア～ウを実施し、一次支援から三次支援における課題を抽出・整理しました。

なお、ここでいう一次支援・二次支援・三次支援の定義は以下の通りです。

- 一次支援: 依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援: 依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援: 依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。

<イメージ>



※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

ア 依存症に関連する課題や社会資源状況の把握に向けた各種実態調査の実施

本市における専門的な支援者や身近な支援者の取組の現状や課題を把握することを目的として、以下の調査を実施しました。

(ア) 関係者へのヒアリング等

- 市内回復支援施設ヒアリング
- 市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケート(こども家庭支援課アンケート)
- 身近な支援者(地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等)を対象とするアンケート(身近な支援者アンケート)
- 横浜市立大学附属市民総合医療センター、区役所の生活保護受給者を担当するケースワーカーを対象とするヒアリング

(イ) 各種実態調査等

- 本市及びその周辺地域を対象として、依存症対策に係る社会資源の所在・活動内容等について調査した「平成 28 年度 横浜市における依存症対策の現状調査」(平成 28 年度調査)
- 全国の民間支援団体等を対象として、活動内容や課題について調査した「依存症社会資源調査」(令和元年度)
- 市内の回復支援施設の利用経験者及びスタッフ等、計 43 名に対しインタビュー調査を実施した「令和 2 年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査」(回復支援施設利用者調査)(横浜市立大学へ委託)
- 市内在住の 15 歳以上の登録メンバーを対象に、依存症に対するイメージや知識について尋ねた「ヨコハマ e アンケート」(令和 2 年度)
- 神奈川県が県内の医療機関等を対象として依存症への対応状況等について調査した「令和 2 年度 県社会資源実態調査」
- 満 18 歳以上 74 歳以下の市民から無作為抽出した 3,000 人に対して面接調査を行い、ギャンプル等依存症に関する実態を把握した「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)

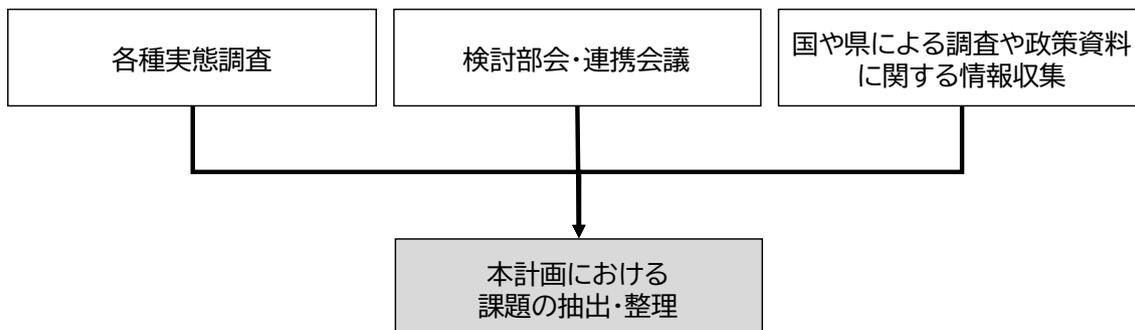
イ 有識者や民間支援団体等の関係者による検討部会・連携会議の開催

依存症領域における学識経験者や、依存症の本人への支援等を行っている団体・家族会の関係者などから構成される検討部会及び連携会議(回復支援施設や自助グループ等の民間支援団体等、行政、医療・福祉、司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成される会議)における意見・指摘事項などから課題の収集を行いました。

ウ 国や県による調査や政策資料に関する情報収集の実施

国や神奈川県における依存症に関する調査研究や政策資料、他自治体の関連計画などを対象として、本計画で解決に取り組むべき課題に関する情報収集を実施しました。

図表 2-49: 課題抽出・整理プロセス



(2) 本市の依存症対策における課題の設定

(1)に記載したプロセスを通じ、一次支援から三次支援における計画課題を整理し、12の「課題」を設定しました。12の課題については、以下の通りです。

図表 2-50: 本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

(3) 課題の具体的内容

ア 一次支援における課題

① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発

【課題の具体的内容】

- 早い時期（学齢期）からの普及啓発
- 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発
- 幅広い支援者と連携した啓発の取組
- ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発

【早い時期(学齢期)からの普及啓発】

【幅広い年齢層(成人、高齢者含む)への普及啓発】

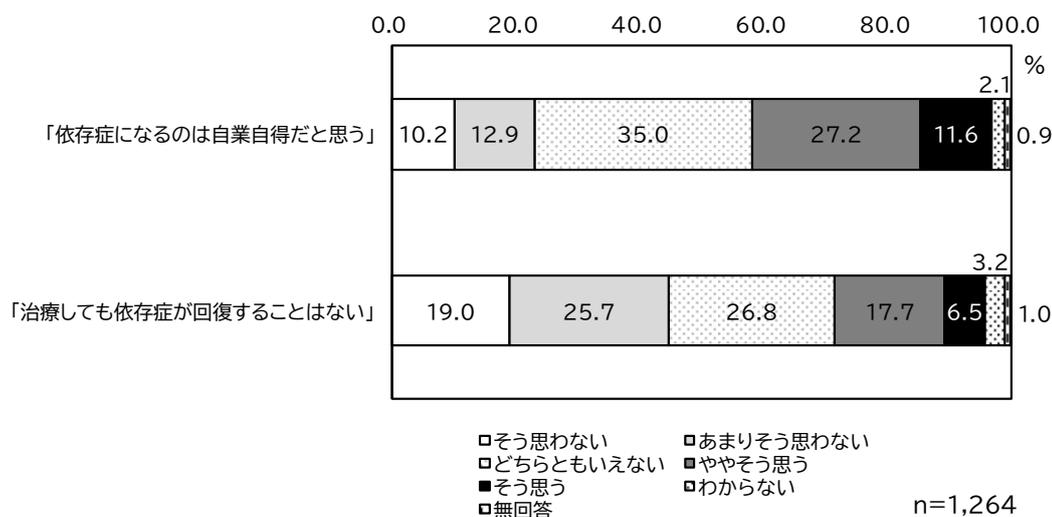
飲酒による身体的な悪影響が大きい未成年者への飲酒防止教育を始め、学齢期からアルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症に関する普及啓発を行い、心身に及ぼす影響を正しく認識する必要があります。

また、e アンケートでは、「依存症になるのは自業自得だと思う」という質問に対し、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人が 38.8%であり、依存症についての誤解や偏見が一定程度あると考えられ、社会全体に正しい理解を浸透させることで、必要な人が適切な支援につながりやすくするためにも、学齢期から普及啓発していくことが必要です。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症は、決して特定の世代だけが直面する特殊な問題ではありません。子どもから高齢者まで、誰もが直面する可能性のある問題です。

予防を進めていくためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といったライフステージにある様々な世代に対し、適切な情報提供や普及啓発を切れ目なく行うことが必要と考えられます。

図表 2-51: 依存症に対する認識(再掲)



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【幅広い支援者と連携した啓発の取組】

ライフステージの移行に応じた切れ目ない依存症啓発を進めていく上では、小中学校、高等学校、大学などの教育機関、地域の大人や団体、職場、介護や障害福祉の相談支援機関、かかりつけ医をはじめとする一般医療機関といった、様々な団体・機関と連携した取組が求められます。

【ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発】

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症については、それぞれ依存対象と出会う時期に違いが見られます。例えば、アルコールやギャンブル等については就職や大学入学などを迎える18歳～20歳前後に出会い、未成年飲酒等につながる可能性が高く、大学や職場と連携した普及啓発を行うことが考えられます。

また、近年関心の高まっているゲーム障害では、就学前や学齢期などの早い段階で依存対象に出会うため、小中学生などを対象とした啓発が求められます。

さらに、青少年にとって SNS の利用は身近で、欠かすことのできないものとなっており、安全で適切な使い方等について、普及啓発する必要があります。

依存症の予防に向けては、こうした依存対象ごとのリスクが高まる時期の違いなどを踏まえ、情報提供の媒体あるいは提供する情報の内容を変化させていくなど、効果的な啓発活動が求められます。

②特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発

【課題の具体的内容】

- ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発

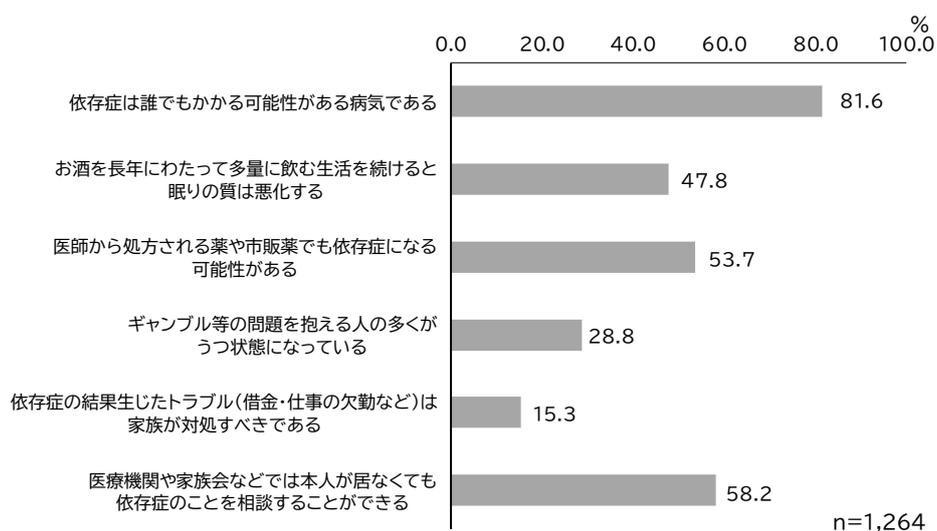
【ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発】

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症となる原因には様々なものがあり、その中には、家族の逝去や離婚、精神疾患の発症等のライフイベントの発生もあると推察されます。

また、e アンケートによれば、「依存症は誰でもかかる病気である」という項目について、81.6%が「そうだと思う」と回答している一方、「あなたは今後、ご自身に「アルコール」の問題(依存症)が起こるかもしれないと心配になることはありますか」という設問項目について「非常に心配だ」と「やや心配だ」とする回答者は 9.1%となっており、同様の設問項目について、薬物は 2.9%、ギャンブル等は 3.4%となっています。

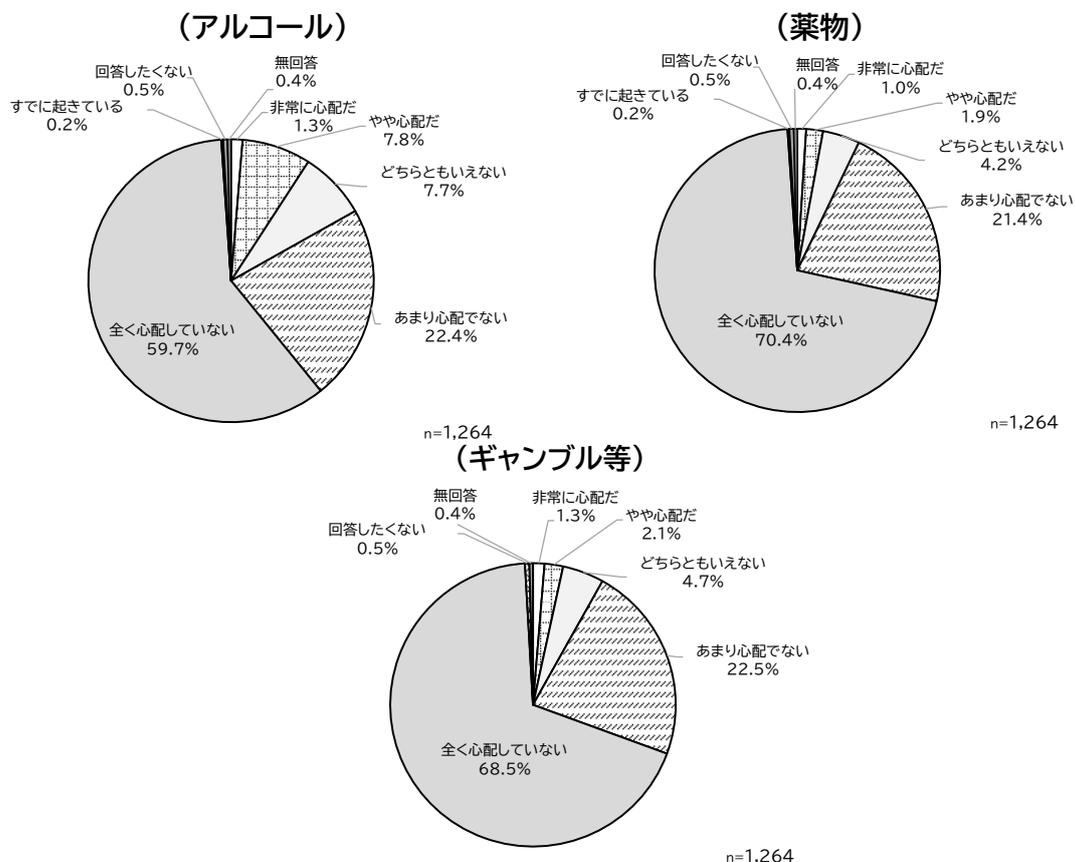
依存症の予防においては、上記の調査結果で示されているようなライフイベントに起因するなど、誰もが依存症になる可能性がある点を踏まえ、当該ライフイベントの手続きや相談に関わる機関・団体と連携しつつ、依存症を自分自身の問題として捉えるための正しい知識の普及啓発を進めていくことが求められます。

図表 2-52: 依存症に対して回答者自身がそうだと思う項目について



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-53:自身の依存症の問題に対する心配の有無



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 新型コロナウイルス感染症の依存症への影響

世界的に猛威を振っている新型コロナは、我が国においても多くの人々の生活に大きな影響を及ぼしました。新型コロナがもたらした影響の中には、外出自粛に伴う景気の悪化、企業等の業績不振に伴う失業の増大、他者と触れ合う機会の減少など様々なものが挙げられます。

現在、新型コロナと依存症との関連性に関するエビデンス等は示されていませんが、計画素案の作成プロセスにおいては、これまで活発に社会生活を営んでいた人たちが、依存症になる事例が増えてくるのではないかとこの意見が医療関係者から聞かれました。

具体的には、様々なリスク要因を持つ人が、失職などにより生活が激変し、様々な苦境にさらされる中で、飲酒量が増えるなどして、数年かけて依存問題が出てくるのではないかとこの指摘です。

上記の意見を踏まえれば、新型コロナの感染拡大による依存症への影響は、時間をかけて顕在化してくることが予想されます。

③依存症に関する基本知識の普及啓発

【課題の具体的内容】

- 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発
- 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発
- 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知

【依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発】

依存症からの回復段階にある人を対象として実施したヒアリング調査(以下、「回復支援施設利用者調査」という。)によれば、幼少期の家庭環境は個別性が高いものの、家族や身近な人の依存症の問題、両親の不仲、暴力といった、いわゆる機能不全家族を想定できる家庭環境が少なくないことがうかがわれました。調査結果によれば、そういった家庭環境に置かれた場合であっても、子どもに「家庭環境について相談した」、「SOSを出した」といった話は聞かれず、子どもが自ら相談できる環境の整備が求められます。

また、一般に男性と比較して女性は、習慣的な飲酒からアルコール依存症に至るまでの期間が短く、男性の場合約 20～30 年かかるのに対し、女性の場合はその半分程度の期間であるとされています²⁵。本市では、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている女性の割合が全国と比較しても高い状況にあります。

依存症の予防を効果的に行っていくためには、こうした発症リスクが相対的に高い人に届くよう、重点的な情報提供や普及啓発などを行うことが必要と考えられます。

図表 2-54:回復支援施設利用者により語られた幼少期の家庭環境(例)

- ✓ 家族にアルコールやギャンブル等の問題のある人がいた
- ✓ 虐待や育児放棄を受けた経験
- ✓ 両親の喧嘩が絶えない家庭
- ✓ 教育やしつけに厳しい家庭

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

【依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発】

【一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知】

e アンケートでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、95%以上の認知度はあるものの、その特徴について十分に理解されていない点も見受けられました。依存症に対する理解が進んでいないことで、社会全体から依存

25 厚生労働省「生活習慣病予防のための健康情報サイト」

症への負のイメージに伴う偏見や差別意識に基づく否定的な考え方・接し方が存在し、依存症からの回復の大きな障害となります。周囲からのこうした否定的な考え方・接し方にさらされ続けることは、自己肯定感や自尊感情を損ねる恐れがあり、依存症からの回復を阻害するリスクがあると考えられます。また、依存症の本人が依存症に対する誤解や偏見を持っていると、必要な相談・支援につながることや回復への障害にもなる可能性も推察されるため、依存症に対する正しい知識の普及啓発を進めて、誤解や偏見の解消を図ることが必要です。

また、e アンケートによれば、「もし身近に依存症の人や依存症ではないかと思う人がいたり、あなた自身に『アルコール』『薬物』『ギャンブル等』の問題が起きた場合、誰か(どこか)に相談しようと思いますか」という質問に「相談しようと思う」と回答した人のうち、「どの機関に相談しようと思いますか」という質問への回答として、「依存症の支援を行っている民間の施設」は14.3%、「自助グループ」は10.5%と低くなっています。また、民間支援団体等に対するヒアリングでは、主催する市民向け講座において参加者の確保に苦慮しているとの意見が見られました。

この調査結果から、市民における依存症に対する理解や民間支援団体等の活動内容に対する理解が十分に進んでいないものと考えられます。

他方、同じく e アンケートでは、依存症について「自助グループの集まり」や「当事者の体験談」、「家族会」、「専門家」から情報を得たり参加したことがあると回答した人は、「テレビ番組」、「本・新聞・インターネット」、「広報物」から情報を得ていると回答した人に比べ、「依存症になるのは自業自得だと思わない」「あまり思わない」とする回答の割合が高くなっています(図表 2-58 の破線部参照)。

これらの調査結果を踏まえれば、誤解や偏見を防ぎ、依存症の本人等が必要な支援につながることを促進するため、依存症の支援者や当事者による講演などを通じた、市民全体を対象とした依存症そのものの理解や民間支援団体等の活動内容の理解に向けた啓発活動が必要だと考えられます。

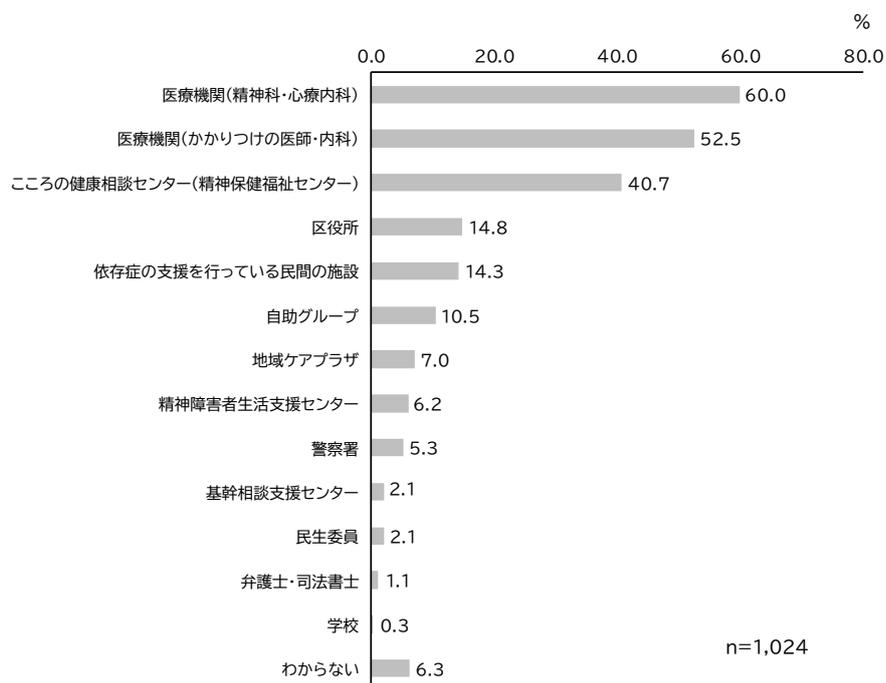
さらに、e アンケートの結果からは、依存症について悩んだ時の相談先として「医療機関(かかりつけの医師・内科)」と回答した人が52.5%となったほか、「地域ケアプラザ」は7.0%、「精神障害者生活支援センター」は6.2%となっており、身近な支援者への依存症に関する普及啓発も必要であると考えられます。また、精神保健福祉相談を有する「区役所」を相談先として選択した回答は14.8%にとどまっており、相談先としての区役所の役割を積極的に啓発していくことも必要であると考えられます。

図表 2-55: 依存症に関する情報源と自身の「依存症になるのは自業自得だと思う」という考え方との関係(クロス集計結果)

		Q14 「依存症になるのは自業自得だと思う」という考えについて、あなたはどのように思いますか。(単一選択)						
		依存症になるのは自業自得だと思わない	依存症になるのは自業自得だあまり思わない	どちらともいえない	依存症になるのは自業自得だやや思う	依存症になるのは自業自得だと思う	わからない	無回答
情報Q2 (複数を選択可) アルコー 参加したことがあるものを選択してください。あなたが	自助グループ(依存症の当事者による自主運営グループ)の集まり(n=90)	23.3%	13.3%	33.3%	22.2%	6.7%	1.1%	0.0%
	当事者の体験談を聞く講演会(n=74)	20.3%	17.6%	28.4%	25.7%	8.1%	0.0%	0.0%
	家族会(n=58)	27.6%	12.1%	32.8%	22.4%	5.2%	0.0%	0.0%
	専門家の講義や講演会(n=121)	23.1%	14.0%	31.4%	19.8%	9.1%	2.5%	0.0%
	依存症について特集したテレビ番組(n=720)	10.8%	13.1%	36.4%	26.4%	11.0%	1.7%	0.7%
	本・新聞・インターネットなどの記事(n=845)	9.3%	13.5%	35.3%	27.2%	12.5%	1.4%	0.7%
	広報よこはまやリーフレット等の横浜市が発行する広報物(n=211)	11.8%	10.9%	35.1%	27.5%	11.4%	2.4%	0.9%
	その他(n=59)	16.9%	8.5%	23.7%	35.6%	13.6%	1.7%	0.0%
	無回答(n=117)	6.8%	13.7%	36.8%	25.6%	11.1%	3.4%	2.6%

出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

図表 2-56: 依存症に悩んだとき、相談しようと思う機関



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

コラム 依存症に関する普及啓発とスティグマについて

これまで依存症の普及啓発においては、様々な媒体や表現が用いられてきました。中でも、特に多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症に対する負のイメージや偏見・差別(＝スティグマ)を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。

また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象にわかりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。

こうした点を踏まえ、依存症の回復支援に向けた普及啓発では、依存症に関する正しい理解を促進し、また、回復につなげていくようなメッセージを発信していくことが重要になると考えられます。

イ 二次支援における課題

④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発

【課題の具体的内容】

- 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知
- 家族等が相談をする場の必要性
- 職場での普及啓発
- 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発
- 情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討

【相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知】

回復支援施設利用者調査では、回復支援施設の存在自体を知らなかったといった意見や、専門的な医療機関等について、より広く伝わってほしいといった意見が散見されます。

また、e アンケートによれば、身近な人に依存症の問題が起きたときに、「相談しようと思わない」、「相談できない」と回答した人のうち、「相談先を知らないから」と回答した人が 27.0%となりました。

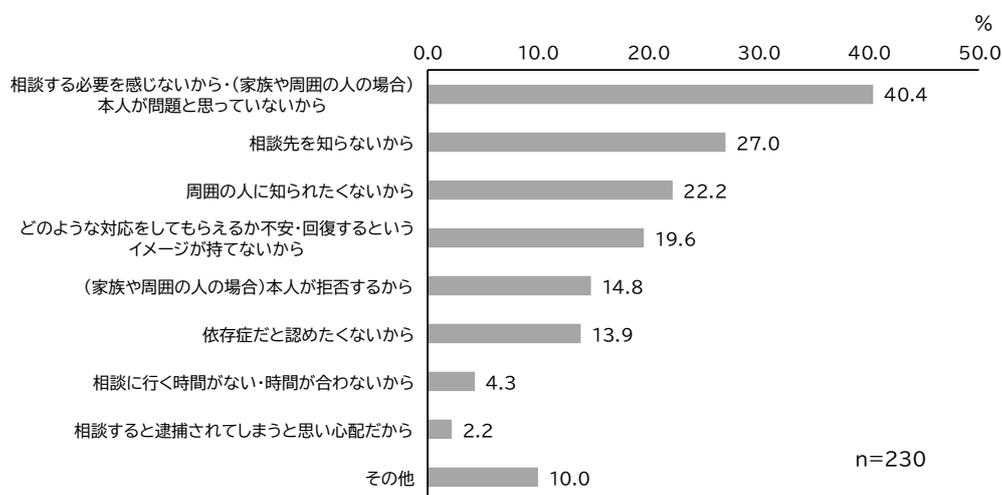
身近な支援者や専門的な医療機関、専門的な支援者等への相談が、回復に向けた第一歩であると考えられ、依存症の本人や家族等に対し、相談窓口や支援に関する情報提供・周知を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-57: 依存症や回復支援施設に関する周知の必要性(例)

- ✓ 自助グループについては知っていたが、回復支援施設の存在は知らなかった
- ✓ 女性の依存症回復施設があることを知る機会が少ないと思う
- ✓ 自助グループを含め回復できる場所があると知っていてほしい
- ✓ 専門医療機関があることを知らない人は結構いると思うので、広くみんなに伝わるようになればよいと思う

出典:横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和 2 年度)

図表 2-58:自身や身近な人に依存症が疑われる場合、あるいは依存症の問題が起った場合に誰かに「相談しようと思わない」、「相談できない」とする理由



出典:ヨコハマ e アンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

【家族等が相談をする場の必要性】

依存症は、本人にその自覚がないものの家族等がその可能性に気付く事例も見られます。また、借金により家族等が大きな影響を受けることや、時にはDVや虐待の被害者になる事例も少なくありません。

さらに、保護者等が依存症であることで、子どもが、いわゆる「ヤングケアラー」として、家事や家族等の世話を行うことにより、年齢や成長に見合わない責任や負担を負い、成長や教育に影響を及ぼすこともあります。

このように依存症は、本人だけでなく家族等にも深刻な影響を及ぼす問題であり、回復支援施設利用者調査でも、本人より先に家族が相談機関等につながる人が多いことも示唆されています。しかしながら、検討部会での議論では、本人に依存症の自覚がない状況で、家族等が医療機関などに相談した場合、相談先によっては「本人の自覚や治療に対するモチベーションがないと対処が難しい」との理由で対応を断られることもあるとの指摘が聞かれました。

依存症による家族等への影響を踏まえ、本人のみならず、家族等への依存症に関する知識の啓発とともに、家族等が相談やSOSを発信できる場の周知や整備、家族等のサポートを行うための支援についても検討を進めていくことが求められます。

図表 2-59:検討部会における家族等が相談をする際の課題(抜粋)

- ✓ 病院に電話をしても「ご本人に治療する気がないなら対応できない」といった反応をされてしまい、家族が遠慮してしまう傾向がある。本人が依存症であることを否認している事例が多いため、病院につながる初めの部分について周知・啓発する取組もあるとよい。

【職場での普及啓発】

企業等で働いている人々の中にも、依存症の本人や依存症になるリスクが高い人が、一定数存在しているものと考えられます。

企業等で働いている人々は職場で過ごす時間が長く、周囲の上司や同僚等が、日々の業務での発言や行動から、依存症の問題に気付く事例もあると推察されます。

そこで、本人や家族等に加え、職場における依存症問題に関する普及啓発についても検討を進めていく必要があります。

【回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発】

専門的な医療機関や回復支援施設、自助グループ等の活動内容に関する理解が進んでいないこともあり、依存症の本人や家族等にとって、こうした団体・機関に支援を求めた後、どのように回復していくのか、そのプロセスについてのイメージが湧きづらいものと考えられます。

その結果、支援に向けた第一歩を踏み出すことに躊躇してしまったり、せっかく支援団体等につながったにもかかわらず、自身が想定していた回復のイメージとの違いから、医療機関や民間支援団体等の利用を中断してしまったりといった問題が生じることが懸念されます。

こうした問題に対し、実際の回復事例や民間支援団体等を利用する当事者の経験談などの情報提供等を進め、依存症からの回復プロセスを具体的に認識できるような啓発活動を行うことが求められます。依存症は回復可能であること、また、どのような回復プロセスをたどるのか、といったことを当事者や家族等が理解できれば、相談や医療機関・民間支援団体等の継続利用に向けた心理的なハードルが下がるものと期待されます。

【情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討】

国、県、本市など、それぞれの主体において、依存症に関する様々な情報提供が行われています。また、情報提供の媒体・手法も、ホームページへの掲載、公共施設等での啓発資料の配布、公共交通機関における啓発広告の放映、行政職員や医療関係者、民間支援団体等のスタッフによる講演会・セミナーなど多岐にわたります。

こうした既存の情報提供については、本人や家族等が必要な支援につながるために一定の役割を果たしているものと考えられます。しかし、多くは一方的な情報提供であり、情報の受け手が能動的に取捨選択しないと、必要な情報を入手できないとの指摘が検討部会でなされました。

多くの人に届きやすく、また、情報の受け手が必要な情報を得やすいインターネットを活用した情報提供についても検討していくことが求められます。

図表 2-60: 検討部会における現在の情報提供方法に関する指摘(抜粋)

- ✓ 一方的に情報を提供する Web サイトはあるが、SNS等を活用して気軽に市民が相談できる、双方向的なオンライン相談窓口がまだ普及していないのではないか。

⑤依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築

【課題の具体的内容】

- 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築
- 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応
- 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応
- 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応

【行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築】

【生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応】

こども家庭支援課アンケートによれば、回答した 13 区のうち約 8 割の区が、保護者がギャンブル等の問題を抱えている事例に対応した経験があり、また、約 9 割の区が薬物の問題を抱えている事例に対応した経験がありました。

また、「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」によれば、アルコール依存症はうつ病と合併する頻度が高く、併せて、アルコールと自殺との間にも関連性があるとの研究結果が示されています。

このように依存症の本人は、依存症に至る背景に様々な問題を抱えている事例や、依存症に起因して社会生活や家庭生活に様々な問題が生じている事例が散見されます。連携会議においても、依存症の本人は多重債務、DV、自殺などの差し迫った危機に直面している場合も多く、そうした危機回避をしっかりと行わなければ、その後の回復プロセスがうまく進まないという問題点が指摘されています。

そのため、生活困窮や虐待など他の生活課題による相談事例でも、背景に依存症の問題を抱えている可能性があることに気付く必要性や、反対に依存症の回復支援に対応する際も、背景にある課題についても包括的にサポートしていく必要があります。

こうした支援ニーズに対応していくため、行政や専門的な医療機関、民間支援団体等のみならず、身近な支援者など、多様な機関・団体が連携し、長期的・包括的なサポートを行う体制を構築していくことが求められます。

図表 2-61:市内 18 区のこども家庭支援課が対応した事例のうち、
子どもあるいは家族等にギャンブル等あるいは薬物の問題が見られた事例
(直近 2 年間)(複数回答・n=13)

回答項目	回答数	回答割合
ギャンブルの事例があった	11	84.6%
薬物の事例があった	12	92.3%
(いずれの事例も) なかった	1	7.7%

出典:市内 18 区のこども家庭支援課虐待対応チームを対象とするアンケートより

図表 2-62:連携会議における回復初期段階の「危機回避」の重要性

- ✓ 早期発見・早期回復というが、依存症の本人は自殺やDV、多重債務問題など差し迫った危機に直面している。こうした危機・危険を回避しなければ、二次支援・三次支援における回復支援がうまく進まない。

【未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応】

依存症の本人が抱えている問題や置かれている状況には様々なものがありますが、本人が未成年のために教育機関や児童福祉施設と連携した支援が必要な事例や、高齢、身体や認知機能の障害等のために介護を必要とする事例も見られます。

しかし、このような課題を抱える依存症の本人への支援は、児童福祉や介護などの専門知識が必要となり、連携体制が構築されていない場合には対応が困難になることもあります。

こうした点を踏まえ、未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等により民間支援団体等の支援が困難となっている事例に対応するための取組が求められます。また、介護事業者において、比較的軽度の依存症の本人への支援が可能となる情報提供や研修の機会が求められます。

図表 2-63:回復支援施設ヒアリングにおける支援困難事例に関する意見(例)

- ✓ スリーミーティングが基本だが、困難な利用者がある。生活の基本的支援(金銭・服薬管理、受診・買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 更生施設入所者は障害福祉サービスが使えないため、利用先が限定されてしまう。
- ✓ 高齢化や介護的支援のニーズを伴う利用者も増えてきた中で、社会資源利用の制限や看取りのニーズといった課題も抱えている。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

【依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応】

依存症の本人の中には、専門的な医療機関や民間支援団体等における依存症の回復支援に加え、日常生活上の支援が必要な人や金銭管理等に焦点を当てた部分的な支援を行うことで問題が解決に向かう人など、他の生活に関する支援が必要な事例もあると推察されます。

このような事例における、適切な支援機関・団体の見極めや支援機関・団体へのつなぎ、回復プロセスにおける連携のあり方などについて、検討を進めていく必要があると考えられます。

図表 2-64:他の生活に関する支援を必要とする人への対応内容(例)

- ✓ 生活の基本的支援(金銭・服薬管理、買い物同行)のほか、緊急対応、通院同行などの支援も必要になっている。
- ✓ 生活の安定や人生が充実できれば、ギャンブルの問題は解決すると考え、利用者一人ひとりに助言し、必要な関わりをしている。
- ✓ 知的障害者や精神障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるような支援を行っている。

出典:市内回復施設ヒアリングより

⑥身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組

【課題の具体的内容】

- 身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応
- 身近な支援者への支援情報・知識の提供

【身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応】

【身近な支援者への支援情報・知識の提供】

市が地域ケアプラザや精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターを対象に実施したアンケートによれば、アルコールの問題は、身近な支援者に寄せられる相談の内容として珍しくない状況にあります。他方、身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎがうまくいかず、必要な支援に結びつかない事例もあります。

また、検討部会でも、委員から、身近な支援者において依存症が疑われる人から相談を受けた場合の標準的な対応方法やフローの明確化の必要性について指摘がなされました。

こうした現状や指摘を踏まえ、身近な支援者が依存症の疑いのある人から相談を受けた場合に、適切な支援者につなぐことができるよう、相談窓口への情報・知識の提供やガイドラインの整備について検討を進めていくことが求められます。

さらに、本市が実施した各種のヒアリングや検討部会での議論によれば、身近な支援者、一般医療機関や救急医療機関、司法関係者などにおいて、依存症にかかる専門的な支援者の活動内容、依存症の本人を対象とした支援策などが、十分に認知されていない現状があります。

加えて、依存症に関する基本的な知識や情報などについても浸透しておらず、研修等を求める声も聞かれます。

身近な支援者と専門的な支援者との連携促進に向けて、支援情報や知識向上のための身近な支援者を対象とする研修や情報交換などの取組を進めていく必要があります。

図表 2-65: 検討部会における身近な支援者からのつながりに関する指摘(抜粋)

- ✓ 司法書士としてギャンブル等により借金を抱えた人の債務整理の相談にも対応するが、例えばギャンブル等に関する相談者の中にも、依存症の人もいれば、そうでない人もいて、その判断をするのは難しい。依存症かどうか、ある程度把握することができれば、他の専門的な相談窓口につなげることができるため、研修で依存症について知ることが大事だと思う。
- ✓ 相談者が「依存症ではないか」と思った時、行政への紹介や啓発リーフレットを手渡すというだけでよいのかという問題がある。リーフレットを手渡すのに加えて、紹介後にどのような経過をたどるのかを知っておくことができれば、ある程度の動機づけをしやすいのではないかと思う。そのためには、我々も依存症について学ぶことが重要である。
- ✓ 弁護士として薬物の使用で逮捕された人と接する機会があるが、そうした人は刑事事件の公判を控えているため、治療へのモチベーションが非常に高い。そういう人を支援施設につなげたいと考えた時に、実際には特定の回復施設や特定のクリニックにつなげるとか、そのくらいの知識しか持ち合わせていない現状がある。支援を必要とする人に出会ったにもかかわらず、十分に支援につなげられないというジレンマを抱えている。
- ✓ 身近な支援者に対する研修も重要だが、対応ガイドラインを作成していくということが対策としては早いのではないか。

⑦専門的な支援者や家族等への支援

【課題の具体的内容】

- 本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応
- 家族等に対する支援

【本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応】

民間支援団体等や専門的な医療機関等による支援の提供にあたって、回復支援につながっても、本人の判断により回復に向けた治療やプログラムを中断してしまう事例が見られます。

回復支援施設利用者調査では、こうした問題の背景には、本人の意向と支援団体・機関における支援方針・内容のミスマッチなどが、理由として挙げられています。支援の中断の要因としては、ミーティング等に通うためのアクセスや時間・頻度の問題、回復施設の支援方針と本人のニーズの不一致、回復支援につながったときの本人の準備状態と合わなかった等、様々なものがありました。特に、利用者の特性や背景は多様であり、例えば、ミーティングが回復のために非常に有効だったという意見がある一方で、集団の中に身を置くことが苦痛だったといった意見もあり、本人の求めるタイミングに本人のニーズに合った回復資源に出会うことの重要性が推察されました。

一方、専門的な医療機関等で診断を受けたり、依存症の説明を受けたりすることで、その後の民間支援団体等の利用につながった事例も聞かれます。

そのため、本人への動機づけや本人の意向と支援内容のマッチングのあり方、中断後等の中長期的視点でのフォローのあり方などについて検討・情報共有を行う場を設けるなど、専門的な支援者が、継続的な支援を行うために必要な施策を講じることが求められます。

【家族等に対する支援】

二次支援から三次支援にかけて、家族等が本人の最も身近な立場で回復プロセスを見守ることもあります。

家族等が安定した状態で回復プロセスを見守ることが、本人の回復において重要です。しかし、順調に回復が進む事例だけではないため、家族等は常に本人の中途退院・退所や再乱用、自殺等への不安や悩みを抱えながら見守っている事例も少なくありません。

検討部会においては、家族等と本人との関係の取り方に関する情報提供や家族等の不安・負担を軽減するための支援が不足しているとの指摘がありました。回復プロセスに重要な役割を担う家族等への支援の充実に向けた取組を進めていくことが必要と考えられます。

図表 2-66: 検討部会における家族等への支援に関する指摘(抜粋)

- ✓ 薬物依存症者と家族は一体である。家族等が健康になると本人の回復に結びつく事例が経験上多い。計画の中では、もう少し、家族の支援を考えてもらえるとよい。
- ✓ 三次支援の段階においても、本人の回復が始まったとしても、行ったり来たりしている状態のため、家族等の支援を継続して行うネットワークや、施設と医療機関の横のつながりの強化が必要である。

ウ 三次支援における課題

- ⑧支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
- ⑨支援者によるアセスメント力向上

【課題の具体的内容】

- 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供
- 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること）
- 女性への回復支援の課題解決

【対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供】

【支援者によるアセスメント(その人に合った支援を見極めること)】

依存症の問題を抱える背景には、性別や成育歴、家族関係、障害の有無など、様々な状況があり、こうした個々の状況や依存対象を踏まえて支援を提供することが重要になります。

また、依存症社会資源調査や回復支援施設ヒアリングでは、市内で活動している民間支援団体等はその支援方針や支援内容などが多彩であり、他の自治体と比較して本人にとって多くの回復の選択肢が存在していることが示されています。

回復支援施設利用者調査では、自身のニーズ等に合わない医療機関や回復支援施設を利用すると、回復プロセスの途上で中途退院・退所してしまう可能性を高めることが示唆されています。回復プロセスを円滑に進めていくためには、アセスメントを通じて当事者のニーズや状況を評価し、本人に合った支援の内容を見極め、同時に支援団体の特色を踏まえて両者のマッチングを行うことが重要になります。

そのため、依存症の本人が自身のニーズに合った専門的な支援者につながる機会の充実を進めていくことが求められます。また、つながった支援者が合わなかった際には、改めて本人に合った適切な支援者につながるために、支援者間の連携体制が求められます。

【女性への回復支援の課題解決】

回復支援施設ヒアリングによれば、男性と比較して女性は摂食障害との重複や統合失調症などの他の精神疾患を抱える利用者も多く、加えて、DV・性被害など、女性が被害者となることの多い課題と依存症の問題が重なっており、支援が難しい事例が少なくありません。

これまでの研究²⁶によれば、女性の依存症は、多問題性(身体的・心理社会的な問題を多く抱え、複合的な支援ニーズに応える必要性)や問題領域の広範さ(生活福祉や女性相談、児童福祉、医療、更生保護、教育などの広範な関係機関との連携が必要)など、様々な特性が見られる点が指摘されています。

さらに、家事や出産・子育て等が回復支援施設や自助グループの利用しづらさや中断の要因にもなるといった問題から、症状が悪化してから支援につながるものが比較的多いものと推察されます。

「本人に合った支援を提供する」という観点からすれば、こうした女性の依存症の特性を踏まえた回復支援が求められますが、女性の特性に配慮したサポートの必要性は広く認識されていません。

また、DV・性被害等を男性の前で語りにくいことから支援スタッフを女性に限定する必要がある場合がありますが、女性専用の回復支援施設においては、女性人材の確保に苦勞しており、支援内容を抑制せざるを得ない場合もあります。

このような女性の依存症の回復支援が直面する課題の解決に向けた、方策を検討していくことが必要です。

26 特定非営利活動法人ダルク女性ハウス『依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示』(厚生労働省 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業)

⑩専門的な支援者等が継続的に活動するための支援

⑪様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応

【課題の具体的内容】

- 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討
- 他の生活に関する支援への負担の対応検討
- 施設の安全管理・危機管理
- 新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討
- 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境
- 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア

【民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討】

【他の生活に関する支援への負担の対応検討】

依存症の支援は、生活全般の支援や通院等への同行など、様々なサポートが必要になります。特定の曜日や時間帯だけでなく、24 時間 365 日の支援が必要となる場合もあります。

また、依存症の中には、依存症の回復支援そのものよりも、生活課題に対する支援が必要な場合や金銭管理等の支援を行うことで問題が解消に向かう場合もあり、回復に向けて幅広い支援が求められる現状があります。

現在、多くの民間支援団体等では、障害者総合支援法などの制度に基づくサービスによる支援を行っていますが、こうしたサービスは提供量に上限が設けられていたり、利用可能な対象者が限定されていたりすることが一般的です。そのため、回復支援施設ヒアリングでは、理念に即した支援を全ての当事者に十分に提供することが難しいとの意見が見られます。

加えて、利用者の高齢化などのために介護や看取りのニーズなども増加しているとの意見も見られ、支援のベースとなっている制度と支援ニーズの不一致が生じつつあります。

こうした問題に対応していくため、制度と支援ニーズのギャップを埋めるような活動支援のあり方、団体の負担軽減に向けた方策について検討を進めていくことが求められます。

【施設の安全管理・危機管理】

回復支援施設ヒアリングによれば、DV やストーカー被害を受けている人が利用する場合などもあり、施設の安全管理や危機管理に対する不安が聞かれました。

さらに、近年、風水害や地震等により、福祉施設が被災する事例も多く、特に入

所施設において災害発生時の避難などをいかに行うかといった問題も顕在化してきています。

各施設が安全管理や危機管理の対策を講じる上で必要な支援が求められます。

【新型コロナの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討】

新型コロナにおいては、感染拡大の防止に向けて、いわゆる「3密」²⁷の状態を回避することが重視されています。そのため、これまで対面により開催されてきた面談や自助グループによるミーティングなどが延期・中止となったり、人数・会場が制限されたりする場合も出てきています。

自助グループ等が行うミーティングは、本人の回復や家族等の分かち合いと精神的な負担の軽減において重要な役割を果たしており、こうした場が開催されないことによる影響が懸念されています。

一部では、テレビ・Web会議システムを活用したオンラインミーティングが開催されており、これまで時間の都合等で参加できなかった依存症の本人や家族等が自助グループに参加できるようになったといったプラスの側面も出てきています。対面のミーティングの持つ意義や重要性は引き続き重視しつつ、それと同時に「新しい生活様式」の下での民間支援団体等の活動のあり方、相談対応のあり方を模索していくことが求められます。

図表 2-67: 検討部会における新型コロナ感染拡大による支援活動への影響に関する指摘

- ✓ 新型コロナの影響は、しばらく続いていくのではないかと。そういった社会環境で、何が我々(支援者)にできるかというのを考えていく必要がある。色々な施設がつながるといふことに関して、「とりあえず不十分ながらもやってみる、まず取組から始めてみる」ということも必要ではないか。
- ✓ 新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下では、断酒会の夜間の例会ができなくなった。
- ✓ 市内では、自助グループのミーティングが様々な場所で毎日のように開かれており、例会に出席することで断酒を継続させる例が多い。しかしながら、今は開催することができない。オンラインでも話はできるが、仲間が集まる会場には、特別に醸し出される雰囲気みたいなものがあり、「1人ではない。1人ではやめられないけれども、皆の力でやめ続けよう」という姿勢が生まれる。

27 新型コロナの集団発生リスクが高いとされる、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」といった3つの条件を言い表すため、厚生労働省等が掲げている標語のこと。

図表 2-68:連携会議におけるオンラインミーティング等の利点に関する意見

- ✓ オンラインを活用することで、通勤時間等に縛られずミーティングをすることができた。
- ✓ いても立ってもいられない、つながらないではいけないという人たちが、赤ちゃんを抱えながら、あるいは本当は行きたいのに出られないという人たちも含めて、5分でも10分でもオンラインでつながることができたという前進した面もあった。

【専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境】

回復支援施設ヒアリングでは、グループワークによる他の施設のスタッフの話を聞ける実践的な研修を希望する意見や、事例検討などを施設横断的に行う場を求める意見などが聞かれました。

また、区役所の生活支援課の生活保護担当や障害福祉サービス事業所などの身近な支援者との関係づくりを求める意見も聞かれます。

身近な支援者においても、各種実態調査から依存症の本人への対応に苦慮している様子が見受けられ、また、民間支援団体等の活動内容への理解についてもさらに深めていく余地があるものと考えられます。

こうした支援者のニーズを踏まえ、本市では連携会議を開催し、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を進めています。今後、専門的な支援者間、身近な支援者間、専門的な支援者と身近な支援者間での情報共有などを行う場を創出し、支援者全体のさらなるネットワーク化を進めていくことが求められます。

図表 2-69:回復支援施設における支援者間の横のつながりに関する意見(例)

- ✓ グループワークなどで他の施設のスタッフの話を聞けるような、実践的な研修があるとよい。
- ✓ 精神医学に関する一般知識の習得や事例報告等の場があれば参加したい。
- ✓ 新任スタッフが、他の回復支援施設のスタッフの取組について話を聞くような研修は有用だと思う。
- ✓ 区役所の生活支援課と個別支援で連携を図りたい。お互いに情報共有をすることで、よりよい支援ができるのではないかな。
- ✓ 援助者のためのセミナー(経験して勉強する必要性、グループセラピーの進め方)などが大切と感じる。
- ✓ 弁護士や司法書士の中にはギャンブル等の問題に理解のない人も多いため、啓発を希望する。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

【継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア】

民間支援団体等のスタッフは、回復に向けた本人の気持ちに共感できることや支援内容の専門性・特殊性から、依存症からの回復者などがそのまま施設で支援者として働く事例が多く見られ、他の福祉施設のように一般に募集しての採用が難しい状況にあります。そのため、支援人材の定期的な確保や計画的な育成が難しく、人材が不足しやすい状況にあります。

また、回復支援施設ヒアリングによれば、女性の回復支援を専門とする施設において、スタッフが女性に限られるため、出産や育児休暇などにより継続的に関わるのが難しく、より人材確保面での課題が顕在化しているものと考えられます。

さらに、依存症の本人は様々な課題を抱えていることがあり、生活面のサポートや様々な関係機関との調整など、業務量が増大する中で、スタッフは「燃え尽き症候群」(バーンアウト)のリスクに晒されている可能性が高いと推察されます。

こうした問題を踏まえ、継続的な人材確保のために、スタッフを対象とした研修や支援者のネットワークによる情報交換の促進、バーンアウトの防止に向けた取組などを進めていくことは、団体の活動の継続に向けて極めて重要と考えられます。

図表 2-70:回復支援施設ヒアリングにおける職員の確保等に関する意見(例)

- ✓ 特定の疾患のある利用者が顕在化し、ミーティングの参加が難しい。職員はバーンアウトになりやすい。
- ✓ 女性のみという時点で、スタッフ候補の人数がそもそも少ない。スタッフの不足により、実施したい支援ができないこともある。
- ✓ 回復者自体がそもそも少ないが、女性の回復者は出産や育休などがあり、施設の運営等に継続的に関わるのが難しい。

出典:市内回復支援施設ヒアリングより

⑫回復段階において新たに顕在化する課題への対応

【課題の具体的内容】

- 就労への移行についての課題解決に向けた検討
- 医療機関との連携
- 地域で生活していくための支援
- 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援
- 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応
- 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応
- 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

【就労への移行についての課題解決に向けた検討】

本人に障害がある場合、障害福祉サービスの枠組みにおいては、就労移行支援や就労継続支援など、就労への移行をサポートする様々なサービスが提供されています。しかし、依存症に対応したサービスを提供する事業所は必ずしも十分に確保されていません。また、依存症に対する偏見が、就労への障壁となっていることもあります。

さらに、本人の依存症やその他の精神疾患等の状況を理解し、適切な合理的配慮を提供することのできる職場環境の実現も求められます。

依存症からの回復過程にある人が、自分らしく働くことができる職場を見つけ、働き続けることができるようにするため、関係主体と検討を進めていくことが重要と考えられます。

【医療機関との連携】

依存症の本人の回復を継続的に支援していく上では、医療機関と民間支援団体等が緊密に連携し、本人に適した支援を行っていく必要があります。

しかしながら、依存症治療に対応できる精神科の病院や診療所は必ずしも十分な数が確保されておらず、福祉分野の支援者との連携も十分でない場合があります。また、検討部会の議論では、複数の依存症や重複障害のある事例において、医療機関同士の連携が十分に取れていない場合があるとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえると、医療・福祉の両面から専門職が依存症の本人の状態像を共有し、適切な回復支援を行うための医療機関間及び医療機関と民間支援団体等との連携体制が必要だと考えられます。

図表 2-71:検討部会における医療機関との連携に関する指摘

- ✓ 「発達障害ではこの医療機関、薬物依存ならこちら」など、重複障害に対するたらい回しの現状をどうしたらよいかという問題がある。
- ✓ 医療機関同士の連携ネットワークがあり、「この患者さんは我々が診るけれども、何かあったらアドバイスをください」といった関係性ができれば、様々な疾患を持っている人にも対応ができていくのではないかな。

図表 2-72:依存症支援における医療・福祉等連携の必要性に関する指摘

- ✓ 入所者、通所者には多様な課題があるため、精神科医、弁護士、司法書士、精神保健福祉士など、チームによる支援を行っている。
- ✓ 緊急対応時は連携先の精神科医療機関に相談、対応してもらっている。
- ✓ 利用者には、摂食障害との重複や統合失調症等の精神疾患をもつ利用者や幼少期の問題を抱えている人も多い。
- ✓ 重複障害の利用者の場合、精神科主治医に職員としてどのように対応したらよいか尋ねる。
- ✓ 利用者には必ず医療機関の依存症外来に通ってもらい、感情に関するプログラムを受けてもらっている。
- ✓ クリニックに通っている利用者のことは、医師とカンファレンスの時間を持って、支援を進めている。

出典:市内回復施設ヒアリングおよび横浜市「回復支援施設利用者調査」(令和2年度)

【地域で生活していくための支援】

【矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援】

依存症からの回復過程において、民間支援団体等の入所施設から地域での生活に移行していく際には、住まい等の生活基盤を確保した上で、当事者が自立した生活を送るための支援を提供する必要があります。

しかしながら、検討部会での議論では、依存症に対する偏見等から、住まいを確保する上で大きなハードルがあるとの実態が指摘されています。また、それまで支援者や他の当事者と共同生活を送っていた人が地域に移行すると、周囲からのサポートが大きく減少し、施設の仲間との関係が薄れ、孤立してしまう可能性も懸念されます。

また、「横浜市再犯防止推進計画」によると、平成30年において、神奈川県に所在する刑務所から出所した人の約3割が、出所時に帰住先がない状況となっており、矯正施設から出所した人が孤立した状況に置かれやすいことがうかがえます。

検討部会においては、特に再犯率の高い薬物依存症の人に対して、矯正施設出所後の継続的なサポートが必要であるとの意見が聞かれました。

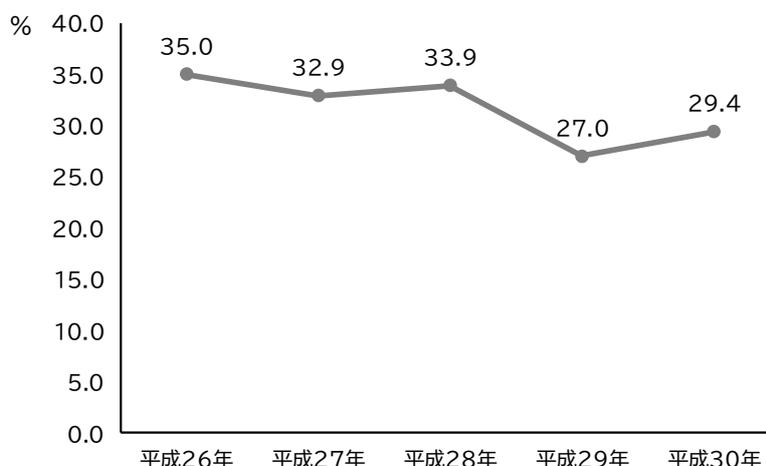
地域での生活に移行することで、支援から切り離され、回復が阻害されることのないように、継続的に本人へのサポートを行い、孤立や再犯を防ぐ体制を構築していくことが求められます。

図表 2-73: 検討部会における地域生活を送る上での課題等に関する指摘

- ✓ 依存症で民間支援団体等につながった後、クリーン²⁸の状態が続いて回復しても、重複障害があると民間支援団体等でもサポートのしようがない場合がある。そういう場合においては、退寮して社会に出ても、生きづらさを抱えているために一般の精神科に行って薬を処方してもらおうとするが、薬物依存歴のことを言うと「うちでは診られない」と断られてしまう。
- ✓ 「住まい」の問題もある。グループホームは、一般の精神障害のみであれば受け入れてくれるが、薬物依存となると途端に受け入れてくれなくなる。「たらい回し」が始まって、本当に限られた所でしか生きていけないという現状がある。せっかく薬物依存からの回復を日々重ねていっても、つないで支援していかないと、本人はつまづいてしまう。社会の中で見守っていかないと、彼らは生きていけないと思う。

28 アルコールや薬物、ギャンブル等の依存対象となる物質や行為から離れている状態のこと。

図表 2-74: 刑務所出所時に帰住先がない人の割合(神奈川県)



出典:横浜市「横浜市再犯防止推進計画」

【依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応】

検討部会の議論では、依存症の本人は、特定の依存対象のみならず、複数の対象への依存や、他の精神疾患、障害等を抱える場合もあり、一つの施設だけでは十分な支援を行うことができない場合があることが指摘されました。

単独の医療機関や回復支援施設では対応が難しいクロスアディクションや重複障害の人の回復支援に向けて、専門的な医療機関や民間支援団体等、身近な支援者が連携し、支援を進めていくための関係団体・機関間の協働の体制を構築していくことが必要と考えられます。

【依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応】

一次支援で述べたように、地域社会や職場において、依存症に対する正しい知識が十分に普及していないことから、負のイメージに伴う偏見・差別が存在しており、施設運営における難しさもあります。

依存症の本人が地域で生活するためには、依存症に対する正しい知識の周知を進めて、偏見の解消を図るとともに、民間支援団体等が地域の中で活動しやすい環境を整えていくことが求められます。

【回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援】

検討部会では、回復期においても再発の可能性があるといった依存症の特性上、寄り添い続ける家族等の負担が極めて大きいとの指摘がなされました。

依存症の回復過程が直線的なものではなく、一進一退を繰り返すものであるという特性を十分に踏まえた上で、本人の長期的な回復過程とともにある家族等の負担を理解し、総合的にサポートする取組が求められます。

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康に様々な困難を抱えている場合や、依存症により本人だけでなく、その家族等の生活も大きな影響を受け、家族等が苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、困難を抱える本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、本計画では、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念とします。

2 基本方針

(1) 基本方針の考え方

先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針とします。

本計画は、依存症の本人や家族等への支援に着目し、依存症者支援における課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討し、「一次支援・二次支援・三次支援」という3つのフェーズごとに各依存症の予防及び回復支援に軸足を置いた重点施策を取りまとめました。

一次支援から三次支援の各施策において、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携しつつ、効果的な支援を行うことが必要であると考えられます。

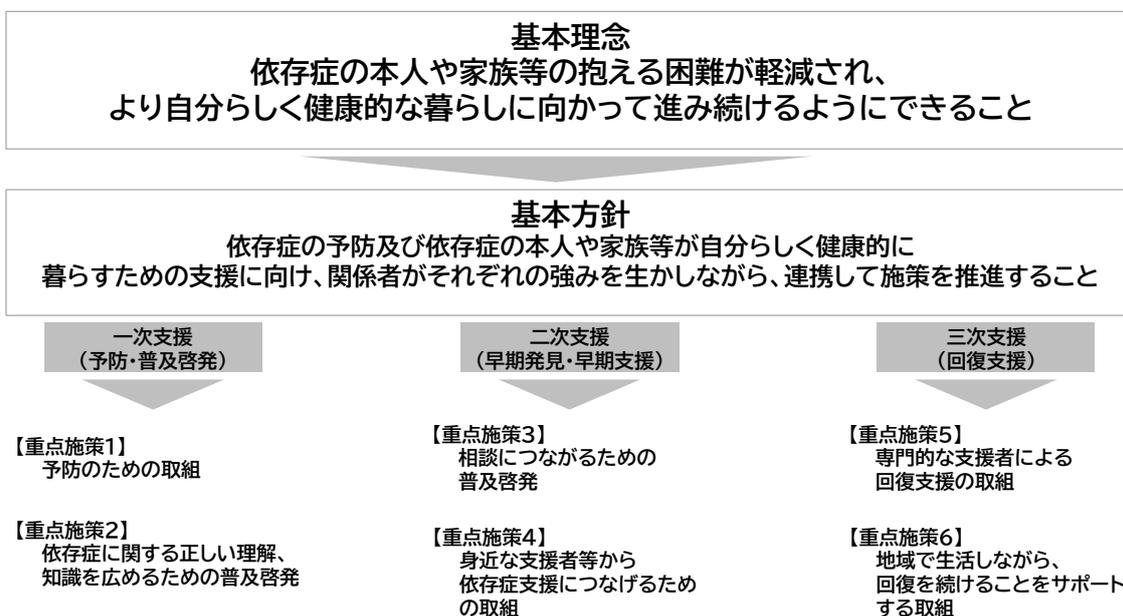
基本方針に則した、支援の段階ごとの施策対象と考え方は、下表の通りです。また、この基本方針に沿って次ページのように施策体系を設定します。

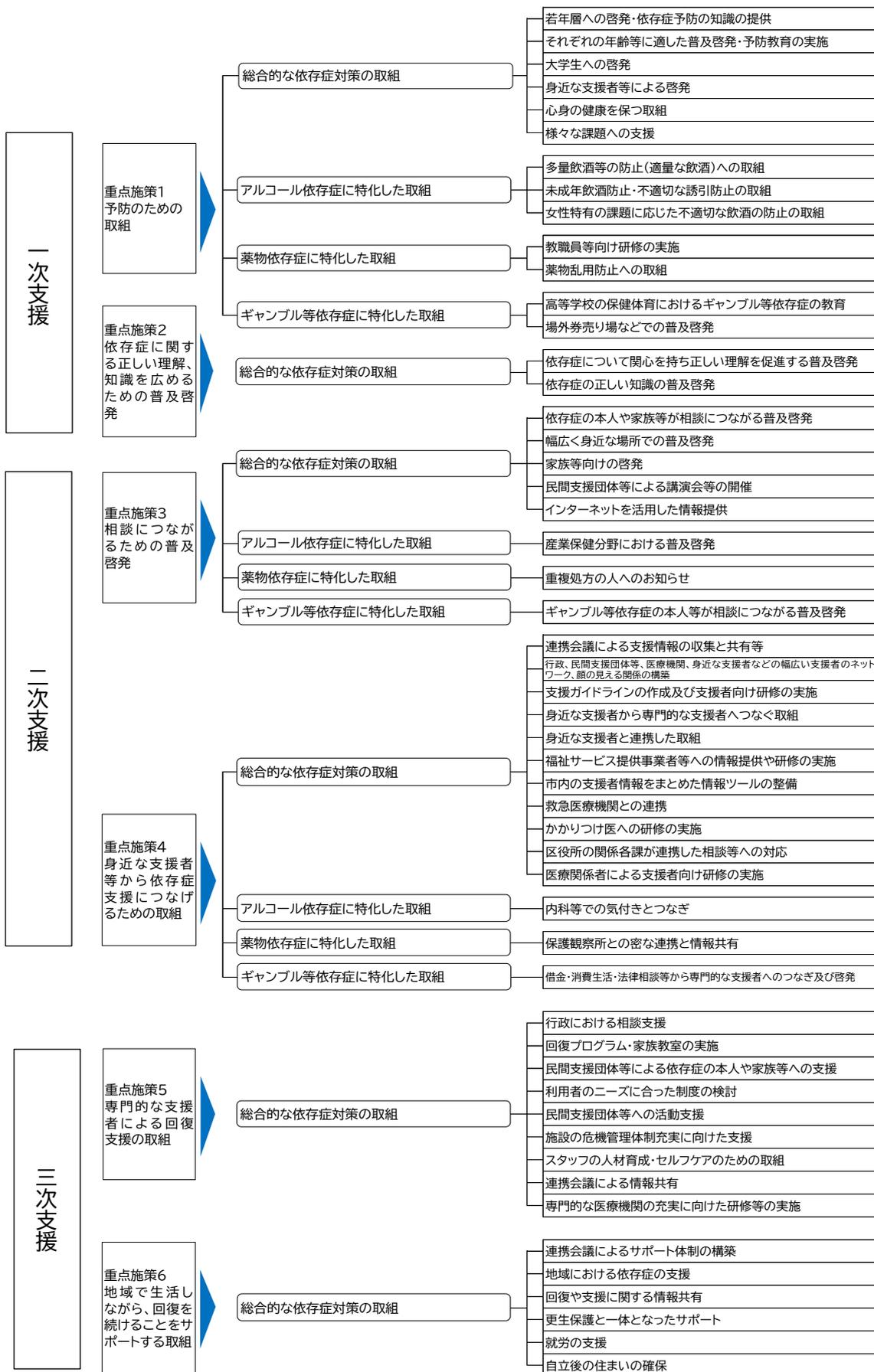
図表 3-1:本計画の基本方針と支援の段階ごとの考え方

基本方針	
<p>依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること</p>	

支援の段階	主な施策の対象	考え方
一次支援 (予防・普及啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民全般を対象としつつ、依存症のリスクの高い人も特に対象とします 	<ul style="list-style-type: none"> ●依存症の予防のための取組を実施します ●依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します
二次支援 (早期発見、早期支援)	<ul style="list-style-type: none"> ●依存症の本人・家族等や、依存症の疑いがありつつも支援につながっていない人を対象とします 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先がわからないことが、相談・支援への障壁となるため、早期に適切な支援につながるができるよう、普及啓発の取組を実施します ●相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を実施します
三次支援 (回復支援)	<ul style="list-style-type: none"> ●依存症からの回復段階にある人を対象とします 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、依存症者の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します ●依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います

図表 3-2:本計画の施策体系

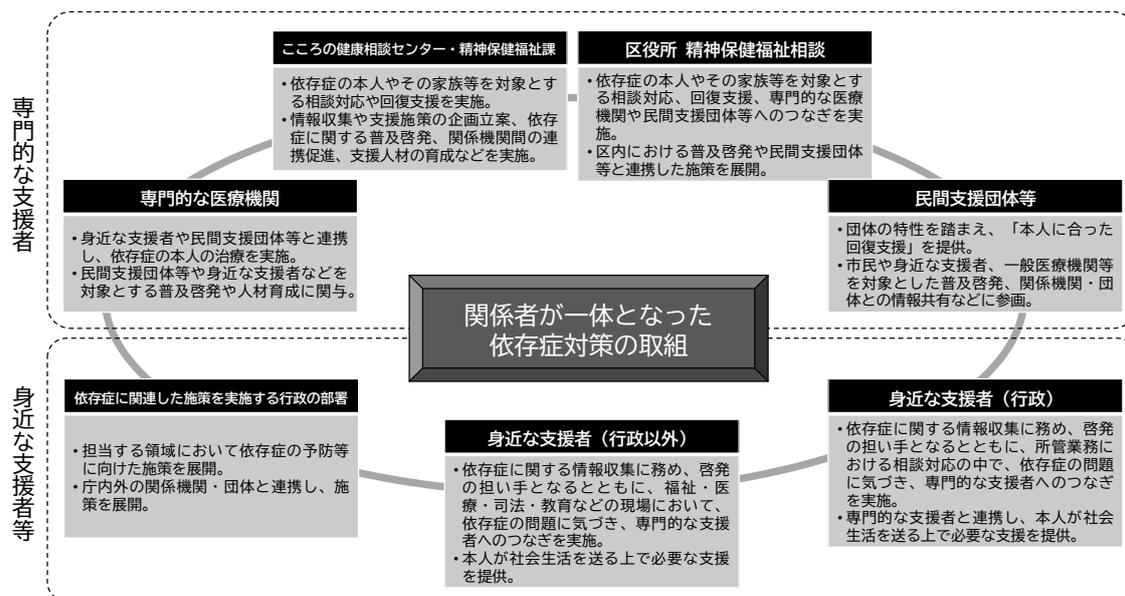




(2) 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者(行政)、身近な支援者(行政以外)、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-3:基本方針の実現に向けた取組体制



第4章 取り組むべき施策

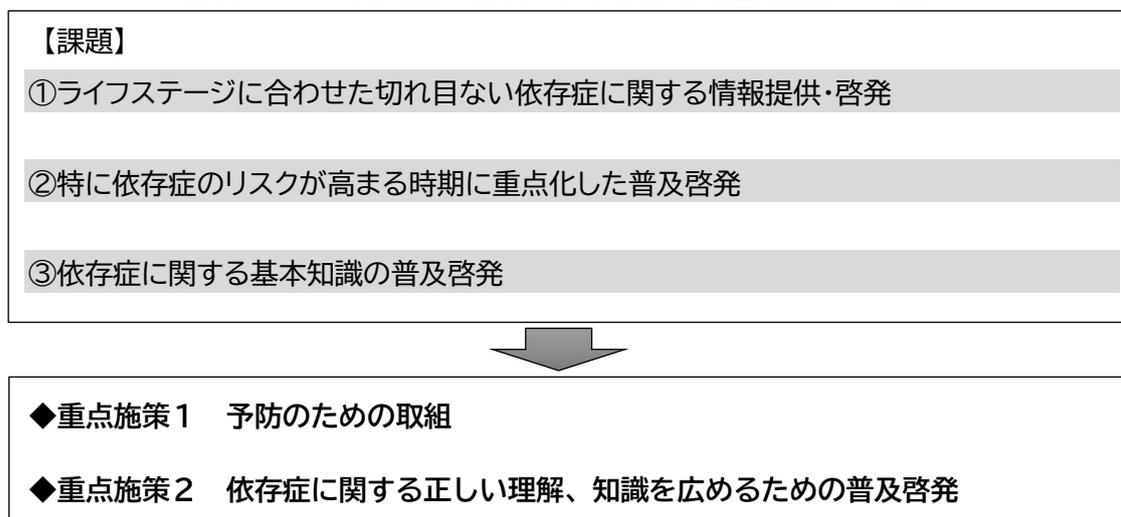
1 本計画における取り組むべき施策の整理

本計画においては、第2章に記載した課題に対応し、第3章で示した計画の基本理念の実現に向けて、一次支援・二次支援・三次支援の領域ごとに全体で6つの重点施策を設定しました。

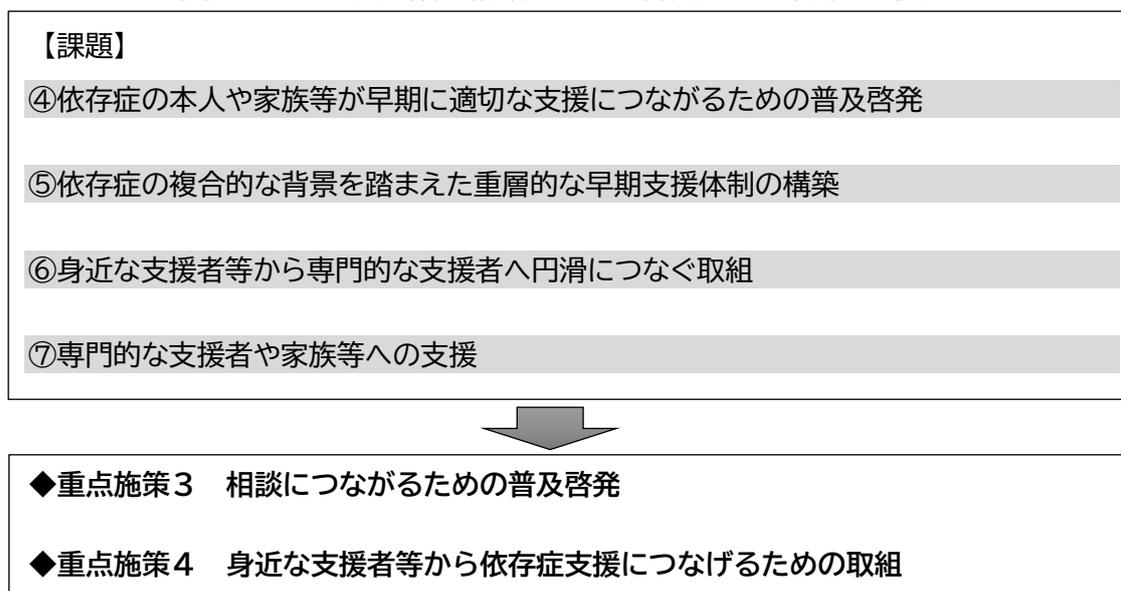
本章では、各重点施策に位置付けられる具体的な取組の方向性を整理するとともに、施策の詳細な内容や具体的な取組等について記載していきます。

なお、各重点施策と第2章において提示した計画課題との対応関係は、下記の通りです。

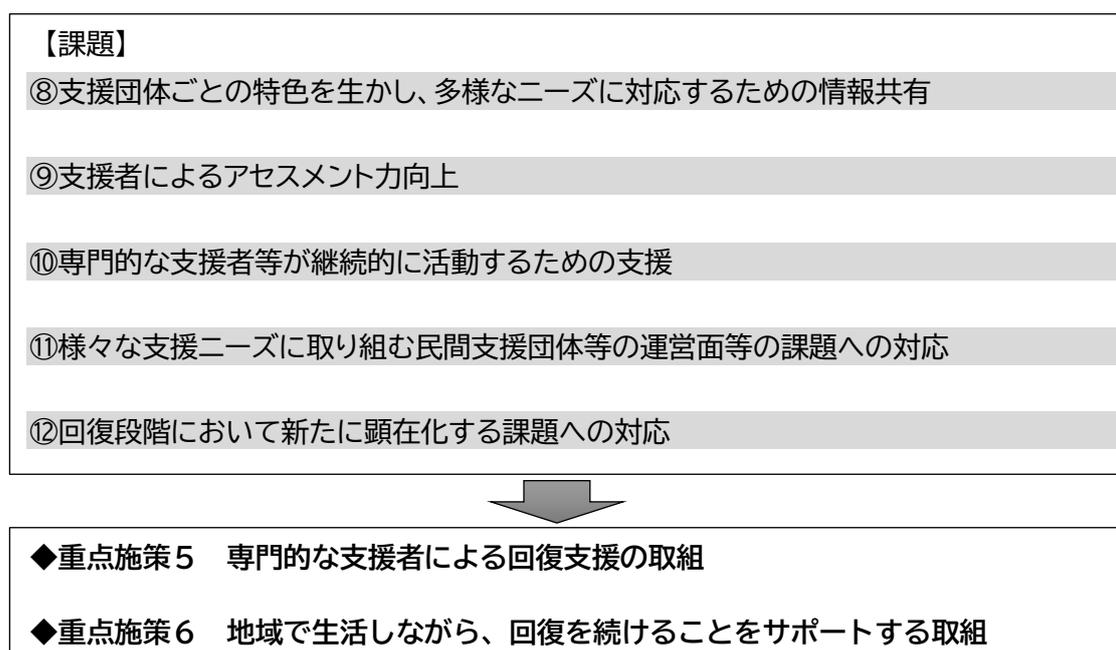
図表 4-1:一次支援の領域における課題と重点施策の対応



図表 4-2:二次支援の領域における課題と重点施策の対応



図表 4-3:三次支援の領域における課題と重点施策の対応



2 一次支援にかかる重点施策

一次支援については、「ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発」、「特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発」、「依存症に関する基本知識の普及啓発」という課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象は市民全般を想定していますが、特に依存症になるリスクの高い状況にある人やその周辺の人に向けて効果的な啓発活動をすることも必要と考えられます。

また、正しい理解を普及し、依存症に対する誤解や偏見をなくすことを目的とした啓発も実施していきます。

重点施策1 予防のための取組

依存症の予防に向けて、様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開していきます。また、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組をすすめます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 依存症の予防及び依存症についての正しい理解を普及するため、児童・生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報や教育、啓発を実施します。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員・保護者・地域の大人や団体・区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を進めていきます。
- ゲームにのめりこむことで、心身の不調、遅刻・欠席・欠勤などの社会生活上の問題、過度の課金による経済的な問題等が発生する場合もある一方で、背景に心身の不調や学校・家庭生活における困りごとがあり、結果としてゲームにのめりこんでいる場合もあります。そのため、ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施するとともに、家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施します。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- 就職・結婚・出産等のライフイベントや定年退職等による生活の変化は、依存症の

きっかけとなることもあるため、リスクが高い時期を踏まえ、様々な身近な支援者と連携を図りながら、それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を進めていきます。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施します。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援していきます。

エ 身近な支援者等による啓発

- ライフステージの中で何らかの問題に直面した際に、その問題を起因として依存症となることを防止するため、身近な支援者におけるリーフレットの配架・配布などを通じ、依存症に関する啓発や予防に向けた情報提供などを進めていきます。
- 精神疾患や精神障害、発達障害と依存症を併発する事例も見られます。依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を進めていきます。

オ 心身の健康を保つ取組

- 依存症に至る背景には、ストレスや心の不調などがある場合も多くあります。こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を進めていきます。また、区役所の精神保健福祉相談等やこころの電話相談において、こころの健康に関する相談を実施します。
- 区役所の福祉保健課において、生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施しています。
- 心身の健康を保つためには、仕事と仕事以外の生活をどちらも大切にできること(ワーク・ライフ・バランス)も必要です。誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発の実施など、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を進めていきます。

カ 様々な課題への支援

- 依存症に至る背景に、他の障害や健康問題による生活課題、生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える人も少なくないことから、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、相談を受け、必要な支援を提供します。担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行っていきます。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談を行っています。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談に応じています。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 多量飲酒等による健康状態の悪化や急性アルコール中毒の予防、多量飲酒等を継続することによるアルコール依存症の発症などを予防するため、生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントなどの普及啓発の中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施しています。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発しています。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を進めていきます。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施します。

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症への進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレット等の配布などを通して、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修の実施

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて教職員等を対象として研修を行い、小中・高等学校における啓発教育の質の向上を図ります。

イ 薬物乱用防止への取組

- あらゆる年代における薬物乱用の防止に向けて、不正大麻・けし撲滅運動²⁹や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進していきます。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 平成 30 年に公示された高等学校の学習指導要領において、保健体育の科目内で精神疾患について取り上げることとなりました。また、高等学校学習指導要領解説では、アルコール、薬物等の物質への依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても取り上げることとされました。

こうした国の動きを踏まえ、高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症についても取り上げていきます。

イ 場外券売り場などでの普及啓発

- ギャンブル等依存症に特化した普及啓発を行うため、競馬や競輪、競艇、オートレースなどの公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施します。

29 大麻及びけしにかかる事犯の発生の根絶を目指した運動であり、不正に栽培された大麻・けし及び自生の大麻・けしの除去を主に 5 月、6 月に行っている。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

依存症に対する偏見の解消やその前提となる正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を進めていきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を行います。
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催していきます。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を行います。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその支援を行います。

3 二次支援にかかる重点施策

二次支援については、「依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発」、「依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築」、「身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組」、「専門的な支援者や家族等への支援」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等のほか、身近な支援者や民間支援団体等や医療機関とします。

重点施策3 相談につながるための普及啓発

依存症の本人や家族等が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や依存症に関する正しい知識の啓発を進めていきます。また、啓発に向けた取組は、必要な情報が「多くの人の目に触れること」及び「ハイリスクの人の目に触れること」の両面を重視して実施していきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるができるよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を行います。
- 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を行います。(アルコール関連問題啓発週間:11月10日～11月16日、ギャンブル等依存症問題啓発週間:5月14日～5月20日)

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人や依存症が疑われる人に相談支援機関に関する情報が効果的に伝わるよう、訪れる可能性が高い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)の窓口などにおいて、チラシの配架・配布など、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の普及啓発を行います。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を効率的・効果的に提供するため、

精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、相談支援事業所等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進します。

ウ 家族等向けの啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人の抱える問題などについて、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)などに相談に来た家族等に対し、リーフレットの配布などを通じて相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の提供などを行います。
- 専門的な医療機関への依存症に関する相談については、依存症の本人だけでなく、その家族等でも行うことが可能な場合もあります。家族等からの相談に基づき早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を進めていきます。
- 家族等が依存症についての基礎知識や対応方法について知ることができるよう、ホームページやリーフレット、セミナー等により啓発を行います。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 依存症の回復を支援している民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のため、講演会等を開催します。また、本市において、開催の周知支援などを行います。

オ インターネットを活用した情報提供

- こころの健康相談センターがホームページ上で提供する依存症に関する情報発信の充実を図るため、Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成などを進めていきます。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供を行うとともに、アルコール依存症が疑われる人に対して受診・相談勧奨を行う取組の支援について、検討を進めていき

ます。

- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起を行います。
- 重複処方の人の中には、実際に依存症の状態になっている人も含まれると考えられることから、注意喚起に加え、専門的な支援者などの情報も提供します。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 借金・多重債務問題の相談、法律相談などといった依存症の本人等の目に触れる機会や場を捉え、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を進めていきます。
- ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気づきや相談につながるよう、普及啓発を実施します。

コラム ぱちんこ事業者や公営競技事業者による依存症対策

ぱちんこ事業者や公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症の対策に向けた様々な取組を進めています。

例えば、全国のぱちんこ事業者からなる「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」では、ぱちんこ依存問題について無料電話相談を受け付けている「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」への支援・寄付を行っています。

また、全国の競馬・競輪・モーターボート競走等の施行事業者からなる全国公営競技施行者連絡協議会においても、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を設置し、ギャンブルへの依存に不安を抱える本人や家族等から、電話及びメールで相談を受け付ける体制を整えています。

このほか、ぱちんこ事業者や公営競技事業者においては、本人や家族等の申告に基づく入場制限、場内における ATM の撤去等、様々な角度からの取組を進めています。

上記の取組と合わせて、ギャンブル等依存症の本人や家族等が相談や適切な支援につながることを促進するため、ギャンブル等が行われる場所での行政等が作成した広報物の配架・配布等による普及啓発への協力や、支援に関して行政等の関係機関と情報共有していくことが考えられます。

国が策定したギャンブル等依存症対策基本計画では、取り組むべき具体的な施策として、各地域における包括的な連携協力体制の構築が示されており、本市においても今後同計画との整合性を図っていく必要があります。

重点施策４ 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と、専門的な支援者への円滑なつながりに向けた取組を推進していきます。また、依存症以外に様々な生活面等での問題を抱える当事者に対し、身近な支援者が効果的に地域生活支援を提供していくために必要な取組を展開していきます。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉等を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議を本市の相談拠点であるところの健康相談センターが定期的を開催します。

イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 依存症の本人等に対する包括的な支援体制の構築や適切な回復支援へのつながりの推進に向けて、連携会議なども含め、行政、民間支援団体等、一般・専門的な医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを進めていきます。

コラム 横浜市依存症関連機関連携会議

本市では、依存症の本人や家族等に対し、幅広い分野の関係機関・民間支援団体等が支援を行っています。

こうした多様な支援者の横のつながりをつくり、支援者間の相互理解を深め、依存症の本人等に対する包括的な支援の実施に向けて関係機関が密接な連携を図ることができる環境を構築していくため、国の実施要綱に基づき、相談拠点である本市こころの健康相談センターが令和2年度に「横浜市依存症関連機関連携会議」(連携会議)を設置しました。

連携会議は、依存症の本人や家族等の支援に関する情報や課題の共有、支援に関する連携や調整、研修計画など、より実務的なテーマについて検討する場として、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの機関・団体が参加しています。

令和2年度には、アルコール健康障害関連・薬物依存症関連・ギャンブル等依存症関連の関係者による会議を開催し、連携会議の趣旨・目的の共有を図るとともに、依存症の専門機関や身近な支援者が連携を図るためのツールとして「依存症支援のためのガイドライン(仮)」の策定に関する意見交換を行いました。

今後も依存症関係機関等のネットワークを緊密にしていくことを目指し、継続して本会議を開催していきます。

◆横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等と接点を持つことの多い区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成を進めます。
- 身近な支援者における依存症理解の促進と支援の向上に寄与するため、研修等を実施します。

エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行います。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進する研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を進めていきます。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 在宅の要介護者や障害者にとって最も身近な支援者の1つである介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者において、支援対象者やその家族等が依存症の問題を抱えていた場合に専門的な支援者へつなぐことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を行います。
- 保護者等が依存症の問題を抱えている子どもも少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施します。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備します。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で運び込まれた人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した入院者やその家族等が専門的な支援者につながることができるよう、依存症に関する基本知識や専

専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を行います。

ケ かかりつけ医への研修の実施

- 依存症の問題が起こった際にかかりつけ医に相談する人が一定数いると考えられることから、多くの市民が継続的な関係を構築しているかかりつけ医を対象とした研修において依存症についても取り上げます。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 依存症の本人や依存症が疑われる人、またその家族等から依存症及び関連する問題の相談を受ける可能性がある区役所の精神保健福祉相談及び関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)において、研修受講などを通じて、依存症への理解の向上と相談対応力の強化を進めていきます。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を行っていきます。

サ 医療関係者による支援者向け研修の実施

- 身近な支援者等の依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を実施します。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 医療機関の内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討します。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科等を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症にかかる情報提供や研修などを実施します。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、当事者への市内の相談支援機関に関する情報提供や支援者向けの研修の実施等を進めます。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、県内自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築します。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力します。この調査は、対象者に定期的に電話による聞き取り調査をすることで、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを旨とするとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を目指すものです。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 借金・消費生活・法律等に関する相談窓口へ寄せられる多重債務等に関する相談の中には、ギャンブル等依存症がその背景にある場合があります。

依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、そうした身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を行います。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・多重債務問題の相談、法律相談等で、依存症の可能性に気づき、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症にかかる情報提供や研修などを実施します。

4 三次支援にかかる重点施策

三次支援については、「支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有」、「支援者によるアセスメント力向上」、「専門的な支援者等が継続的に活動するための支援」、「様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応」、「回復段階において新たに顕在化する課題への対応」といった課題に対応するため、2つの重点施策を設定しました。

施策の主な対象者は、依存症からの回復段階にある本人及びその家族等と、本人の回復を支援する専門的な支援者とします。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者が、それぞれの強みを生かして支援を実施します。また、民間支援団体等が安定的な支援を継続できるよう、各施設における危機管理や人材育成等を支援する取組を推進します。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを行います。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施します。また、依存症に起因すると考えられる福祉課題への取組については、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)が連携して複合的な問題に対する支援を実施します。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- 回復へのきっかけづくりや本人のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行うため、こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法について本人と一緒に考える回復プログラムを実施します。
- 家族等が依存症について学び、対応方法や回復について考える家族教室をこころの健康相談センターや区役所で実施します。

ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施します。他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供を進めます。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターとして運営している民間支援団体等では、障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等が一定程度存在しており、依存症特有の課題について各制度との調整を図ります。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助します。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施します。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るため、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進します。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を行います。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成を図り、スタッフの「燃え尽き症候群」(バーンアウト)や離職を防止することを目的として、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催、施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援します。

ク 連携会議による情報共有

- 身近な支援者や専門的な支援者が参加する連携会議を本市の相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的で開催します。行政、医療、福祉・保健、司法な

どの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指します。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施します。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

依存症の本人が回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、様々な支援者とつながりながら、回復を続けていくことができるような取組を行います。

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、地域生活において関わることの多い身近な支援者が、専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指します。

イ 地域における依存症の支援

- 依存症と重複しやすい精神疾患(うつ病など)のある人は、依存症の回復だけではなく日常生活のサポートを必要とする場合があります。

地域生活の中で回復が続いていくよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」³⁰構築に向けた協議の場等でも関係する各主体(行政、福祉サービス事業者、医療機関等)と専門的な支援者が情報や技術を共有し、依存症の本人が孤立せず安心した地域生活を送れるような支援体制を築いていきます。

- 依存症を抱える本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を行います。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 地域で生活を送る依存症の本人に対する支援のあり方を関係機関全体で共有し、支援の質の向上と回復プロセスの周知につなげていくため、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民に対して広く周知を図ります。

30 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などの支援が包括的に確保されたシステムのことを指す。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 薬物等に関連する犯罪を犯した人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を進めていきます。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施します。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等(偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解)の普及啓発を行います。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15～49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します。
- 障害者就労支援センターでは、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら行います。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進めて、広く偏見の解消を図ります。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供します。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度³¹」を活用していきます。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

31 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年 10 月施行)に基づく制度であり、①住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの仕組みから構成されている。

第5章 計画の推進体制

1 関係主体に期待される役割

本計画を推進するためには、身近な支援者、民間支援団体等、医療機関、行政などの多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。

また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて取り組めることがあり、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索していくことが重要になります。

(1) 身近な支援者

ア 身近な支援者としての行政

身近な支援者としての行政については、依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、各種福祉サービスの利用に向けた調整、生活困窮やDVからの保護など、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担います。

イ 福祉

福祉団体・機関、福祉事業者などについては、依存に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、実施する福祉サービスに関連して対象者の依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、相談支援や福祉サービスの提供などを通じ、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

ウ 医療(一般医療機関)

一般医療機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、本人等が診療・相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、本人が抱えて

いる障害や疾患などの治療を行う役割を担うことが期待されます。

エ 司法

司法関係の団体・機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気付き、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、法律相談や多重債務問題への対応、再犯防止支援など、司法の観点から本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

オ 教育

教育機関においては、教職員等が依存症について学ぶとともに、学びを踏まえて児童・生徒・学生に対して依存症の予防教育を実施することが求められます。

また、児童・生徒・学生やその保護者等に依存症の問題が見られた場合には、教員が異変に気付き、適切な相談支援機関へ情報共有などを行う役割が期待されます。

(2) 専門的な医療機関

専門的な医療機関においては、身近な支援者や民間支援団体等と連携をしながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

(3) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

ア 回復支援施設

回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。

また、市民や身近な支援者、一般医療機関等を対象として依存症に関する理解促進に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行うことも重要な役割になります。

イ 自助グループ、家族会

自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。

また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

(4) 行政(依存症関連施策の実施者として)

ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課

こころの健康相談センター(依存症相談拠点)や健康福祉局精神保健福祉課においては、専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、支援団体の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

イ 区役所 精神保健福祉相談

区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。

また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

ウ 依存症に関連した施策を実施する部署

本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。

また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

2 計画の進行管理

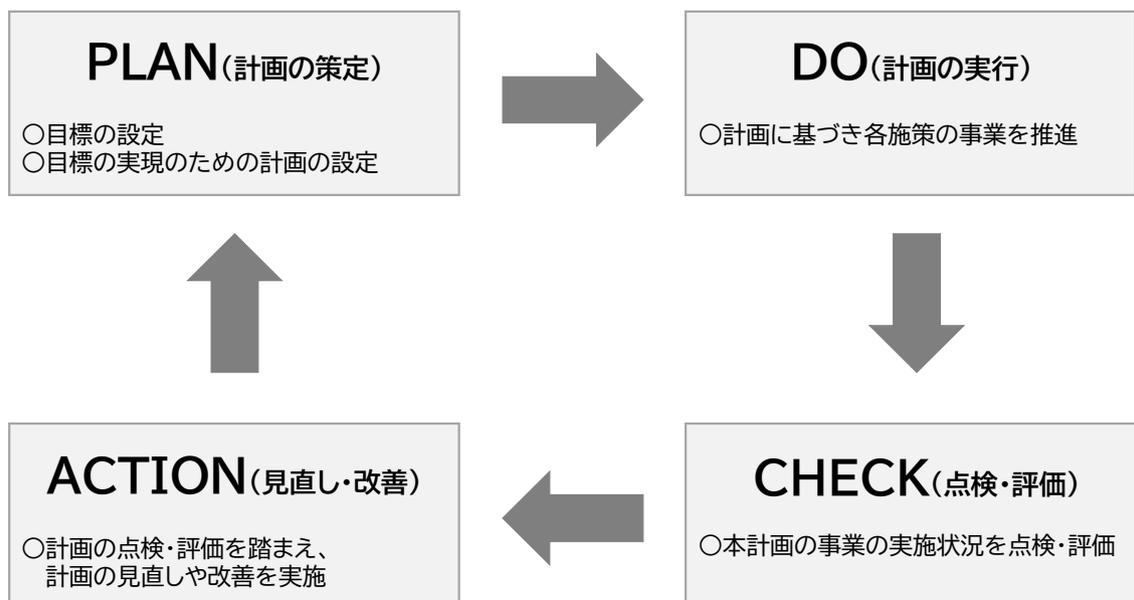
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理

本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。

計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。

また、点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

図表 5-2:PDCAサイクルに基づく進行管理



(2) 進行管理に向けたモニタリング指標の設定

本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。

図表 5-3:各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防に資する取組や、区役所を始めとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消する情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に行われている。
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web 上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に行われている。 ●身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 (回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●回復へのきっかけづくりや本人や家族等のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行う回復プログラムや家族教室が開催されている。 ●民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が行われている。

(3) 指標の検証のための取組の方向性

指標の検証にあたっては、以下の施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

図表 5-4:重点施策 1 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策1		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の正しい理解を促進する広報物の作成 ・ ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発資料の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施 ・ 教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施 	こども青少年局青少年育成課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施 	こども青少年局青少年相談センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施 	教育委員会事務局健康教育・食育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施 	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症に関する予防教育・普及啓発に向けて、様々な年齢の人を対象とする内容の啓発資料の作成・配布 ・ ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した普及啓発の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ウ 大学生への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施 ・ 市内にキャンパスを置く国公私立大学に対し、若年層向けの啓発資料の提供 	政策局大学調整課
エ 身近な支援者等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
区こども家庭支援課		
区福祉保健課		

図表 5-5:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策1		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 心身の健康を 保つ取組	・ 区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課
	・ ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施 ・ こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	こころの健康相談センター
	・ 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	区福祉保健課 健康福祉局保健事業課
	・ 「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策局男女共同参画推進課 子ども青少年局企画調整課
	カ 様々な課題への 支援	・ 区役所の関係各課において、依存症の本人が直面する様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施 ・ 担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施。
・ 教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 ・ 学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談に対応		区福祉保健課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

図表 5-6:重点施策1における取組の方向性(つづき)

施策	取組の方向性	担当課
重点施策1		
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)においてアルコール問題に関する記事の配信 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 小中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施 	教育委員会事務局健康教育・食育課
ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成・配布 女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 教職員等向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施 	健康福祉局医療安全課 教育委員会事務局健康教育・食育課
イ 薬物乱用防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施 薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有の実施 	健康福祉局医療安全課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施 	教育委員会事務局高校教育課
イ 場外券売り場などでの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-7:重点施策2における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策2		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施 直接依存症についての話を聞くことができる、市民向け講座の開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 依存症の正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催 直接依存症についての話を聞くことができる民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)

図表 5-8:重点施策 3 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策3		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 電車の交通広告やインターネット・SNS などを活用した、相談につながる普及啓発の実施 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
イ 幅広く身近な場所での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談につながる広報物の作成・配布 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 	健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）
ウ 家族等向けの啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる広報物の作成・配布 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施 	
エ 民間支援団体等による講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体等による、直接依存症についての話を聞くことができる講演会等の開催 	民間支援団体等
	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
オ インターネットを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報の拡充 依存症のセルフチェックや自身のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの作成 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-9:重点施策 3 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策3		担 当 課
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 産業保健分野における普及啓発	・ 市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター
	・ 市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局保健事業課
	・ 市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 重複処方の人へのお知らせ	・ 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発	・ 借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布 ・ ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気づきや相談につながるよう、普及啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布	経済局消費経済課

図表 5-10:重点施策 4 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策4		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 連携会議による支援情報の収集と共有等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 関係機関との情報や課題の共有 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有 	健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議の開催をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
	<ul style="list-style-type: none"> 連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築 	健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
		こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報共有 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加 	区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)

図表 5-11:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
Ⅰ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組	・関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎの実施	
		こども青少年局児童相談所
		区高齢・障害支援課
		区生活支援課
		区こども家庭支援課
		区福祉保健課
		健康福祉局障害施策推進課 (基幹相談支援センター・発達障害者支援センター)
		健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター)
		健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)

図表 5-12:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策4		担 当 課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 身近な支援者と連携した取組	・ 身近な支援者が依存症の理解を促進する研修等における技術支援・連携	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施	・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施 ・ 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課
	・ 教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局健康教育・食育課 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	・ 身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ク 救急医療機関との連携	・ 救急医療機関において、依存症の疑いのある入院者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
ケ かかりつけ医への研修の実施	・ かかりつけ医から専門的な支援者へのつながりの促進に向けて、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」において、依存症の理解促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-13:重点施策 4 における取組の方向性(つづき)

施策	取組の方向性	担当課
重点施策4		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解の向上と相談対応力の強化に向けた依存症に関する研修等への参加 各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施 	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課
サ 医療関係者による支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者に向けて、専門の医師等による研修の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
(2) アルコール依存症に特化した取組		
ア 内科等での気付きとつながぎ	<ul style="list-style-type: none"> 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりの検討 依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療関係者への情報提供や研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課
(3) 薬物依存症に特化した取組		
ア 保護観察所との密な連携と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人に対する支援機関に関する情報提供や研修等の実施 情報交換や密に連携を行う体制づくりに向けて、薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会への参加 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支援の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組		
ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつながぎ及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・多重債務問題の相談、法律相談等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症にかかる情報提供や研修などを実施 	経済局消費経済課 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-14:重点施策 5 における取組の方向性

施策	取組の方向性	担当課
重点施策5		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 行政における相談支援	・ 専門相談を受けるとともに、プログラム等の案内や専門的な支援者等との連携など、回復に向けたつなぎの実施	健康福祉局こころの健康相談センター
	・ 区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
イ 回復プログラム・家族教室の実施	・ 依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施 ・ 家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター
	・ 地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)
ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	・ 民間支援団体等それぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・ 他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等
エ 利用者のニーズに合った制度の検討	・ 障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課
オ 民間支援団体等への活動支援	・ 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・ 自助グループが開催するセミナーの支援の実施	政策局男女共同参画推進課
カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援	・ 感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	・ 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時等における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 ・ 施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進 ・ 感染症予防に必要な物品の導入補助の実施	健康福祉局障害施設サービス課
キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	・ 民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-15:重点施策 5 における取組の方向性(つづき)

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策5		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ク 連携会議による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題に本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加 	
ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-16:重点施策 6 における取組の方向性

施 策	取 組 の 方 向 性	担 当 課
重点施策6		
(1) 総合的な依存症対策の取組		
ア 連携会議によるサポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課(基幹相談支援センター・発達障害者支援センター) 健康福祉局障害施設サービス課(精神障害者生活支援センター) 健康福祉局地域支援課(地域ケアプラザ)
イ 地域における依存症の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築 依存症を抱える本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施 	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
ウ 回復や支援に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
エ 更生保護と一体となったサポート	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施 回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課

図表 5-17:重点施策 6 における取組の方向性(つづき)

施策	取組の方向性	担当課
重点施策6		担当課
(1) 総合的な依存症対策の取組		
オ 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> 行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15～49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施 	こども青少年局青少年育成課
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施 	健康福祉局障害自立支援課
カ 自立後の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 依存症からの回復を続ける人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施 	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供 	建築局市営住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討 	建築局住宅政策課

(4) 継続的な現状把握

依存症の本人を取り巻く環境や本人が置かれた状況は、目まぐるしく変化することが予想されます。また、それに伴い、国や県における政策なども見直しが行われるものと考えられます。

本市においては、国や県における最新の政策動向や研究動向を常に把握するとともに、依存症問題に関する調査研究を継続的に行い、必要に応じて計画内容の見直し等に活用していきます。

資料編

1 計画の検討過程

本計画の策定にあたって、以下の通り検討部会を開催しました。

図表1:検討部会の開催状況

日程	議題
令和2年6月3日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛り込む取組案について
令和2年8月19日(水)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の骨子案について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案たたき台について
令和2年11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案(案)について
令和3年1月18日(月)	【報告事項】※議題はなし <ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の素案および概要版案について
令和3年7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none">● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の名称について● 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の原案(案)及び概要版(案)について

2 検討部会の構成員名簿

本計画の策定にあたって設置した依存症対策検討部会の構成員は以下の通りです。

図表2:検討部会の委員一覧(令和3年4月時点)

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
審議会委員 (依存症対策検討部会副部会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いいじま ともこ 飯島 倫子	神奈川県弁護士会
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
審議会委員	ひしもと あきとよ 菱本 明豊	横浜市立大学大学院医学研究科 精神医学部門 主任教授
臨時委員	うえはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会 理事
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	こじま ようこ 小嶋 洋子	NPO 法人 あんだんて 女性サポート センター Indah(インダー) 代表
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター副院長兼 医療局長
臨時委員	さいとう つねお 斎藤 庸男	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (さいとうクリニック 院長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンデーポート 施設長
臨時委員	まつぎ たかのぶ 松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター精神科 医長
臨時委員	まつした としこ 松下 年子	横浜市立大学 医学部看護学科 教授
臨時委員	やまだ たかし 山田 貴志	特定非営利活動法人 横浜ダルク・ケア・センター 施設長
臨時委員	ゆいぞの まつえ 由井園 松枝	横浜断酒新生会 家族会

3 各種実態把握調査の実施概要

(1) ヨコハマ e アンケート

ア 調査の目的

本市市民の依存症に対するイメージや知識の状況を把握すること。

イ 調査対象数

市内在住の15歳以上の登録メンバー 3,175人

ウ 調査期間

令和2年7月31日～8月14日

エ 回収状況

1,264人(回答率39.8%)

オ 主な調査項目

- ✓ 知っている依存症の種類
- ✓ 依存症について、情報を得たり参加したりしたことがあるもの
- ✓ 身近な人で依存症ではないかと思う人の有無
- ✓ 依存症に該当すると思うもの
- ✓ 自身に依存の問題が起こる心配
- ✓ 依存症に関して相談しようと思う先

(2) 依存症社会資源調査

ア 調査の目的

全国の依存症回復施設等の社会資源の状況を調査し、横浜市の依存症回復施設等の状況との比較をすることで、今後の横浜市の依存症対策検討の基礎資料とすること。

イ 調査対象数

全国の依存症の回復施設などの民間支援団体 183 か所

ウ 調査期間

令和2年1月6日～1月22日

エ 回収状況

109 か所(回収率59.6%)

オ 主な調査項目

- ✓ 立地地域・運営年数・定員規模
- ✓ 受け入れ可能な年齢層・依存対象
- ✓ 他障害・疾患を併せ持つ方の受け入れ可否
- ✓ 実施している支援内容
- ✓ 対応している相談手段
- ✓ 生活保護受給者の施設利用可否
- ✓ スタッフ構成
- ✓ 連携している支援機関・医療機関
- ✓ 外部への情報発信・行政からの委託事業
- ✓ 施設の強みと課題

(3) 令和2年度 依存症回復支援施設利用者の実態調査(回復支援施設利用者調査)

ア 調査の目的

横浜市内の依存症支援を行う回復施設の施設長及び利用者(スタッフ、入所者、卒業者等)への聞き取り調査により、利用者層の実態、利用状況等の情報を収集する。それらを分析することで、本市の依存症者に共通する特徴や経験を洗い出し、あわせて、利用者の視点から横浜市での回復施設ならではの長所や抱えている課題などを把握すること。

イ 調査対象数

43名

ウ 調査期間

令和2年4月～令和3年3月

エ 回収状況

質的調査のため、43名全員に聞き取りを実施

オ 主な調査項目

- ✓ 「年齢」「性別」「居住地」
- ✓ 「アディクションを抱えた経緯(家族構成、生育歴等)」「回復施設につながった経緯」「回復過程」「利用を継続している(いた)理由や目的」「回復施設から受けた支援内容」「利用してよかったこと、求める改善点」「依存症者が回復ステップを順調に歩むために必要なことや、何か思うこと」「回復施設につながるにあたっての支障、あるいはつながった後に継続する上での支障」「他の回復施設に通った経験有無とその相違」「回復施設以外から受けている(いた)支援や医療」「横浜市に対する要望」「コロナ禍による影響と対応」
- ✓ 「回復施設スタッフとなった経緯」「スタッフとしてのこれまでの活動内容」「他施設でのスタッフ経験の有無とその相違」(当事者スタッフへの追加質問)
- ✓ 「利用を終えた経緯」「利用を終えた後の経緯」(元利用者への追加質問)

(4) 市内回復支援施設ヒアリング

ア 調査の目的

口頭でのヒアリングにより、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症の問題を抱える当事者及び家族の相談を受けている市内依存症回復施設等(市内に事務局がある団体。電話相談事業のみは除く)における依存症相談の実態を把握すること。

イ 調査対象数

16カ所

ウ 調査期間

令和元年11月～令和2年3月

エ 回収状況

—

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症相談の実態
- ✓ 支援の実態と課題
- ✓ 他機関への活動の周知・連携状況

(5) 県社会資源実態調査

ア 調査の目的

県内のアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に係る医療機関、相談機関、自助グループ・回復施設等民間支援団体を対象に活動状況、各施設が抱える課題、患者の受入れ状況等の実態調査を行い、依存症患者支援の連携のあり方について検討し、必要な支援と切れ目ない連携体制を構築するための基礎資料とすること。

イ 調査対象数

神奈川県内の医療機関、自助グループ・回復支援施設等、相談機関 285 施設

ウ 調査期間

令和2年10月30日～12月28日

エ 回収状況

232 施設(回収率 81.4%)

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症の対応・受け入れ可能分野について
- ✓ 依存症患者の受診者数／施設の定員／相談者数について
- ✓ 診療／相談に至った経緯について
- ✓ 患者が施設を知ったきっかけについて
- ✓ 依存症対応プログラムの有無について
- ✓ 患者本人や家族に対する相談支援の有無について
- ✓ 早期発見・早期介入支援／退院後支援の内容について
- ✓ 依存症について紹介・連携関係がある機関について
- ✓ 医療機関／相談機関／回復支援施設等と必要な連携について
- ✓ 診療／支援／相談を進める上での課題について
- ✓ 課題解決に向けた取組について
- ✓ 行政機関等からの必要な支援について

4 連携会議の実施状況(令和3年8月1日時点)

(1)参加機関一覧

	団体名
自助グループ(本人)	AA 横浜地区広報活動実行委員会(栄やすらぎグループ)
自助グループ(本人)	横浜断酒新生会
自助グループ(本人)	NA(ナルコティクスアノニマス 南関東エリア)
自助グループ(本人)	GA(日本インフォメーション)
自助グループ(本人・家族)	あざみ野ファミリー12 ステップ
自助グループ(家族)	ナラノン・ファミリー・グループ
自助グループ(家族)	ギャマノン
家族会	横浜断酒新生会(家族会員)
家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
専門医療機関	医療法人誠心会 神奈川病院
専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah
回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル ホープヒル
回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス ステラポラリス
回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
回復支援施設	日本ダルク神奈川
回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ 横浜市地域活動支援センターぬじゅみ
回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
回復支援施設	株式会社 HOPE
回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN) YRC 横浜
回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
回復支援施設	認定 NPO 法人横浜マック 横浜マック・デイケア・センター
回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ(都筑区基幹相談支援センター)

	団体名
支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター
支援機関	公益法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当(3区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター生活支援課(2区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当(1区)
行政機関	横浜市 区福祉保健センターこども家庭支援課(1区)
行政機関	横浜市 児童相談所(1か所)
行政機関	法務省 横浜保護観察所

(2)有識者一覧

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	小林 桜児
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	松崎 尊信
横浜市立大学医学部看護科	松下 年子
横浜市立大学大学院医学研究科	菱本 明豊

(3)令和2年度開催実績

令和2年度は、現場のご意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて開催しました。

図表3:連携会議の令和2年度開催状況

日程	議題
令和2年6月～7月 (書面開催)	● 横浜市依存症関連機関連携会議の今後について
令和2年9月	● 横浜市依存症関連機関連携会議の研修計画及び開催方法について
令和2年12月	● 依存症支援のためのガイドライン(仮)の必要性について

5 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

令和3(2021)年3月8日～4月6日

※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集

(2) 意見総数および意見提出方法

意見総計 469 件(172 人・団体) ※提出方法の内訳は下表のとおりです。

提出方法	意見数
電子申請回答フォーム	342件
メール	29件
郵送	72件
FAX	16件
その他(持参等)	10件
合計	469件

(3) 意見募集結果

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

項目	意見数
計画全般について	159件
第1章について	58件
第2章について	76件
第3章について	48件
第4章について	95件
第5章について	36件
項目の記載なし	47件
合計	519件

(4) ご意見への対応状況

対応状況	意見数
ご意見を踏まえ、原案に反映するもの	30 件
ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	39 件
今後の検討の参考とさせていただくもの	232 件
その他	168 件

(5) その他

いただいたご意見を見ると、依存対象ではギャンブル等依存症に関連するものが最も多く寄せられました。特に、IRやカジノに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さが伺えました。IRの実現に向けて、ご心配の声も多くいただきました。

IRの実現に向けた取組に関わらず、依存症対策を着実に推進することが、そうしたご心配を軽減することにもつながると考えています。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。

6 用語解説

<あ行>

用語	意味
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象者の現状や課題を把握・分析し、必要な支援の提供等に結びつけるための検討を行うこと。
SNS	<ul style="list-style-type: none"> ● ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。Twitter やFacebook 等が知られている。

<か行>

用語	意味
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険で使うことができるサービスであり、自宅で利用する訪問系サービス(訪問介護、訪問看護等)、事業所に通い利用する通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション等)、施設系サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)等がある。利用にあたっては、要介護(要支援)の認定を受ける必要がある。
介護サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「介護保険サービス」を行う者として市の指定を受けた事業者(所)のこと。社会福祉法人や株式会社等、様々な形態の事業者がある。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児・者やそのご家族などのための総合相談支援機関として18区に1か所ずつ設置されている。区福祉保健センターや精神障害者生活支援センター等と連携し、障害児・者やそのご家族などからのご相談に応じるとともに、地域や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
危険ドラッグ	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法薬物の分子構造の一部に手を加えることで法の網をくぐり抜けようとしたもの。合成薬物作用は、薬物ごとにまったく異なる。(出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で、高齢者や障害者などが日常生活を送る上での世話又は支援を受けながら共同で生活をする場のこと。
更生施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法に基づく社会福祉施設で身体上または精神上的の障害により地域生活が困難で、かつ生活に困窮している方が入所して、自立への支援を受ける施設のこと。
更生保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした者などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。

更生保護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設のこと。
コホート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の習慣や生活環境の影響を受けた集団(コホート)を追跡したり、影響を受けていない集団と比較したりすることにより、疾病の要因等を明らかにしようとする、疫学における調査研究手法のこと。

<さ行>

用語	意味
産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等が「健康で安心して働ける職場づくり」を行う活動(産業保健)を支援する機関。企業等の産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等)を対象に産業保健に関する研修や相談等を行なっている。
社会資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉におけるニーズを満たすために用いられる、各種の知識や技術等の資源(制度、専門機関、人材等)のこと。
住宅確保要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ● 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。
重複受診・重複処方	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ病気で複数の医療機関を受診すること。また、重複受診にともない、同じ病気に対して重複する投薬が行われることを「重複処方」という。
場外券売り場	<ul style="list-style-type: none"> ● 競馬・競輪をはじめとする公営競技の投票券を、開催される競技場外で買うことができる施設のこと。
障害者就労支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の就労に向けた支援、就労後の職場定着支援、事業主に対する障害者の雇用に関する相談等、障害者の就労に関する業務を行っている専門機関のこと。
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法に則し、個々の障害のある人々の障害程度や状況(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる支援で、入浴、排せつ、食事の介護等や自立した日常生活又は社会生活、就労等に向け、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などがある。
障害福祉サービス事業者(所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害福祉サービス」を行う者として県の指定を受けた事業者のこと。

消費生活総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活に関する相談の受付のほか、図書・雑誌等の閲覧やDVD等の貸出、貸会議室の運用を通じた消費者の活動の場の提供等を行う施設のこと。
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾患等にかかっている疑いのある対象者を選別するための検査のこと。通常は、比較的簡易な検査で実施され、選別された疾患等の可能性がある対象者をより精緻な検査・診断と治療へつなげる目的で実施されることが多い。
精神障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、日常生活相談、食事サービス等の事業を行う機関。本市では各区に1館ずつ設置されている。
摂食障害	<ul style="list-style-type: none"> ● 単なる食欲や食行動の異常ではなく、体重に対する過度のこだわりや、自己評価への体重・体形の過剰な影響の存在といった心理的要因に基づく、食行動の重篤な障害のこと。(出典:厚生労働省みんなのメンタルヘルス総合サイトより一部抜粋)
セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康づくりにおいて、自身のストレスに気付き、対処すること。
ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政や医療機関、福祉施設等で社会福祉の立場から、ご本人やご家族の方々が抱える経済的、心理的、社会的問題の解決や調整を支援する人のこと。

<た行>

用語	意味
男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の推進に向け、横浜市では市内 3 館の男女共同参画センターを設置。女性の就業支援や心とからだの健康に関する講座、各種相談事業、市民活動支援など、多分野にわたる事業を、専門性をいかして総合的に実施する施設として運営。
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供する施設のこと。
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設。概ね中学校区程度に1館設置されている。福祉・保健の行事や催しの開催、福祉・保健に関する相談や支援、施設の貸し出し等を行っている。

<は行>

用語	意味
発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者に対し、社会福祉士・公認心理士等専門の相談員が相談支援を行う専門機関のこと。

附属機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法第 138 条の4第3項及び地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置する機関であり、市長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関のこと。本市では、複雑化・高度化し、広範に渡る業務内容に専門的知見等を反映するため、また業務に第三者の視点を入れることにより、公正・適正な業務執行を確保するため、市民、学識経験者等を委員とした附属機関(審議会、審査会等)を設置している。
法テラス	<ul style="list-style-type: none"> ● 法制度や手続きについての関係機関の紹介や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え等を行う、国が設立した法的トラブル解決の専門窓口のこと。
保護観察	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行う専門機関のこと。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。

<ま行>

用語	意味
ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症者の自助グループ等で行われる、自身の体験等を話し合う会合のこと。依存症本人のみが参加する「クローズド・ミーティング」が原則であるが、本人以外も参加できる「オープン・ミーティング」、運営に関わる話し合いを含む「ビジネス・ミーティング」等がある。依存対象から離れるため、朝・昼・夜の3回ミーティングに参加する、スリーミーティングが推奨されることもある。(出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)
燃え尽き症候群 (バーンアウト)	<ul style="list-style-type: none"> ● それまで意欲を持ってひとつのことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋)

<や行>

用語	意味
薬物乱用	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用すること。
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若年者のこと。(出典:厚生労働省 e-ヘルスネットより一部抜粋・修正)

横浜市居住支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティネット法)」第51条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に向けて設立している協議会のこと。
------------	---

<ら行>

用語	意味
ライフイベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生から死亡までに発生する、学校への進学、就職、転職、結婚、離婚、出産、退職など、人生における節目となる出来事のこと。
ライフステージ	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフイベントによって特徴づけられる、ある一定の年齢層における生活段階のこと。

<わ行>

用語	意味
若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング(就労訓練)、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関のこと。令和2年度から、「サポステ・プラス」(愛称)として、40歳から49歳までの者及びその家族の支援も行っている。

横浜市依存症対策地域支援計画原案(案) 令和 3 年●月

発行 横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525

E-mail:kf-izon@city.yokohama.jp

横浜市依存症対策 地域支援計画

計画期間：令和3年度～令和7年度

【概要版】(案)

令和3年●月

横浜市

1 計画策定の趣旨

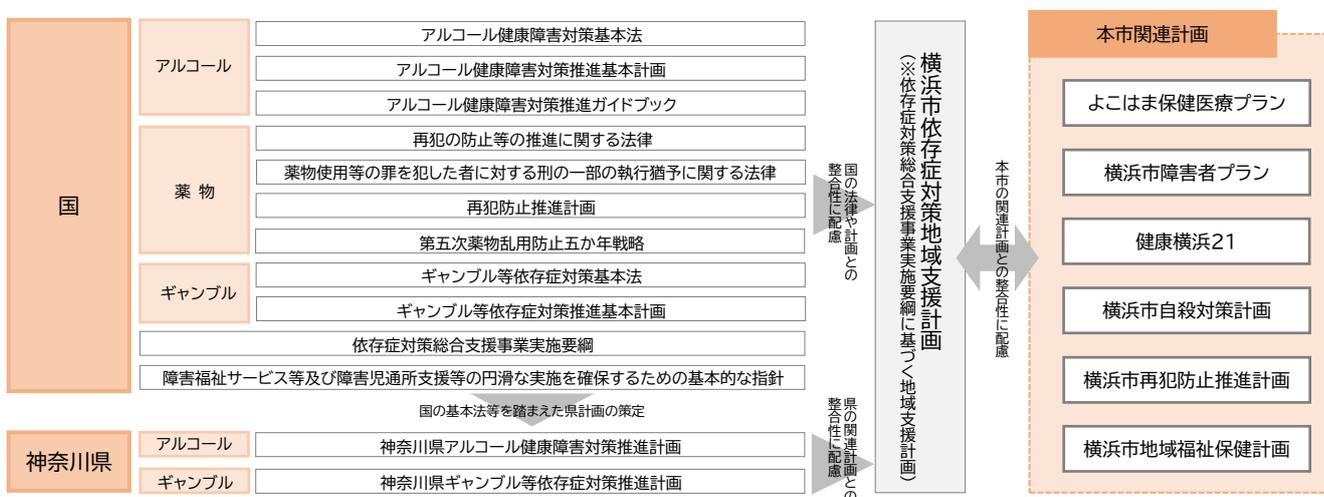
- 依存症は、本人の健康状態や社会生活等だけでなく、家族等へも影響を及ぼします。依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。
- 近年、国や神奈川県において、法律や計画が整備されるなど、各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。
- こうした動きを踏まえ、本市においても、こころの健康相談センター、各区役所での精神保健福祉相談を中心に、相談支援、普及啓発などの取組を充実させてきました。また、市内では依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。
- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

2 用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（第11回改訂）」(ICD-11) では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

3 計画策定の位置付けと計画期間

- 本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものであり、国や神奈川県の関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しています。
- また、本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



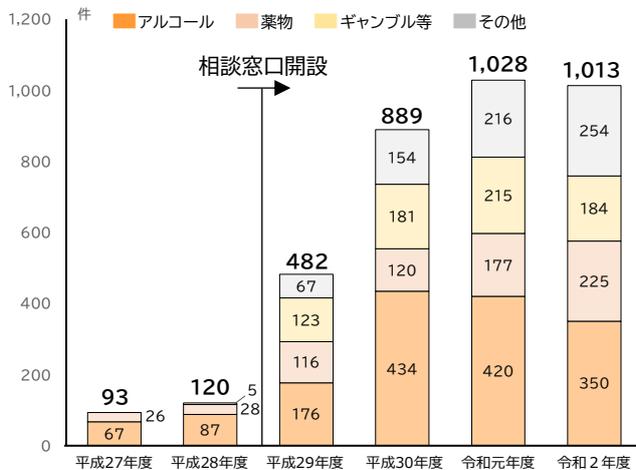
4 計画で取り扱う依存対象

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

1 本市の依存症に関する状況

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計(平成30年度)によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています(※1)。
- 国立精神・神経医療研究センターの調査結果(令和元年度)によると、生涯で1度でも薬物の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています(※2)。
- 本市の調査結果(令和元年度)によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています(※3)。
- 本市における依存症に関する相談件数を見ると、令和2年度には、こころの健康相談センターでのべ1,013件、区役所でのべ3,127件の相談を受け付けています(※4)。

こころの健康相談センターにおける依存症関連ののべ相談件数



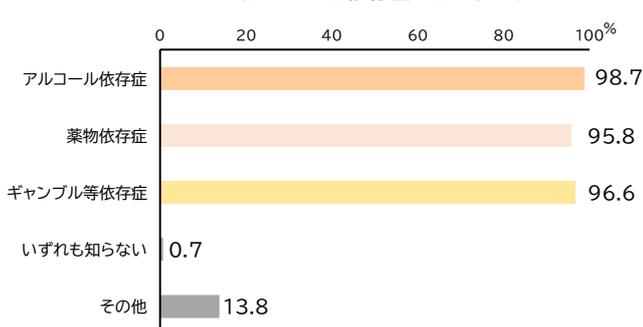
区役所における依存症関連ののべ相談件数



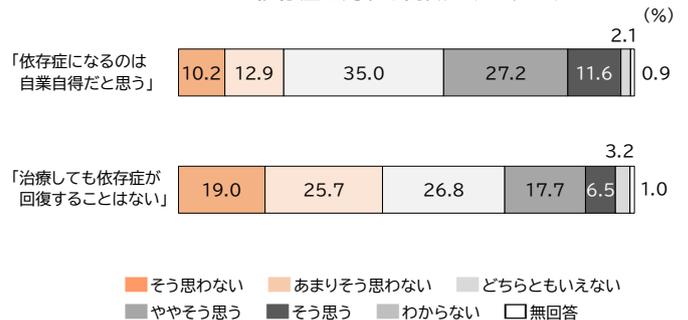
(※1) 「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)分担研究平成30年度報告書)
 (※2) 国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(令和元年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)。ここでいう「薬物」は「有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物」のことを指す。
 (※3) 横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
 (※4) 出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載。

- 本市が令和2年に実施した「ヨコハマeアンケート」(※) (以下、「eアンケート」という。)の結果によれば、回答者の95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。
- 他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については24.2%が「そう思う」または「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

知っている依存症 (n=1,264)



依存症に対する認識 (n=1,264)



(※) ヨコハマeアンケート「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」(令和2年度)

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

①身近な支援者

- 区役所の高齢・障害支援課、生活支援課などでは、行政の相談窓口として、一次相談から専門的な相談まで幅広く対応しています。相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
- そのほか、身近な支援者としては、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザといった福祉の機関、法テラスや司法書士、弁護士、保護観察所といった司法に携わる機関・支援者、学校などの教育機関等があります。
- 身近な支援者における相談や対応する課題等の背景には、依存症の問題が含まれることが珍しくない状況にあります。こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

②医療機関

- 県内には専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あります。また、それ以外の医療機関（一般医療機関）においても、依存症の早期発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

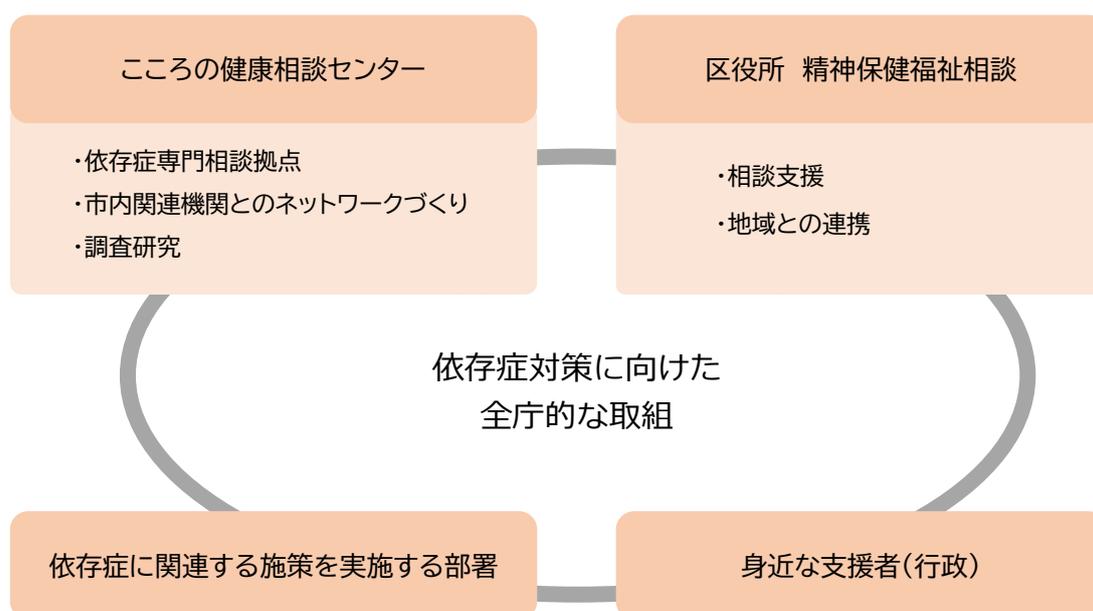
③民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④行政(こころの健康相談センター・区役所 精神保健福祉相談等)

- 実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターで、地域の関係機関と連携しながら、個別相談（依存症相談窓口）、回復プログラム、家族教室、普及啓発や研修等の事業を実施しています。
- 区役所では、関係課が連携し、複合的な問題に対応しています。高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、依存症の本人や家族等の地域生活を支えるため、それぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。
- その他の依存症に関連した施策を実施する部署では、所管する事業において、普及啓発等の取組を実施しています。

本市における依存症対策の取組体制



- 本計画の策定にあたって、各種調査、検討部会・連携会議等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

●一次支援

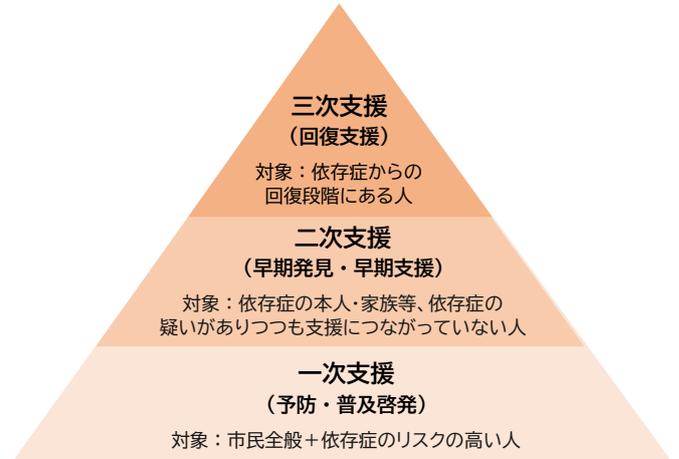
依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組を指します。

●二次支援

依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などを指します。

●三次支援

依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組を指します。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含まれます。



本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題	課題の具体的内容
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発	・ 早い時期（学齢期）からの普及啓発 ・ 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発 ・ 幅広い支援者と連携した啓発の取組 ・ ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発	・ ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発	・ 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発 ・ 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発 ・ 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発	・ 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知 ・ 家族等が相談をする場の必要性 ・ 職場での普及啓発 ・ 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発 ・ 情報の受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築	・ 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築 ・ 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応 ・ 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応 ・ 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組	・ 身近な支援者における依存症の疑いのある人の発見とつなぎへの対応 ・ 身近な支援者への支援情報・知識の提供
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援	・ 本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応 ・ 家族等に対する支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有	・ 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供 ・ 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること） ・ 女性への回復支援の課題解決
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上	
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援	・ 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討 ・ 他の生活に関する支援への負担の対応検討 ・ 施設の安全管理・危機管理 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応	・ 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境 ・ 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応	・ 就労への移行についての課題解決に向けた検討 ・ 医療機関との連携 ・ 地域で生活していくための支援 ・ 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援 ・ 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応 ・ 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応 ・ 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

1 基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

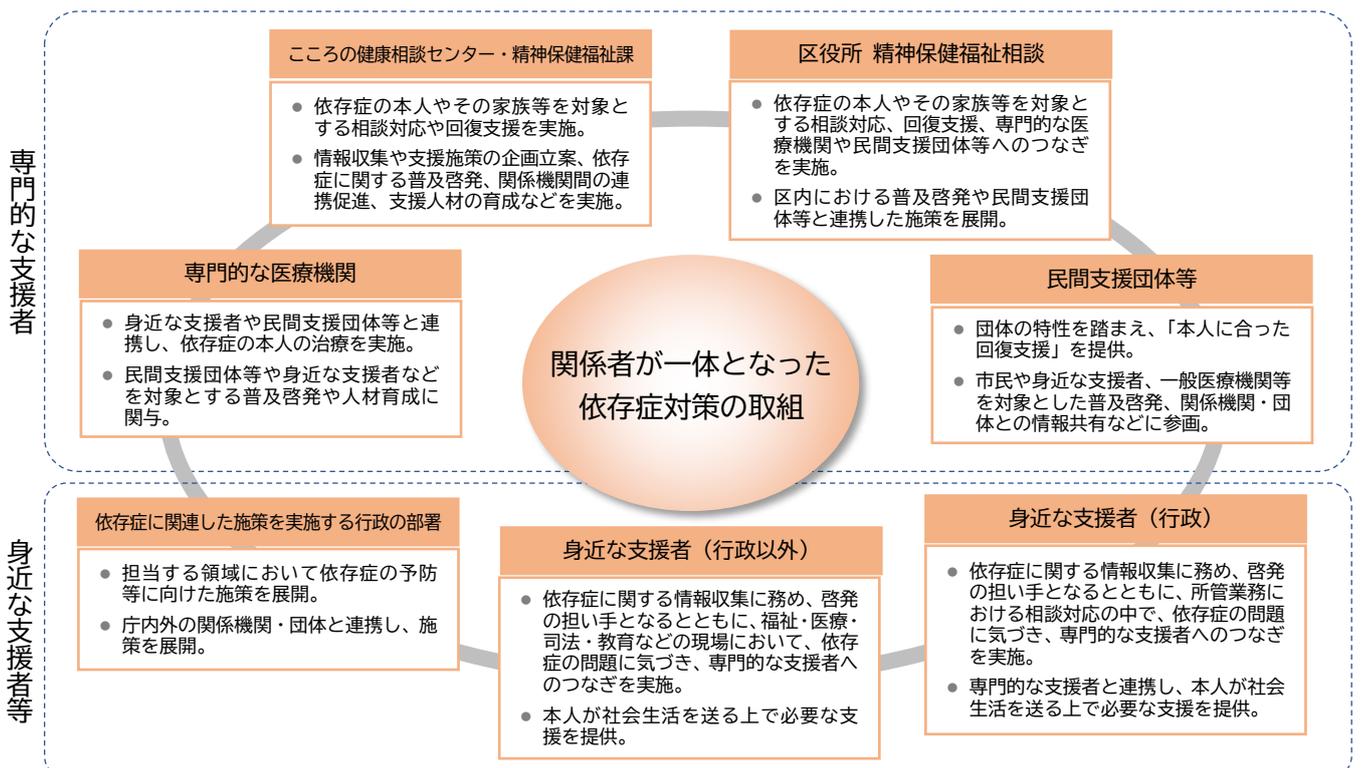
【基本方針】

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制



1 一次支援にかかる重点施策

重点施策1 予防のための取組

【様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開するとともに、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 児童・生徒を対象にリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報・教育・啓発を実施。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員・保護者・地域の大人や団体・区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を実施。
- ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施するとともに、家庭で保護者ができる関わり方等について普及啓発を実施。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を推進。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援。

エ 身近な支援者等による啓発

- 身近な支援者によるリーフレットの配架・配布などの依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施。
- 依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を推進。

オ 心身の健康を保つ取組

- こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。
- 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発の実施など、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。

カ 様々な課題への支援

- 依存症の背景となりうる様々な健康問題や生活課題等に対応するため、区役所の関係各課において、相談を受け、必要な支援を提供。関係課等と情報共有し、連携した対応を実施。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談に対応。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童生徒・保護者の相談にも対応。



依存症啓発リーフレット

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を推進。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症への進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレット等の配布などを通して、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて教職員等を対象とした研修等を実施。

イ 薬物乱用防止への取組

- 不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施。

イ 場外券売り場などでの普及啓発

- 公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施。
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発に向けて、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を実施。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその開催を支援。

本市 依存症の基礎知識ホームページ



重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるができるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施。
- 厚生労働省が定める依存対象ごとの啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を実施。

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人等が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などにおいて、チラシの配布など、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報の提供を実施。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を提供するため、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進。

ウ 家族等向けの啓発

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施。
- 家族等からの相談が可能な専門医療機関について、家族等や身近な支援機関の職員などへの周知を推進。
- 家族等に向け、依存症の基礎知識や対応方法について、ホームページ、セミナー等による啓発を実施。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のための講演会等を開催。また、本市において、開催の周知を支援。

オ インターネットを活用した情報提供

- Web上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施。



(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供を実施。
- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診及び重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起、専門的な支援者などの情報提供を実施。
- 重複処方等の人に対し、専門的な支援者などの情報提供を実施。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 借金・多重債務問題の相談、法律相談において、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を推進。
- ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気づきや相談につながるよう、普及啓発を実施。



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

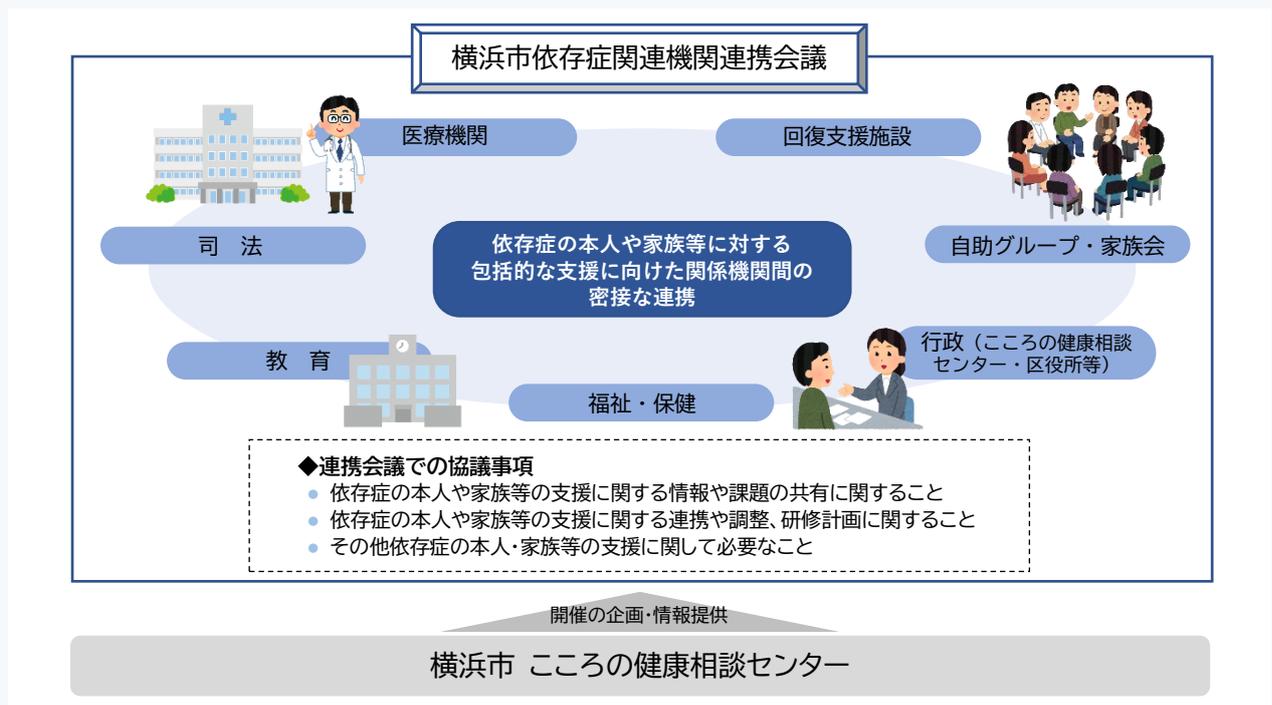
【身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした連携会議を、相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的で開催。

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 行政、民間支援団体等、一般・専門的な医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを推進。

ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進。
- 身近な支援者向け研修の実施。

イラスト挿入予定

エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 本人や家族等の相談に対して、関係機関と連携し、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを実施。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進する研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を推進。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者において、支援対象者やその家族等が依存症の問題を抱えていた場合に専門的な支援者へつなぐことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施。
- 保護者等が依存症の問題を抱えている子どもも少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で搬送された人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した入院者やその家族等が専門的な支援者につながるができるよう、依存症の基本知識や専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を実施。

ケ かかりつけ医研修

- 多くの市民が継続的な関係を構築する「かかりつけ医」対象の研修において、依存症についても説明を実施。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症の理解の向上と相談対応力の強化を推進。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を実施

サ 医療関係者による支援者向け研修

- 身近な支援者等の依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を開催。

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症にかかる情報提供や研修などを開催。

イラスト挿入予定

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、当事者への市内の相談支援機関に関する情報提供や支援者向け研修の実施等を推進。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、県内自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築。
- 国立精神・神経医療研究センターの、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを旨とするともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・多重債務問題の相談、法律相談等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症にかかる情報提供や研修などを実施。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを実施。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施。また、区役所の関係各課が連携して複合的な福祉課題に対する支援を実施。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施。
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症を学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施。



ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等を踏まえ、依存症特有の課題について各制度との調整を検討。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るため、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を実施。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催や施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援。

ク 連携会議による情報共有

- 連携会議の開催により、行政、医療、福祉・保健、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を推進。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域で回復し続けられる支援体制の構築を推進。

イ 地域における依存症の支援

- 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築。
- 依存症を抱える本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 支援の質の向上と回復プロセスの周知に向け、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民へ周知を実施。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 保護観察所等と連携し、当事者への民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含む相談対応を推進。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の促進に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等（偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解）の普及啓発を実施。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援。
- 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら実施。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進めて、広く偏見の解消を推進。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住または在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を推進。



1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

【関係主体に期待される役割】

◇ 身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)

- 依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気づき、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。
- また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、本人が社会生活を送る上で必要な支援等を提供する役割を担います。

◇ 専門的な医療機関

- 身近な支援者や民間支援団体等と連携をしながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

◇ 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

- 回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。
- 自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。
- また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

◇ こころの健康相談センター・健康福祉局精神保健福祉課(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、支援団体の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

◇ 区役所 精神保健福祉相談(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。
- また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

◇ 依存症関連施策の実施者としての行政(依存症に関連した施策を実施する部署)

- 本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。
- また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

2 計画の進行管理

- 本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- 計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。
- また、本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。
- 指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 〔 予防・普及啓発 〕	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防に資する取組や、区役所を始めとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消する情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的開催されている。
二次支援 〔 早期発見・早期支援 〕	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的開催されている。 ● 身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 〔 回復支援 〕	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復へのきっかけづくりや本人や家族等のニーズに合った専門的な支援者へのつなぎを行う回復プログラムや家族教室が開催されている。 ● 民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

◆パブリックコメントの結果について

- (1) 実施概要 : 令和3年3月8日～4月6日
※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集
- (2) 意見総数 : 総計469件(172人・団体)
- (3) その他 : いただいたご意見を見ると、依存対象ではギャンブル等依存症に関連するものが最も多く寄せられました。特に、IRやカジノに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さが伺えました。IRの実現に向けて、ご心配の声も多くいただきました。IRの実現に向けた取組に関わらず、依存症対策を着実に推進することが、そうしたご心配を軽減することにもつながると考えています。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。



横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】(案) 令和3年●月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.jp

令和3年度第4期横浜市障害者プラン市民説明会の 開催について

令和3年3月に策定した第4期横浜市障害者プランの内容等を市民の皆様にお伝えするため、市民説明会を開催しました。

1 開催概要

(1) 日時

令和3年7月19日(月曜日)10時30分～12時30分

(2) 開催形式

オンラインによる開催 (YouTube)

(3) 説明内容

- ・第4期横浜市障害者プランの内容及び第3期横浜市障害者プランの6か年実績
- ・令和3年度の具体的取組内容

(5) 配慮事項等

- ・一方通行の説明にならないよう、御意見・御質問をEメールで受け付け、その場で質疑応答の時間に回答しました。
- ・動画を見ながら御意見・御質問を送るのが難しい方がいることを考慮し、資料は事前に市ホームページに掲載し、御意見・御質問も事前に送れるようにしました。
- ・音声による説明に合わせ、画面には説明資料、字幕、手話通訳を映しました。
- ・放映した内容を録画した動画、意見交換の議事録、当日取り上げられなかった御意見・御質問への回答・説明は、後日、本市ホームページに掲載します。

2 説明資料

資料のとおり

令和3年度

第4期横浜市障害者プラン

市民説明会

障害者プラン策定の趣旨・位置づけ

【第1章】

横浜市障害者プランは本市の障害福祉施策に関する中長期的な計画であり、3つの法定計画を一体的に策定しています。

- ◆障害者計画(障害者基本法)…施策の方向性
- ◆障害福祉計画(障害者総合支援法)…サービスの見込み量
- ◆障害児福祉計画(児童福祉法)…サービスの見込み量

計画期間は6年間(R3～R8)ですが、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は3年間(法定)のため、令和5年度に改訂します。その際、社会情勢や新たなニーズを考慮し全体を見直します。

第4期障害者プランの構成

【第1章】

様々な施策・事業は、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立ち、4つの「生活の場面」と全ての生活場面に共通する「様々な生活の場面を支えるもの」の5つに分類しています。

◆様々な生活の場面を支えるもの

◆生活の場面1 住む・暮らす

◆生活の場面2 安全・安心

◆生活の場面3 育む・学ぶ

◆生活の場面4 働く・楽しむ

更に「地域生活支援拠点」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、障害児者を支える基盤整備として別に章立てしています。

近年の動き

- ・ ①サービスは充足に向かい、市単独事業も制度化（法定化）へ。③福祉・保健・医療などの連携が重要化

本市が障害施策において大切にしてきたこと

- ・ 障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合い、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をとともに考え、一緒に進めていく姿勢

- ・ 在宅心身障害者手当の質的転換策(H21～)
- ・ 個人支給の手当を廃止し、それを財源に「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細やかな支援」など様々な施策展開へ。
- ・ 非常に重要で、普遍的な考え方。
- ・ 時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わず様々な事業に取り組む責務が行政にはある、と認識。

統計等推移～障害者手帳所持者数

【第2章】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市人口	3,712,170 人	3,725,042 人	3,728,124 人	3,731,706 人	3,741,317 人	3,753,771 人
身体障害者	99,120人	99,199人	99,356人	99,361人	99,515人	99,732人
知的障害者	25,447人	26,712人	27,958人	29,409人	30,822人	32,281人
精神障害者	28,285人	30,225人	32,249人	34,578人	36,901人	39,232人
手帳所持者全体	152,852人	156,136人	159,563人	163,348人	167,238人	171,245人
市人口における 手帳所持者の割合	4.12%	4.10%	4.28%	4.38%	4.47%	4.56%

身体障害者手帳 障害種別推移

【第2章】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
視覚障害	6,447人	6,397人	6,370人	6,349人	6,397人	6,438人
聴覚・ 平衡機能障害	8,452人	8,585人	8,643人	8,706人	8,842人	8,919人
音声・言語・ そしゃく機能障害	982人	993人	979人	995人	1,021人	1,031人
肢体不自由	52,284人	51,420人	50,669人	49,700人	48,893人	48,233人
内部障害	30,955人	31,804人	32,695人	33,611人	34,362人	35,111人
計	99,120人	99,199人	99,356人	99,361人	99,515人	99,732人

愛の手帳 障害程度別推移

【第2章】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
A 1	4,908人	4,995人	5,087人	5,209人	5,340人	5,498人
A 2	4,799人	4,932人	5,040人	5,140人	5,222人	5,300人
B 1	5,646人	5,843人	6,009人	6,296人	6,556人	6,724人
B 2	10,094人	10,951人	11,822人	12,764人	13,704人	14,759人
計	25,447人	26,712人	27,958人	29,409人	30,822人	32,281人

精神障害者保健福祉手帳 統計

【第2章】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1級	2,994人	3,118人	3,308人	3,457人	3,673人	3,809人
2級	15,477人	16,623人	17,844人	19,313人	20,731人	22,264人
3級	9,814人	10,484人	11,097人	11,808人	12,497人	13,159人
計	28,285人	30,225人	32,249人	34,578人	36,901人	29,232人

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
20歳未満	596人 2.1%	727人 2.4%	869人 2.7%	1,021人 3.0%	1,150人 3.1%	1,341人 3.4%
20歳～ 65歳未満	23,682人 83.7%	25,126人 83.1%	26,666人 82.7%	28,523人 82.5%	30,428人 82.5%	32,246人 82.2%
65歳以上	4,007人 14.2%	4,372人 14.5%	4,714人 14.6%	5,034人 14.6%	5,323人 14.4%	5,645人 14.4%

- ・ **発達障害** 相談件数、診断件数から明らかに増加傾向。どう把握し、適切な支援につなげていくかが課題。
- ・ **強度行動障害** 障害支援区分認定調査から3,400人以上いると推定。施策検討に必要な対象者の全体把握自体が課題。
- ・ **医療的ケア** 手帳交付を受けていない人もいるため把握が困難。1,200人程度と推計するが、明らかに増加傾向。

第3期プランの振り返り

【第2章】

- ・ **テーマ1 出会う・つながる・助け合う** 普及啓発イベント、防災訓練等での出前講座、相談支援体制の強化、情報保障の取組を推進。
→ **【課題】** 生活を支える環境整備の充実
- ・ **テーマ2 住む、そして暮らす** 後見的支援制度、強度行動障害支援力向上研修、グループホームの設置などを推進。
→ **【課題】** 住まい・暮らしの充実

第3期プランの振り返り

【第2章】

- ・ **テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす** 知的障害者専門外来の5か所設置、医療的ケア児・者等コーディネーターの配置、公共交通機関や学校のバリアフリー化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた取組などを推進。
→ **【課題】 安心・安全に暮らせる生活環境の充実**

第3期プランの振り返り

【第2章】

- ・ **テーマ4 いきる力を学び・育む** 地域療育センターの初診待期間短縮に向けた取組、教育環境の充実、障害福祉人材確保の取組などを推進。
→ 【課題】 療育・教育の充実、障害福祉人材確保への対応
- ・ **テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ** 就労支援の促進、移動情報センター全区展開、ラポール上大岡の整備などを推進。
→ 【課題】 自分らしく過ごすための環境の充実

第4期障害者プランの基本目標

【第3章】

障害のある人もない人も、
誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
地域共生社会の一員として、自らの意思により
自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す。

津久井やまゆり園事件などを通して、社会の障害理解は十分ではなく
偏見もいまだ深いと知らされました。そこで改めて、障害のある人の
尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示します。

基本目標の実現に向けて必要な視点

【第3章】

行政が様々な施策・事業を進めるうえで、障害のある人の視点を踏まえることが重要です。4期プランでは、それに加え、障害者プランの基本目標実現に向け、どの事業にも共通して必要な7つの視点を設定しました。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点

基本目標の実現に向けて必要な視点

【第3章】

- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

1 普及啓発

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」などをきっかけに、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりや、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

1 普及啓発

(2) 障害に対する理解促進

- ・ 様々な媒体・機会を通じ、障害等の情報を発信します。
- ・ 障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めます。

1 普及啓発

(3) 学齢期への重点的な普及啓発

幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

2 人材確保・育成

(1) 障害福祉人材の確保と育成

民間との協働により、障害福祉分野の魅力発信、求人支援、雇用支援、人材育成支援を検討・実施します。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入支援

業務効率化や介護負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入検討を進めます。

3 権利擁護

(1) 虐待防止の取組の浸透

具体例の広報や研修により、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防・早期発見の重要性などを啓発します。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を要する人の増加に対し、制度啓発や利用促進を進めます。

3 権利擁護

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

- ・ 障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図ります。
- ・ 障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

3 権利擁護

(4) 情報保障の取組

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。
- ・ 必要な配慮について検討を行っていきます。

4 相談支援

- ・ 障害児・者を地域全体で支える相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 相談支援機関の連携強化や体制の整理をします。
- ・ 相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用を進めます。

1-1 住まい

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

ニーズに対応したグループホームの整備やバリアフリー改修等により、安心できる住まいの構築を進めます。

1-2 暮らし

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

既存のサービスを充実させ、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、必要なサービスを提供します。

1-3 移動支援

移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実を進めます。

1-4 まちづくり

市民・事業者・行政の協力で、誰もが安全・安心に移動し、施設を利用できるようにハードとソフトと一体的に整えるなど福祉のまちづくりを推進します

2-1 健康・医療

(1) 障害者の健康づくりの推進

- ・ 運動、歯・口腔や食生活などの健康増進について、障害者団体とも協力しながら検討・推進します。
- ・ 体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

2-1 健康・医療

(2) 医療環境の充実

- ・ 難病患者や医療的ケア児・者等への支援を充実させます。
- ・ 医療従事者に対する障害理解を深める研修などを通じ、医療環境の充実に努めます。
- ・ 精神科救急医療について、土日・祝日・深夜帯等における受入病床を確保し、体制が充実されるよう努めます。

2-2 防災・減災

- ・ 障害児・者や関係機関に、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行います。
- ・ 防災訓練等で障害児・者の困りごとや必要な支援を地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援します。
- ・ 感染症流行時もサービス提供体制を継続できるように、平常時の備えと緊急時の支援について検討と準備を進めます。

3-1 療育

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

相談初期の段階から、地域療育センターの知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成・支援、並行通園を前提とした集団療育、保育所・幼稚園への支援を充実させます。

3-1 療育

(2) 切れ目のない支援体制の充実

- ・地域療育センター等と保育所・幼稚園、地域訓練会との連携により、切れ目のない一貫した支援を目指します。
- ・福祉・教育・各家庭が連携した支援体制の整備や保護者支援に取り組みます。
- ・障害児相談支援事業所を増やし、必要なサービスを継続的に選択できる相談支援体制を目指します。

3-1 療育

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

- ・放課後等デイサービスなど学齢障害児の居場所の確保と質の向上を図ります。
- ・放課後児童育成事業における受入れも推進します。
- ・学齢後期の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

3-2 教育

(1) 療育と教育の切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援、保育・療育と就学先の情報共有等による切れ目のない一貫した支援を行います。

3-2 教育

(2) 教育環境・教育活動の充実

- ・すべての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供します。
- ・すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

3-2 教育

(3) 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し
就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

4-1 就労

(1) 企業等への就労促進と働き続けるための支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

4-1 就労

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、行政機関の優先調達、自主製品の販路拡大や、様々な発注ニーズ対応に向けた事業所のスキルアップなど、受発注双方の底上げによる工賃の向上を図ります。

4-1 就労

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

- ・業種や勤務形態などが多様化する働き方について、市民や民間企業向けに、シンポジウムやセミナーで広く紹介します。
- ・ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

4-2 日中活動

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法を検討します。

(2) 地域でのつながりと広がりの促進

住まいや日中活動先がある地域で、地域や施設の行事等を通して、地域でのつながりを深めます。

4-3 スポーツ・文化芸術

(1) スポーツ活動の推進

障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

4-3 スポーツ・文化芸術

(2) 文化芸術活動の推進

誰もが文化芸術を創造し享受することができるよう、「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

障害のある人を地域で支える基盤整備

【第4章】

障害児者の生活を支えるには、個々の事業・取組を進めるだけでは不十分です。行政と関係機関や地域住民が対話し、様々な取組や役割をつなげ、地域全体で支えていけるようにすることが大切です。

そこで、国の動向を踏まえ、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に、同時並行で取り組んでいます。

P D C A サイクルによる計画の見直し

【第5章】

- ・毎年度、市民向け説明会の開催、横浜市障害者施策推進協議会及び障害者施策検討部会（本市附属機関とその下部組織）での報告等により、各事業・施策の評価・検討を実施。
- ・中間期である令和5年度に、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定に合わせ、プラン全体の見直しを実施。
その際、策定時同様、障害のある人やその家族、支援者等の意見を聴きながら、課題や対応策を検討。

第3期横浜市障害者プランの検証評価

【評価の説明】

○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。

△：一定程度の効果は得られた。

×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

【凡例】

㊦：障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

㊧：障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

㊨：第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業

㊩：将来にわたるあんしん施策

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

取組1-1 普及・啓発

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	推進	セイフティーネットプロジェクト横浜や各区自立支援協議会等による出前講座の開催など、障害理解に向けた普及啓発活動を協働で実施しました。	○
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進	推進	社会参加推進センターにより、普及啓発リーフレットの作成及び配布を行いました。また、障害者週間に合わせた講演会の実施をしました。	○
疾病や障害に関する情報の発信	推進	ホームページや「障害福祉のあんない」などの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
各区の普及・啓発活動の促進	推進	各区において、区版の広報よこはまへの記事掲載やイベント等を開催するなど、それぞれの地域特性に応じた普及・啓発活動を実施しました。	○
4校種 図画工作・美術・書道作品展 特別支援教育部門～つたえたい ぼくのおもい わたしのきもち～の開催	推進	市立学校の児童生徒の作品を一堂に集める市民公開の作品展で、市内の特別支援学校や個別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の作品を出展しました。毎年、多数の来場がありました。	○
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	障害者週間を利用した啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月に九都県市の首脳が共生社会の実現を呼びかけるメッセージ動画を作成しました。 ・障害者週間を中心に、イベントの開催や心の輪を広げる障害者理解促進事業等の啓発活動を実施しました。 	○
学齢期児童及び保護者への障害理解啓発	推進	市内の当事者団体等の協力を得ながら、教育委員会事務局と連携し、教職員向けの障害理解を進める冊子を作成・発行しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
副学籍による交流教育及び 共同学習	推進	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中・義務教育学校での授業や校外活動において一緒に学ぶ機会を設けました。</p> <p><交流実績></p> <p>平成27年度：220人 平成28年度：233人 平成29年度：219人 平成30年度：242人 令和元年度：207人 令和2年度：104人</p>	○

取組1-2 相談支援

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
相談支援事業の周知及び普及・啓発	推進	基幹相談支援センターを中心に、各区において相談支援事業の周知、啓発を行いました。	○
相談支援従事者の人材育成	推進	横浜市自立支援協議会人材育成部会において改訂した「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づき、市主催の相談支援研修等を実施しました。 ＜平成27年度～令和2年度の実施状況＞ 実施回数：61回（市主催研修45回、法定研修16回） 受講人数：延べ3,769人（市主催研修2,044人、法定研修1,725人）	△
当事者による相談の充実	18区の社会福祉法人型地活ホームにおいて派遣相談の活用	ピア相談員研修を活用し、ピア相談員のスキルアップを図りました。また、イベント等でのチラシの配布により周知を図りました。	△

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
既存の相談窓口（地域ケアプラザ等）による連携	推進	地域の身近な相談機関である地域ケアプラザにおいて、障害に関する相談を受け、必要に応じて適切な機関へつなげました。 <相談件数> 平成27年度：1,622件 平成28年度：2,501件 平成29年度：2,504件 平成30年度：2,665件 令和元年度：1,961件 令和2年度：1,639件	○

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
計画相談支援利用者数（年間） 福	6,909人	9,542人	11,906人	13,262人

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
市自立支援協議会と区自立支援協議会の連携・連動	推進	市自立支援協議会のあり方を見直し、市と区が連携・連動する仕組みを整理しました。	△
区域を超えた横断的な検討の推進	推進	市自立支援協議会において、区域を超えた情報共有が活性化する仕組みを整理しました。	△

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
難病患者等への必要な情報提供	推進	<p>講演会・交流会等の開催や月2回のメールマガジン配信等を通じて、適宜情報発信を行いました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの講演会・交流会が中止となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度～令和2年度講演会・交流会延開催件数：947回 ・平成27年度～令和2年度メールマガジン配信回数：140回 	△
発達障害者支援センター運営事業	推進	<p>発達障害者が身近な地域で相談を受けられるよう、各区福祉保健センターでの特定相談日を実施しました。</p>	○

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
発達障害者支援地域協議会の開催件数 ^福	—	3件	4件	2件
発達障害者支援センターによる相談件数 ^福	—	5,567件	6,169件	4,598件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ^福	—	484件	907件	1,227件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 ^福	—	59件	67件	48件

取組 1 - 3 情報の保障

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
合理的配慮を踏まえた情報発信のルール化	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消の推進に関する取組指針」や「障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、障害のある人の意向を確認し、場面に応じて考え、対応していくことを本市の対応の基本としました。 ・視覚障害のある人への情報保障を目的に、希望する方に対して本市から発出する通知の「通知名」、「問合せ先」等について、点字化した通知を送信する仕組みを整えました。 <p><登録者数> 118人 (令和3年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人への情報保障の取組として、タブレット端末を活用した手話通訳サービスの情報提供や、新たに障害者支援アプリの導入を行いました。 ・横浜市の作る通知やお知らせ資料等は、複雑な文章構成や難解な表現を使っている場合があり、知的障害のある人には正確に内容を把握することが難しい場合 	○

		があります。このため、言葉の置き換えやデザイン、レイアウト等の変更による知的障害のある人へのわかりやすい資料を作成しました。	
--	--	--	--

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
手話通訳者の派遣（利用者数） ^福	8,250人	9,546人	9,924人	8,084人
要約筆記者の派遣（利用者数） ^福	1,577人	1,742人	1,358人	424人
手話奉仕員養成研修事業（養成人数） ^福	160人	158人	135人	※ 0人
手話通訳者・筆記者養成研修事業（養成人数） ^福	81人	93人	89人	※ 28人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（養成人数） ^福	12人	24人	26人	※ 0人

※ 新型コロナウイルス感染症により研修事業の一部または全部を中止したため。

取組1-4 災害対策

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
災害時要援護者支援事業	推進	各区において、地域の実状に応じた様々な災害時要援護者支援の取組が行われ、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合が令和2年3月末現在で91%となりました。	○
障害者・支援者によるキャラバン隊派遣支援事業	推進	セイフティーネットプロジェクト横浜の協力を得て、障害理解に係る出前講座等を地域防災拠点訓練等で活用いただけるよう、各区役所、各区の地域防災拠点運営委員会の会議等で周知するとともに、出前講座活動等を実施しました。また、地域防災拠点訓練等に参加しやすい仕組みを検討しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害種別災害時対応マニュアルの作成	対応マニュアルの作成	関係団体との検討会議の実施ができず、マニュアル作成には至りませんでした。が、障害種別ごとの特性等が記載された障害者理解啓発冊子「心と手を貸してください」の周知に努めたほか、地域防災拠点訓練等で障害特性を含めた対応方法の普及に取り組みました。	△
地域防災拠点における障害者体験	推進	セイフティーネットプロジェクト横浜が実施している障害理解に係る出前講座等を、地域防災拠点訓練等で実施できるよう支援しました。また、各区の地域防災拠点運営委員会の会議等で周知し実施拡大に取り組みました。	△
区局障害者災害対策会議	推進	関係区局において、福祉避難所に係る課題検討を進めていましたが、対策会議の実施には至っていません。引き続き有効な連携手法や対応を検討していきます。	×

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害者災害対策会議	推進	関係区局において、会議の実施方法の検討を進めていましたが、会議の実施には至っていません。引き続き有効な自助共助の取組や対応を検討していきます。	×
障害種別応急備蓄物資連携事業	推進	ストマ用装具の保管用ロッカーを全区（各区1か所）に設置しました。	○

取組2-1 住まい

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
<p>行動障害のある方の住まい 検討</p>	<p>推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを4名体制で配置し、障害福祉サービス事業所等に対する行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施しました(169ページ参照)。 ・障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための研修を市内法人が共同して「オール横浜市」として実施しました。 <p><平成28年度～令和2年度の実施状況></p> <p>実施回数：15回（基礎研修13回、実践研修2回）</p> <p>受講人数：延べ1,477人（基礎研修1,304人、実践研修173人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、行動障害に対応するグループホームについて検討しました。 	<p>○</p>

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
サポートホーム事業（発達障害者に対する生活支援の推進） あ	推進	サポートホーム事業により、発達障害のある人の生活支援を実施しました（令和2年3月に、2か所目のサポートホームが開設）。	○
養護老人ホーム整備事業（視覚障害者の入所）	推進	視覚障害者の定員は、「野庭風の丘」と「名瀬の森」の2施設で合わせて12人を確保し、入所受入を継続しています。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
身体障害者・高齢者の住宅 改造及び模様替え	推進	<p><住宅改造実績></p> <p>平成27年度：59件 （障害者対応24件、高齢者 対応35件）</p> <p>平成28年度：37件 （障害者対応27件、高齢者 対応10件）</p> <p>平成29年度：37件 （障害者対応14件、高齢者 対応23件）</p> <p>平成30年度：55件 （障害者対応27件、高齢者 対応28件）</p> <p>令和元年度：36件 （障害者対応15件、高齢者 対応21件）</p> <p>令和2年度：21件 （障害者対応11件、高齢者 対応10件）</p> <p><模様替え承認実績></p> <p>平成27年度：154件 平成28年度：140件 平成29年度：139件 平成30年度：127件 令和元年度：86件 令和2年度：114件</p>	○

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
共同生活援助 (グループホーム)利用者数 ^福	(新規設置/年)	205人分	214人分	299人分	218人分
	(利用人数/年)	4,180人分	4,392人分	4,721人分	4,952人分

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害者支援施設の再整備	完了	障害者支援施設「恵和青年寮」「偕恵」等の再整備は、平成28年度で完了しました。	○
障害児施設の整備・再整備 ^あ	施設状況等により検討	平成27年度に福祉型障害児入所施設「ぶどうの実(旧白根学園児童寮)」、平成28年度に医療型障害児入所施設「横浜療育医療センター」、平成29年度に福祉型障害児入所施設「ぽらいと・えき(旧横浜市なしの木学園)」の再整備を完了しました。 また、平成28年6月に医療型障害児入所施設「横浜医療福祉センター港南」を開所しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
公立障害者支援施設（横浜市松風学園）の再整備の検討	個室化等の利用環境や設備の改善及び新入所施設の工事実施	入居者の居住環境改善のため個室化等の設計を進めるとともに、同敷地の一部を活用して民設新入所施設の整備を進めました。 現在、解体工事を終え、民設新入所施設については、建設工事に着手しました。	△

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
福祉施設入所者の地域生活への移行 ^福	年度末時点での施設入所者数	1,467人	1,455人	1,464人	1,409人
	年度末時点での定員数	1,094人	1,094人	1,094人	1,084人
施設入所支援（利用人数/月） ^福 ^児		1,467人	1,455人	1,464人	1,409人
福祉型障害児入所支援（利用児童数/月） ^福 ^児		164人分	163人分	163人分	165人分
医療型障害児入所支援（利用児童数/月） ^福 ^児		87人分	84人分	87人分	82人分
宿泊型自立訓練（利用人数/月） ^福 ^児	（人日分）	2,485人日分	2,439人日分	2,336人日分	1,928人日分
	（人分）	91人分	89人分	87人分	71人分
療養介護 ^福 ^児		245人分	273人分	278人分	282人分
18歳以上の障害児施設	18歳以上の入所者の移行人数	7人	14人	24人	23人

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
入所者の障害者支援施設及び地域への移行	移行予定対象人数	20人	6人	5人	5人
横浜市退院サポート事業	個別支援対象者数(人/年)	87人	123人	161人	150人
	実施事業所数	—	15か所	18か所	18か所

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	推進	<p>平成29年度より国の事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」へ参加し、システム構築の推進体である「協議の場」の枠組みを検討してきました。平成30年度、令和元年度には、市内方面別に順次モデル区を設定し(4区)、それぞれの地域特性を踏まえて課題解決に向けた取組を協議の場の中で検討してきました。また、区向けに研修会・説明会などを開催し、取組の支援、情報共有を行ってきました。</p> <p>また市域では令和元年度に市自立支援協議会地域移行・地域定着部会を立ち上げ、令和2年度の協議の場</p>	○

		全区設置に向けた準備を行ってきました。	
--	--	---------------------	--

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
精神病床における1年以上 長期入院患者数(65歳以上) 福		1,126人	1,004人	1,112人	1,132人
精神病床における1年以上 長期入院患者数(65歳未満) 福		1,119人	1,028人	1,064人	1,039人
精神病床における早期退院 率(入院後3か月時点) 福		67.1%	—	—	— ※1
精神病床における早期退院 率(入院後6か月時点) 福		84.3%	—	—	— ※1
精神病床における早期退院 率(入院後1年時点) 福		90.2%	—	—	— ※1
地域移行支 援 福	(/月)	2人分	2人分	10人分	9人分
	(/年)	24人分	23人分	127人分	100人分
地域定着支 援 福	(/月)	2人分	4人分	32人分	34人分
	(/年)	28人分	46人分	384人分	400人分

※1 国の調査(630調査)方式が変更となり、本市全体の数値が算出できなくなったため空欄にしています。

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
民間住宅あんしん入居事業	推進	建築局、健康福祉局で連携を図り、障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みである「住宅セーフティネット制度」との統合を図りました。	○
民間住宅入居の促進	推進	横浜市、不動産関係団体や福祉団体等の連携により設立した横浜市居住支援協議会の中で、障害理解を進めるための勉強会等を行い、制度活用に取り組みました。	○
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	推進	この6か年で、7ホームから申請があり、トイレや浴室の改修、エレベーターや階段昇降機の設置を行いました。	○

取組2-2 暮らし

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
地活ホームの運営	推進	<p>国が令和2年度末までの整備を求めている「地域生活支援拠点」で必要となる「緊急時の受入れ・対応」機能について、地活ホームのショートステイも機能の一つとして活用できるよう、自立支援協議会の部会や関係事業所との意見交換会等を通じて、緊急の定義や受入れフローについて整理しました。</p> <p>また、機能強化型地活ホームの今後の方向性について、関係事業者等と意見交換を行いました。</p>	○
生活支援センターの運営	推進	<p>A型9区とB型9区の開館日・開館時間、職員数等の機能についての区間格差を是正し、相談支援機能を充実するため、令和2年10月1日から全区のセンターで、標準化した新たな基準で運営をしました。</p>	○
多機能型拠点の整備・運営 ②	開所3か所（累計6か所）（整備完了）	<p>4館目を港北区菊名四丁目に整備することとしました。今後も6か所整備に向けて、市有地の有効活用を原則に、早期の整備に向けて検討していきます。</p>	×

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
地域生活支援拠点の整備 福		検討	2か所	18か所	18か所
居宅介護福	(時間)	123,771時間	120,066時間	123,614時間	123,914時間
	(人分)	6,976人分	7,181人分	7,419人分	7,367人分
重度訪問介護 福	(時間)	61,587時間	65,159時間	71,113時間	85,313時間
	(人分)	353人分	390人分	428人分	503人分
同行援護福	(時間)	15,409時間	13,203時間	14,953時間	12,024時間
	(人分)	752人分	764人分	785人分	702人分
行動援護福	(時間)	7,357時間	8,342時間	9,962時間	8,464時間
	(人分)	368人分	438人分	544人分	490人分
短期入所(福祉型)福	(人分)	1,032人分	1,089人分	1,098人分	708人分
	(人日)	5,638人日	5,539人日	5,424人日	4,381人日
短期入所(医療型)福	(人分)	334人分	366人分	361人分	308人分
	(人日)	1,760人日	1,903人日	1,751人日	1550人日
日中一時支援 福	(人分)	495人分	489人分	463人分	285人分
	(回)	879回	868回	769回	565回
日常生活用具給付・貸与 (/年)福		82,900件	85,706件	90,909件	99,603件

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
<p>メディカルショートステイシステム^あ</p>	<p>推進</p>	<p>利用者に対し、事業のさらなる周知を図り、利用登録を促進しました。</p> <p>また、協力医療機関等の関係者向けに実務研修や事業説明等を行い、事業への理解を深めていただくことに努めました。</p> <p>事業開始当初から協力医療機関が少なく課題であった北部方面に、令和元年11月から新たに協力医療機関が1病院加わり、全11病院で実施しました。</p> <p><登録者数> 平成26年度：129人 →令和2年度：373人</p> <p><利用延べ人数> 平成26年度：74人 →令和2年度：110人（うち家族の疾病による利用31人）</p> <p><利用延べ日数> 平成26年度：671日 →令和2年度：743日</p>	<p>○</p>

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
精神障害者の家族支援事業 ②	推進	精神障害者とその家族が適切な関係を保てるよう緊急滞在場所を準備しました。また、年4回の学習会を実施し、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供しました（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年1回の開催としました）。	○
障害者自立生活アシスタント ②	推進	<p><事業所数/利用者数></p> <p>平成27年度：38か所/926人</p> <p>平成28年度：40か所/962人</p> <p>平成29年度：40か所/951人</p> <p>平成30年度：38か所/819人</p> <p>令和元年度：35か所/693人</p> <p>令和2年度：36か所/740人</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
後見的支援制度(あ)	推進	<p>平成28年度に18区で実施となり、親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの充実を図りました。より安定的かつ持続可能な制度となるよう、あり方検討会を実施しています。</p> <p><登録者数></p> <p>平成27年度：934人 平成28年度：1,147人 平成29年度：1,365人 平成30年度：1,560人 令和元年度：1,741人 令和2年度：1,797人</p> <p>※ 平成27年度は16区、平成28年度からは18区で事業を展開しました。</p>	○
消費者教育事業(あ)	推進	<p>経済局、教育委員会事務局、健康福祉局の3局が連携し、特別支援学校の生徒を対象とした出前講座を11校で実施しました。</p> <p>また、経済局と消費生活総合センターと連携して消費者トラブルの相談先のカードを3障害別に追加作成しました。</p>	○

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
自立生活援助(福)	—	9人分	57人分	60人分

取組3-1 健康・医療

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
重度神経難病患者在宅支援システムの構築	推進	<p>診断直後（確定診断から6か月以内）の筋萎縮性側索硬化症（ALS）の方の生活支援を目的に、在宅リハビリテーション事業の活用を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度～令和2年度 依頼実件数 110件 	○
難病患者在宅療養計画策定・評価事業	推進	<p>地域の実状や国の動向を踏まえ、複数区で計画的に実施してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施できませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度～令和2年度 延実施件数：3件（事業開始年度：平成30年度） 	△
難病患者一時入院事業	推進	<p>適宜医療機関と調整を行い、事業を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度～令和2年度 延利用日数：4,092日 ・平成27年度～令和2年度 延利用人数：516人 	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
健康ノート	検討	障害関係団体にヒアリングを実施し、庁内で検討を行いました。健康ノートをより市民の皆様に使っていただくために、入手しやすくしていくという方向性を決定しました。	○
医療従事者研修事業 ^㉞	推進	医療機関や福祉施設等に勤務する看護師を対象に「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を毎年実施しました。 <市内研修修了者数> 平成27年度：22人 平成28年度：32人 平成29年度：30人 平成30年度：29人 令和元年度：38人 令和2年度：29人	○
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ^㉞	推進	地活ホームや多機能型拠点を対象に、歯科医師による巡回相談や専門医によるてんかん研修のほか、高齢施設見学会や看護師等のネットワークづくりのための看護師等会議を実施しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業(あ)	推進	<p>計画初期に比べ、実績等も微増で推移しています。</p> <p><派遣件数/派遣総時間数></p> <p>平成27年度：47件/995時間</p> <p>平成28年度：67件 /1,081時間</p> <p>平成29年度：91件 /2,003時間</p> <p>平成30年度：61件 /1,234時間</p> <p>令和元年度：51件 /1,139.5時間</p> <p>令和2年度：10件 /200.5時間</p>	○
肺炎球菌ワクチン接種助成事業(あ)	推進	<p>成人用肺炎球菌ワクチン事業と連携しながら、対象となる身体障害者手帳（内部機能障害）所有者と医療機関に対し、事業の周知と利用案内を行い、6年間で約1,600件の接種を助成しました。</p>	○
医療機関連携事業(あ)	推進	<p>知的障害者専門外来設置医療機関を5病院で実施しました。</p> <p><病院数/受診患者数></p> <p>平成27年度：2病院/92人</p> <p>平成28年度：3病院/120人</p> <p>平成29年度：4病院/123人</p> <p>平成30年度：5病院/162人</p> <p>令和元年度：5病院/196人</p> <p>令和2年度：5病院/195人</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
<p>メディカルショートステイシステム【再掲】あ</p>	<p>推進</p>	<p>利用者に対し、事業のさらなる周知を図り、利用登録を促進しました。</p> <p>また、協力医療機関等の関係者向けに実務研修や事業説明等を行い、事業への理解を深めていただくことに努めました。</p> <p>事業開始当初から協力医療機関が少なく課題であった北部方面に、令和元年11月から新たに協力医療機関が1病院加わり、全11病院で実施しました。</p> <p><登録者数> 平成26年度：129人 →令和2年度：373人</p> <p><利用延べ人数> 平成26年度：74人 →令和2年度：110人（うち家族の疾病による利用31人）</p> <p><利用延べ日数> 平成26年度：671日 →令和2年度：743日</p>	<p>○</p>

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会	推進	<p>勉強会は平成27年度から令和元年度までに9回開催し、延べ2,537名が参加しました。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、中止しました。</p> <p>医療関係者が中心となり、障害児・者の生活を支える上での課題及び取組等の情報交換などを実施し、支援の促進に努めました。</p>	○
医療機関ネットワーク等の構築	推進	<p>重症心身障害児・者が必要としている医療等を把握するためのアンケート調査を平成28年度に実施しました(860人回答)。</p> <p>こども青少年局、健康福祉局、医療局の関係3局で重症心身障害児・者の生活を支えるための支援体制の構築を検討しています。</p>	△

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 ⑩	—	準備	1人	6人

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
精神科救急医療対策事業	85.0% (市内病院に対する 3次救急移送先病 院の割合)	市内病院に対する3次救急移送先病院の割合：82.4% 通報件数が増加し続ける中でも、速やかに医療が提供できるように対応時間の短縮に努めました。また、できるかぎり住み慣れた地域で治療を継続していけるよう、緊急入院した患者を速やかに市内医療機関につなぎました。	△
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	推進	精神疾患のうち特定症状をもつ身体救急患者に対応する病院群について、3病院が体制に参画しています。	○

取組3-2 バリアフリー

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
福祉のまちづくり条例推進事業	推進	市職員や市内設計士を対象にした「福祉のまちづくり研修」の実施や小学生向けリーフレットの配布等バリアフリーや福祉のまちづくりの普及啓発に取り組みました。 福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に対応しました。	○
公共交通機関のバリアフリー化	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置：100%（対象は1日の利用者3,000人以上の駅） ノンステップバス導入率：70%	駅舎エレベーター設置について、令和2年度末時点で、市内158駅中152駅が段差解消済みで、進捗率は、96.2%です。ノンステップバス導入について、令和元年度は46台、令和2年度は10台を補助対象としました。 6年間の累計補助台数は、235台で、令和2年度末時点の導入率は79.2%です。	△
ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業(あ)	平成24年度からの累計助成台数490台	平成24年度からの累計助成台数は286台です。	△
バリアフリーの推進 (バリアフリー基本構想の検討・策定)	未策定地区の新規策定等を推進	令和2年度末までに、18区30駅での策定が完了しています。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
バリアフリーの推進 (バリアフリー歩行空間の整備)	バリアフリー化整備延長累計 42 k m	戸塚駅周辺地区、星川駅周辺地区の道路特定事業計画の見直しを行い、令和2年度末で合計45.7kmのバリアフリー化を行いました。	○
横浜市公共サインガイドラインの改訂	改訂ガイドラインの運用推進	東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた案内図用記号のJIS改正を受け、平成30年3月に横浜市公共サインガイドラインを改訂しました。改訂後は、ガイドラインの運用を適切に行いました。	○
学校施設のバリアフリー	推進	車いす利用等の児童・生徒が在籍しているがエレベーターが未整備である学校に、エレベーターを整備しました。 ・令和2年度末までの累計：小・中・義務教育学校487校中200校	○

3-3 権利擁護

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害者虐待対策事業 (普及・啓発)	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの啓発チラシを作成しました(平成29年3月)。 ・国が実施する研修だけではなく、市内事業者等を講師とした、より実態に即した虐待防止研修を、29年度より、事業者の管理者及びサービス管理責任者等を対象に、それぞれ毎年2回ずつ実施しました。 	○
障害者差別解消法施行に向けた対応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市障害者差別解消検討部会の提言を受け、障害者差別解消の推進に関する取組指針を策定しました(平成28年2月)。 	○
市職員対応要領の策定及び周知	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員対応要領を策定し、各区局向けに周知しました。 ・全職員を対象として、各区局が実施する研修等への障害当事者講師派遣の仕組みを作り、出前講座等を実施しました。 ・全職員・昇任予定者向けにeラーニングを実施しました。 ・障害理解や合理的配慮の具体例等を示した庁内向け通信を発行しました。 	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
市民への普及・啓発	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはまへの記事掲載による啓発を行いました。 ・主に知的障害のある人を対象とした啓発資料（すごろく）を作成・配布しました。 ・「障害のある人と障害のない人の交流を通じた啓発活動」に参加した市民が主体となって継続的に展開していくための活動支援を行いました。 	○
相談体制等の整備	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応によっても解決が図られなかった差別事案のあっせんを行う「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」を設置しました。 ・差別事案だと申し出のあったものを「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」で話し合い、差別だと思われるものについては、あっせん案の提示を行いました。 	○
法施行後の実施状況の検証	推進	横浜市障害者差別解消支援地域協議会、障害者差別解消市内推進会議において取組の実施状況を報告し、共有しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
横浜市市民後見人養成・活動支援事業	推進	平成26年度から全区展開している養成課程を継続して実施しました。令和2年度は第5期養成課程を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて実施を見送りました。より多くのバンク登録者が市民後見人として、必要な方の支援ができるよう、関係機関と連携して受任を進めており、令和3年3月31日現在、66名がバンク登録されています。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
法人後見支援事業	推進	<p>障害者やその家族にとって身近な存在である障害者施設等の職員や管理者を対象に、平成30年度から実施している成年後見制度の理解促進を目的とした研修会を継続して実施したほか、施設等の依頼による職員や家族向けの出前講座も実施しました。また、障害者の成年後見制度利用に有効とされている法人後見の活用について、平成30年度に作成したリーフレットを増刷して関係機関等に配布し、広報・啓発や関係者向けの研修会等で活用しました。あわせて、法人後見を行っている団体間の情報共有等を目的に、法人後見支援連絡会を年2回開催しました。</p>	○
成年後見制度の利用促進に向けた関係団体との検討	推進	<p>平成31年3月に策定された横浜市成年後見制度利用促進基本計画を受け、成年後見制度の利用促進のため、弁護士会などの専門職団体等と検討を行いました。</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
権利擁護事業	推進	<p>区社協あんしんセンターの権利擁護事業契約人数は増加傾向となっています。市民や支援者に制度の周知・啓発等を実施し、必要な人が早期に権利擁護事業を利用できるように取組を進めていきました。また、契約者の判断能力を見極め、必要な方は、スムーズに法定後見に移行できるよう、関係機関と連携して支援をしました。</p> <p><区社協あんしんセンター権利擁護事業契約人数></p> <p>平成29年度：1,028人 平成30年度：1,139人 令和元年度：1,147人 令和2年度：1,149人</p>	○

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
申立て及び報酬助成件数	148件	187件	205件	235件

テーマ4 生きる力を学び・育む

取組4-1 療育

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
障害児相談 ^①	2,887人	3,097人	3,219人	3,334人

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
地域療育センター運営事業	推進	<p>初診待機期間が長期化していた北部及び東部地域療育センターに医師等を増員し、初診待機期間の短縮に取り組みましたが、平成30年度以降は当初目標（初診待機期間3.0月）を達成できませんでした。</p> <p>しかしながら、西部及び東部地域療育センターに相談場所を拡充するとともに、5センターに相談員を増員し、初診前の支援の充実を図りました。</p>	△

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
地域訓練会運営費助成事業	推進	<p>障害児の保護者等が、地域での支援（ボランティア）を得ながら生活訓練や社会体験、地域への啓発、交流会、学習会等を自主的に行う団体活動について支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等で活動を縮小している団体に対しても活動支援ができるよう、横浜市社会福祉協議会と取り組みました。</p> <p><助成団体数> 平成27年度～（6年間）： 延べ322団体 （令和2年度：48団体）</p>	△

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
保育所等訪問 支援・巡回訪問 [㊦]	(人)	1,713人	2,194人	2,453人	1,827人
	(人日)	13,861人日	15,897人日	20,050人日	13,656人日
児童発達支援 [㊦]	(か所)	101か所	116か所	150か所	179か所
	(人)	—	2,945人	3,203人	3,687人
	(人日)	199,766人日	228,309人日	249,952人日	271,920人日
うち、主に 重症心身障 害児を支援 する事業所	(か所)	—	3か所	4か所	3か所
	(人)	—	9人	14人	17人
	(人日)	—	644人日	708人日	681人日

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
医療型児童発達支援 [㊦]	(か所)	9か所	9か所	9か所	9か所
	(人)	—	192人	170人	161人
	(人日)	18,604人日	16,974人日	15,721人日	12,330人日
居宅訪問型児童発達支援 [㊦]	(か所)	—	0か所	0か所	0か所
	(人)	—	0人	0人	10人
	(人日分)	—	0人日分	0人日分	137人日分
子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備 [㊦]		—	推進	推進	推進
放課後等デイサービス事業 [㊦]	(か所)	262か所	292か所	332か所	365か所
	(人)	—	6,468人	7,246人	7,845人
	(人日)	652,983人日	772,894人日	883,285人日	958,067人日
うち、主に重症心身障害児を支援する事業所	(か所)	—	13か所	16か所	18か所
	(人)	—	227人	288人	310人
	(人日)	—	19,384人日	15,985人日	13,859人日

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
学齢後期障害児支援事業	4か所	相談対応延件数の増加傾向を踏まえ、4か所目の事業実施を検討しました。	△

取組4-2 教育

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
横浜型センター的機能の充実	推進	特別支援学校、通級指導教室及び地域療育センター等による横浜型センター的機能を活用した学校支援を継続的に実施し、小・中学校等の円滑な運営の一助としました。	○
特別支援教育における幼保小の連携	推進	横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領（特別支援教育編）に基づき、様々な機会を捉えて情報を発信することで、切れ目のない支援につなげました。	○
就学説明会	推進	5月から6月にかけて、毎年20回以上の就学説明会を実施しました（感染防止のため令和2年度は実施せず）。	○
就学・教育相談の体制強化	推進	毎年約4,000件の就学・教育相談を行いました。申し込み件数は年々増加しています。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
聴覚障害児支援事業	推進	<p>市立小・中・義務教育学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノートテイクボランティアを派遣し情報の保障に取り組みました。</p> <p><利用回数></p> <p>平成27年度：470回 平成28年度：390回 平成29年度：334回 平成30年度：420回 令和元年度：350回 令和2年度：667回</p>	○
保護者教室開催事業	推進	<p>難聴・言語障害、発達障害をテーマにした保護者会を毎年各3回、開催しました（感染防止のため令和2年度は実施せず）。</p>	○
夏休み支援事業(旧学齢障害児夏休み支援事業)	推進	<p>特別支援学校の夏休み期間に、各校の実情に合わせて、プール開放や部活動・レクリエーション活動等の余暇活動を実施しました。</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	推進	私学助成の私立幼稚園等で障害児利用に対して経費助成を行いました。 <対象園児数／補助総額> 平成27年度 : 838人／165,784千円 平成28年度 : 903人／180,600千円 平成29年度 : 841人／168,198千円 平成30年度 : 771人／153,500千円 令和元年度 : 680人／136,000千円 令和2年度 : 600人／120,000千円	○
特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ(旧発達障害児等支援事業)	推進	特別支援教育コーディネーター養成に加え、スキルアップ研修を行い、さらなる専門性の向上を図るとともに、協議会を開催し、情報共有・事例検討等を進めました。	○
ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の展開	推進	全ての子どもたちの意欲を高め理解を深める授業づくりに向けた教職員への研修や、ハマ・アップ授業づくり講座等を通して、学校への支援を行いました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
特別支援学校におけるICT機器の活用	推進	特別支援学校全13校において、タブレット端末やWi-Fi環境など必要な整備を進めながら、指導方法の充実に向けた研究を行いました。	○
特別支援学校の再編整備	推進	肢体不自由特別支援学校の新規開校、スクールバスの長時間化の解消に向けた取組や医療的ケアの体制充実など、教育環境の向上に向けて取組を進めました。	△
特別支援学校スクールバスの運行	推進	医療的ケア等によりスクールバスでの通学が困難な児童生徒を対象に福祉車両等による通学支援を試行するなど、通学支援の充実に取り組みました。	○
特別支援学校医療的ケア体制整備事業(旧肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業)	推進	肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置するなど、医療的ケアを伴う児童生徒が安心・安全に教育を受けられる環境整備の充実に取り組みました。	○
校内研修の実施	推進	全ての小・中学校等において「障害者差別解消法施行に伴う合理的配慮」や「発達障害の理解を深めるために」など各校の実情に応じたテーマで校内研修を実施しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
特別支援教育支援員事業 (旧障害児学校生活支援員事業)	推進	小・中学校等において、障害などにより学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置しました。	○
特別支援教育のリーダーの育成	推進	大学等専門機関への派遣を行うことにより、特別支援教育を担う教員のリーダーの養成を行いました。	○
特別支援学校就労支援事業	推進	高等特別支援学校（日野中央、二つ橋、若葉台知的障害教育部門）の3校に1人ずつ就労支援指導員を配置し、各校における実習先開拓や職場定着支援に取り組みました。	○
特別支援学校進路担当者連絡会の開催	推進	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて年5回程度情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう取り組みました。	○

4-3 人材の確保・育成

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
<p>学生等を対象とした人材の確保事業(あ)</p>	<p>推進</p>	<p>①障害福祉の仕事の魅力を伝えるプロモーション動画を2本作製しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設で働くこと(平成29年度作成) ・グループホームで働くこと(令和元年度作成) <p>②プロモーション動画を公共交通機関や各種イベントで放映しました。</p> <p><公共交通機関での放映日数></p> <p>平成30年度：延べ82日 令和元年度：延べ59日 令和2年度：延べ56日</p> <p>③障害福祉事業所に特化した求人サイトを試行的に開設・運営しました。</p> <p>開設時期：令和元年度11月 掲載求人件数(累計) ：420件</p>	<p>○</p>

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害特性に応じた支援のための研修	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための研修を市内法人が共同して「オール横浜」として実施しました（再掲）。 ・発達障害に関する一次相談支援機関の支援スキル向上のため、研修を実施しました。 	○
医療従事者研修事業【再掲】 ㉞	推進	<p>医療機関や福祉施設等に勤務する看護師を対象に「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を毎年実施しました。</p> <p><市内研修修了者数></p> <p>平成27年度：22人 平成28年度：32人 平成29年度：30人 平成30年度：29人 令和元年度：38人 令和2年度：29人</p>	○
障害福祉施設等で働く看護師の支援【再掲】 ㉞	推進	<p>地活ホームや多機能型拠点を対象に、歯科医師による巡回相談や専門医によるてんかん研修のほか、高齢施設見学会や看護師等のネットワークづくりのための看護師等会議を実施しました。</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
就労支援機関の人材育成	推進	各センター間での支援員の人事交流を通じた支援手法等の共有を実施しました。また、各就労支援センター職員のワーキンググループによる「一次相談」「企業支援」をテーマとする検討会を開催しました。	○
障害福祉サービス事業所等職員向けの研修	参加人数(累計) 380人	市内企業・団体の協力のもと、市内事業所職員を対象に実施しました(毎年度6～7月)。 ・平成27年度～令和元年度協力企業数累計:126社 ・平成27年度～令和元年度参加者数累計:302名 ※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止としました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
ガイドヘルパー等研修受講料助成(あ)	推進	<p><助成人数/総助成額></p> <p>平成27年度：183人 /3,285千円</p> <p>平成28年度：210人 /3,759千円</p> <p>平成29年度：277人 /4,868千円</p> <p>平成30年度：276人 /5,159千円</p> <p>令和元年度：181人 /3,411千円</p> <p>令和2年度 ：130人/2,554千円</p>	○
ガイドヘルパースキルアップ研修(あ)	推進	<p><参加人数></p> <p>・サービス提供責任者向け研修</p> <p>平成27年度：104人 平成28年度：132人 平成29年度：74人 平成30年度：99人 令和元年度：107人</p> <p>・従業者向け研修</p> <p>平成27年度：274人 平成28年度：250人 平成29年度：101人 平成30年度：220人 令和元年度：216人</p> <p>(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	推進	障害者の自立や社会参加等を促進するための当事者による事業を17事業実施しています。	○
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進【再掲】	推進	社会参加推進センターにより、普及啓発リーフレットの作成及び配布を行いました。また、障害者週間に合わせた講演会の実施をしました。	○

取組5-1 就労

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
就労支援センター（9か所）	支援対象者数（9か所計）4,400人	<支援対象者数> 平成27年度：4,439人 平成28年度：4,316人 平成29年度：4,722人 平成30年度：4,553人 令和元年度：4,541人 令和2年度：4,149人	○
就労支援機関の人材育成 【再掲】	推進	各センター間での支援員の人事交流を通じた支援手法等の共有を実施しました。 また、各就労支援センター職員のワーキンググループによる「一次相談」「企業支援」をテーマとする検討会を開催しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
働きたい！わたしのシンポジウム	参加者数（累計） 3,000人	<p>「働きたい！わたしのシンポジウム」を開催し、当事者・ご家族等に対して就労啓発事業を実施しました。</p> <p>・平成27年度～令和2年度 累計参加者数：2,242人</p> <p>※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、代替として過去のシンポジウムについてまとめたホームページを作成しました。</p>	○
企業と福祉をつなぐセミナー	参加企業数（累計）240社	<p>神奈川県や他都市と合同で企業向けセミナーを実施しました。</p> <p>・平成27年度～令和2年度 累計：303社（見込み）</p>	○
障害者雇用事例の紹介	紹介企業数（累計）150社	<p>企業や団体等へのヒアリングを行い、順次ウェブページへの掲載を行うとともに、より効果的な事例紹介方法の検討を行いました。</p> <p>また、現在掲載されている企業を中心に、事例紹介に関するアンケートを実施しました。</p> <p>・紹介企業数（累計）： 106社</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
中小企業への障害者雇用支援	推進	経済団体等に出向き、雇用事例の紹介、支援機関や助成金などの情報発信を行う出前講座を実施しました。 ・平成27年度～令和2年度累計：218社	○
地域における就労支援ネットワークの構築	推進	就労支援センターを中心に、特別支援学校やハローワーク、医療機関との研修会や連絡会を実施しました。	○

指標名	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
福祉施設から一般就労への移行者数 ^福	450人	422人	517人	— ※
就労移行支援事業の利用者数 ^福	1,088人	1,263人	1,319人	1,311人
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合 ^福	46.7%	30.8%	8.7%	— ※
就労定着支援利用者数 ^福	—	122人	458人	617人

※ 翌年度に調査を実施するため、数値を把握していません。

取組5-2 福祉的就労

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
障害福祉サービス事業所等 職員向けの研修【再掲】	参加人数(累計) 380人	<p>市内企業・団体の協力のもと、市内事業所職員を対象に実施しました(毎年度6~7月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度~令和元年度協力企業数累計:126社 ・平成27年度~令和元年度参加者数累計:302名 <p>※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止としました。</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
よこはま障害者共同受注総合センターの運営	加盟施設における「月額平均工賃」が10%以上上昇	<p>センターを開設した平成27年度の加盟施設数は約200か所でしたが、現在は330か所を超え、様々なイベントでの出店調整や公園・歩道の清掃、学校内の軽作業等の受注調整により、受注機会の促進や販路拡大を図りました。</p> <p>企業等の訪問時には、作業等の受注とともに、福祉的就労に関する啓発を行い、新規依頼にも繋がりました。</p> <p>また、加盟施設の受注スキル向上や販路拡大を目的とした研修を実施しました。</p> <p>※ 加盟施設における月額平均工賃上昇率：約30% (対平成27年度比)</p>	○
優先調達推進のための庁内への啓発	推進	<p>毎年度、優先調達方針を策定し、発注事例を「ハートオーダー通信」として庁内LANに掲載するとともに (平成27年度～令和2年度累計26号発行)、横展開が期待される事例に関わる庁内会議等で、発注の促進を行いました。</p>	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
対象事業所の拡大に向けた検討	推進	「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱」において認定した10事業所について、庁内会議等で周知を図りました。	○

取組5-3 日中活動

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
生活介護 ^福	(人分)	7,375人分	7,616人分	8,049人分	8,195人分
	(人日)	122,126人日	127,071人日	133,245人日	136,891人日
自立訓練(機能訓練) ^福	(人分)	29人分	31人分	38人分	36人分
	(人日)	478人日	500人日	554人日	550人日
自立訓練(生活訓練) ^福	(人分)	210人分	241人分	283人分	325人分
	(人日)	3,410人日	3,941人日	4,494人日	5,300人日
就労移行支援事業 ^福	(人分)	1,088人分	1,263人分	1,319人分	1,311人分
	(人日)	18,458人日	21,429人日	22,286人日	23,045人日
就労継続支援事業(A型) ^福	(人分)	705人分	801人分	796人分	740人分
	(人日)	13,720人日	15,419人日	15,143人日	14,111人日
就労継続支援事業(B型) ^福	(人分)	3,692人分	3,858人分	3,987人分	4,250人分
	(人日)	62,686人日	65,769人日	66,277人日	70,700人日
地域活動支援センター作業所型 ^福	(か所)	154か所	155か所	152か所	138か所
	(人)	3,193人	3,115人	3,119人	2,834人
中途障害者地域活動センター ^福	(か所)	18か所	18か所	18か所	18か所
	(人)	534人	523人	496人	496人

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
ガイドヘルパースキルアップ研修【再掲】㊦	推進	<p><参加人数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者向け研修 平成27年度：104人 平成28年度：132人 平成29年度：74人 平成30年度：99人 令和元年度：107人 ・従業者向け研修 平成27年度：274人 平成28年度：250人 平成29年度：101人 平成30年度：220人 令和元年度：216人 <p>(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p>	○
効率的な車両利用の仕組みの検討㊦	推進	乗合送迎の仕組みについて、検討を行いました。実際の運用やその管理までの整理には至りませんでした。	×
難病患者外出支援サービス事業	推進	<p>車いす等を利用する難病患者に対し、必要な送迎サービスを提供しました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度～令和2年度延利用回数：3,453回 	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
在宅重症患者外出支援事業	推進	申請に対し、滞りなく助成業務を進めることができました。 ・平成27年度～令和2年度 延利用回数：2,982回 ・平成27年度～令和2年度 延利用人数：1,161人	○
福祉有償運送事業	推進	福祉有償移動サービス運営協議会を17回開催しました（うち令和2年度2回）。登録団体への訪問を実施しました。福祉有償運送のホームページでの情報提供を行いました。 希望する実施団体に対し研修を実施しました。	○

指標名		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
移動支援事業（移動介護・通学通所支援） ^福	（時間分）	712,284時間分	735,076時間分	751,205時間分	496,180時間分
	（人分）	5,705人分	5,925人分	6,107人分	4,545人分

※ 令和2年度実績の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛の影響によるものです。

取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
参加型アートイベントの開催	推進	障害のある方のアート活動を支援する人材の育成を目的とした研修会や、障害者の方々と創作活動を行うワークショップ等を実施するとともに、「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」をはじめ、料理や陶芸など様々なジャンルの文化事業を実施しました。	○
ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催	開催	「ヨコハマ・パラトリエンナーレ2020」を開催するため、準備・調整を進め、令和2年8月にプレイベントを、令和2年11月にコアイベントを開催いたしました。	○
4校種 図画工作・美術・書道作品展 特別支援教育部門～つたえたい ぼくのおもい わたしのきもち～の開催【再掲】	推進	市立学校の児童生徒の作品を一堂に集める市民公開の作品展で、市内の特別支援学校や個別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の作品を出展しました。毎年、多数の来場がありました。	○
障害者の芸術活動支援ネットワークの構築	推進	引き続き、展覧会等の開催を通じて、支援団体等のネットワーク化を進めています。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
パラトライアスロンの強化	推進	グリーントライアスロン、世界トライアスロンシリーズ横浜大会、シーサイドトライアスロンに協力しています。また、イグジットハンドラーの実技研修を横浜ラポールのプールで実施しました。	○
特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化事業	推進	特別支援学校に在籍する児童生徒が世界的な大会に出場するにあたっての支援や、障害者スポーツの普及啓発を目的とした備品等の整備を行いました。	○
障害者スポーツの啓発	推進	オリンピック・パラリンピックの開催に向けた障害者スポーツの機運の高まりを契機に、横浜市スポーツ協会とも連携し、障害者スポーツの中核拠点である横浜ラポールで、障害者スポーツの体験会や教室等を実施しました。	○

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績	評価
身近な地域における障害者スポーツの推進	推進	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害者スポーツの推進に取り組みました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。	○
障害者スポーツ文化センターの整備及び運営	「ラポール上大岡」運営	ラポール上大岡を令和2年1月10日に開所しました。	○

第 4 期横浜市障害者プラン 令和 3 年度の取組について

【凡例】

Ⓐ：障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

Ⓔ：将来にわたるあんしん施策

様々な生活の場面を支えるもの

I 普及啓発

(1) 互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	目標に向けた 令和 3 年度の取組内容	中間期 目標	目標
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	障害者週間における市庁舎アトリウムでのイベント実施などを通じて、共生社会の実現に向けた取組を行っていきます。	推進	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	障害者週間を中心に、各区で事業所や自主製品等を紹介するパンフレットの作成や、パラスポーツの写真展の開催等普及・啓発活動を促進します。	推進	推進

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。	各事業の支援を行い、セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）等の障害理解に係る普及・啓発活動を通じた障害理解の推進に取り組みます。	推進	推進
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進	社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	社会参加推進センター等と協働して、リーフレットの配布や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続していきます。	推進	推進
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	ホームページや「障害福祉のあんない」などの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介します。	推進	推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期 目標	目標
学齢期児童及び保護者への障害理解啓発	学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会の確保に努めます。	学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会（講座の実施等）の確保に努めます。	推進	推進
副学籍による交流教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、共同学習を進めます。	特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う子どもたちとの交流及び共同学習をより一層推進します。	推進	推進

2 人材確保・育成

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期 目標	目標
障害福祉人材の確保 ②	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	魅力発信として、障害福祉の仕事紹介動画を公共交通機関や各種イベントで上映します。また、関係団体と障害福祉人材確保策の検討会を実施し、今後の施策の方向性を検討します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
障害特性に応じた 支援のための研修	発達障害や行動障害を有する方、医療的ケアが必要な方等に対し、専門的な支援を行うことのできる人材を育成するための研修を実施します。	障害福祉事業所等の職員を対象とした、行動障害に係る支援力向上を図るための研修を、市内法人の協働により実施します。 また、福祉・医療・教育など多分野の職員の方を対象として、医療的ケア児・者等の支援を行う上で必要な内容を学ぶ、「横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修」を、横浜市医師会への委託により実施します。	推進	推進
相談支援従事者の人材育成	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	研修の実施体制を整理し、相談支援従事者の人材育成と研修体系における連動性を確保します。	推進	推進
障害福祉施設職員 等への支援 ⑨	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	障害福祉施設の職員を対象とした衛生管理、栄養管理に関連する研修、連絡会等を実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊦	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。	障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。	推進	推進
就労支援センター職員の人材育成	多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	各センター間で支援員の人事交流を行い、支援手法等の共有を行います。 また、センター共通で使用する人材育成シートを作成し、多様化・高度化するニーズへ対応するため、支援の質を高めます。	推進	推進
就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	市内就労支援事業所職員を対象に、企業等での実習や見学を通じて、企業で障害のある社員が担当する仕事内容、求められる職業能力及び企業の育成方法等を学ぶ機会を設けます。	推進	推進
医療従事者研修事業 ㊦	病気や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	障害特性等を理解した医療従事者を育成するために、引き続き「小児訪問看護・重症心身障害児者研修※」を実施します。 ※令和4年2月末までに、30名の医療従事者に、現場実習を含む11日間の研修カリキュラムを受講していただきます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
ガイドヘルパー等 研修受講料助成 ㊦	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	令和3年度から、災害や感染症拡大による影響により申請が困難だった人について、条件つきで助成申請期間の延長を可能としています。その周知を今後も図ることで、助成人数の増加と人材確保を推進していきます。	推進	推進
ガイドヘルパースキルアップ研修 ㊦	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	サービス提供責任者及び従業者の質を更に高めるため、研修テーマを選定し、受講者の増加を目指します。	推進	推進
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	障害者本人の活動を支える人材の育成を進めるとともに、同じ障害がある人たちの交流やコミュニケーションの機会を拡充し、各団体活動を促進する取組を推進します。	引き続き、障害者の自立や社会参加等を促進するための当事者による事業を実施していきます。	推進	推進

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
業務効率化に向けた ロボット・AI・ICT 等の導入の検討 ⑨	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業 務の負担軽減などを進めるため、ロボット・ AI・ICTなどの導入の検討を進めます。	関係団体と意見交換を行い、今後の施策の方 向性を検討します。	検討 ・ 実施	推進

3 権利擁護

(1) 虐待防止の取組の浸透

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
障害者虐待防止事業 (普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報 を行います。また、虐待や不適切支援をなく していくため、障害福祉サービスの事業者等 を対象とした研修を実施します。	市民向けにホームページやリーフレット等 を活用した広報を行うとともに、障害福祉 サービスの管理者及びサービス管理責任者 等を対象とした研修を年2回、それぞれ2 回コースで実施します。	推進	推進

(2) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
横浜市市民後見人養成・活動支援事業	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、よこはま成年後見推進センターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。	第5期横浜市市民後見人養成講座について、基礎編（6月～7月）、実務編（9月～2月）を実施します。また、活動支援として市民後見人バンク登録者向けの研修を実施します。	推進	推進
法人後見支援事業	よこはま成年後見推進センターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえて、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。	障害者施設等の職員や管理者を対象とした関係者向け研修、施設等の依頼による職員や家族向けの出前講座を行います。また、今年度も法人後見連絡会を開催し、実施団体の連携強化や情報共有を図ります。	推進	推進
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、関係機関と調整して当事者及び家族、支援団体等への説明会などを実施します。	関係機関と調整の上、当事者・家族等に向けて成年後見制度を分かりやすく周知するための講座を開催するなど、普及啓発に取り組みます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
権利擁護事業	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を、区あんしんセンターが、契約に基づいて実施します。	市民や支援者に制度の周知・啓発等を行い、必要な人が早期に権利擁護事業を利用できるように体制を整え、取組を進めます。 また、必要な人には、スムーズに法定後見に移行できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。	推進	推進

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	広報よこはまの人権特集号への記事掲載による周知・啓発を行うとともに、平成28年に募集した障害者差別に関する事例を誰でも簡単に調べることができる検索サイトをホームページで運用します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期 目標	目標
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	ピア相談の中で差別の相談があった場合に当事者の気持ちに寄り添い、対応窓口や調整委員会等紹介、周知・啓発等を行う当事者サポート事業を横浜市身体障害者団体連合会に委託して実施します。また、地域支援協議会にて相談事例の共有を図るとともに、相談対応に関する検討等を行います。	推進	推進
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行っていくための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	全職員を対象としたeラーニング研修や、各区局が実施する研修等への出前講座を実施するほか、全区局の代表が集まる会議にて取組状況等を周知します。	推進	推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
情報発信時の合理的 配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。	視覚障害のある人への情報保障の取組として、希望する人に対して本市から発出する通知の「通知名」、「問合せ先」等について、点字化した通知を送送する仕組みを運用します。また、聴覚障害のある人への情報保障の取組として、タブレット端末を活用した手話通訳サービスの情報提供や、新たに音声通訳アプリを導入し運用します。さらに、知的障害のある人へのわかりやすい資料を作成します。	推進	推進
代筆・代読サービス ⑨	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	サービスの実施に向けて、関係団体へのヒアリングを基に適切な提供方法等について検討を進めていきます。	検討 ・ 実施	推進

4 相談支援

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者相談支援事業 の周知及び 普及啓発	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	地域の関係機関等の連携を促進する取組の中で、本市の相談支援体制に関する周知・啓発を進めます。	推進	推進
相談支援従事者の人 材育成 【再掲】	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	研修の実施体制を整理し、相談支援従事者の人材育成と研修体系における連動性を確保します。	推進	推進
市自立支援協議会と 区自立支援協議会の 連携・連動	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	地域づくりの推進に向け、市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を効果的に連動させ、運用します。	推進	推進
当事者による 相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	引き続き、ピア相談センターの取組の周知を強化し、当事者相談の活用につなげていきます。また、ピア相談員研修を実施し、ピア相談員のスキルアップを図ります。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
既存の相談窓口 (地域ケアプラザ等) による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者として捉え、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	身近な相談者として、日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	推進	推進
難病患者等への 必要な情報提供	難病患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者等の障害福祉サービス等の活用が促されるよう検討します。	区での講演会・交流会の開催や、月2回のメールマガジンの配信、ホームページへの掲載等を通じて情報提供を行います。	推進	推進
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターと、地域の支援機関との連携の仕組みを整理し、相談支援体制の強化を図ります。	「発達障害地域連携プログラム」の実施等により、発達障害者支援センターと地域の支援機関との連携を促進します。	推進	推進
高次脳機能障害に関 わる関係機関の連携 促進	高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進し、身近な地域における高次脳機能障害に対する支援体制を強化します。	高次脳機能障害支援センターと連携した取組により、高次脳機能障害に関わる地域の関係機関を支援し、当事者や家族の支援ニーズに対応する相談の質の向上と相談支援体制の強化を図ります。	推進	推進

生活の場面Ⅰ 住む・暮らす

Ⅰ-Ⅰ 住まい

(Ⅰ) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
民間住宅入居の促進	<p>障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすいとする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。</p> <p>また、障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。</p>	<p>「住宅セーフティネット制度」の活用や、横浜市居住支援協議会と関係機関との連携体制について検討します。</p>	推進	推進
サポートホーム事業 ㊦	<p>発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。</p>	<p>サポートホーム事業の推進により、発達障害のある人の生活を支援するとともに、その効果を検証します。また、支援方法を地域の事業所等へ拡大させるための研修等の機会創出を検討します。</p>	推進	推進
障害児施設の 再整備 ㊦	<p>老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。</p>	<p>施設の運営法人と調整を進めます。</p>	検討	検討

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
松風学園 再整備事業	<p>入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、同園敷地の一部を活用して民設新入所施設を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間期：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施 ・計画期間中：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施完了 	<p>新居住棟（全室個室）の工事に着手します。民設新入所施設については、工事を完了します。</p>	工事実施	工事実施 完了
【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊦	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。</p>	推進	推進

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施します。	現行の仕組みでの対応を維持していきます。	推進	推進
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	引き続き、日中サービス支援型の活用を踏まえた制度、施策の検討を行っていきます。	推進	推進
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	高齢化・重度化にともなう身体機能の低下等があっても、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る費用（5か所分）を補助します。	実施	実施

1-2 暮らし

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者地域活動ホーム事業	在宅の障害児・者とその家族の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。主なサービスとして、生活介護や地域活動支援センター事業デイサービス型等の日中活動のほか、ショートステイや一時ケア等の生活支援事業を実施しています。施設規模等により、社会福祉法人型地活ホームと機能強化型地活ホームの2種類に分類されています。	社会福祉法人型地活及び機能強化型地活ホームの両方について、地域における拠点的施設として、より使いやすい社会資源となるよう、運営法人や関係部署等と課題を共有し、役割や位置付けの明確化・機能の充実化に向けて、引き続き検討を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
精神障害者生活支援 センター事業	<p>統合失調症をはじめとした精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援するため各区に1か所設置している精神障害者の地域生活支援における本市の拠点施設です。</p> <p>精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や助言、情報提供のほか、専門医による相談や生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）等を提供しています。区や基幹相談支援センターとともに、本市の「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられています。</p>	<p>精神障害者のための拠点的施設として、精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行っていきます。</p> <p>設置当初の居場所機能や生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）だけではなく、生活支援センターに来られない人へのアプローチや関係機関と連携した早期対応など、精神障害者の相談機能に重点を置いた支援の充実を図ります。</p>	推進	推進
多機能型拠点の 整備・運営 ㊦	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。	市内4館目である北東部方面多機能型拠点（仮称）について、設計を行います。 市内5, 6館目の整備予定地を検討、選定します。	市内4方面整備完了	市内6方面整備完了

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
行動障害のある方の 地域移行や地域生活 を支える仕組みづく り	行動障害のある人に必要とされる支援体制 について、特に地域移行や地域生活を支える 機能の検討を進めます。	行動障害のある人に必要とされる支援体制 について、特に地域移行や地域生活を支える 機能の検討を庁内で進めます。	検討	推進
地域支援マネジャー による障害福祉サー ビス事業所等への支 援 ⑨	発達障害者支援センターに「地域支援マネジ ャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等 に対し、行動障害・発達障害に係るコンサル テーションを実施します。	「地域支援マネジャー」による、障害福祉サ ービス事業所等に対する、行動障害・発達障 害に係るコンサルテーションを実施します。	推進	推進
地域生活支援拠点機 能の充実	障害のある方の高齢化・重度化、親なき後に 備えるとともに、地域移行を進めるため、基 幹相談支援センター・生活支援センター・区 役所の3機関一体の運営により、地域のあら ゆる社会資源を有機的につなぐネットワー ク型の拠点機能を整備し、地域での居住支援 機能の充実を図ります。	基幹相談支援センター・生活支援センター・ 区役所の3機関を中心に、自立支援協議会等 を活用し、地域生活支援拠点に関する周知を 行い、地域住民を含めた関係機関とともに拠 点機能の充実を図ります。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある方の生活のしづらさを地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携の下、各区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において関係者・関係機関が共通の認識の中で課題解決に向けた取組の検討と実施をしていきます。また、地域ごとの課題に対して特性を踏まえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たなつながりを構築していきます。	区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、地域の関係機関と共通の認識を持ち、課題解決に向けた取組を検討、推進します。また、取組の推進のための研修会を開催します。	推進	推進
精神障害者の 家族支援事業 ㊦	精神障害者とその家族が適切な関係を保つため、緊急滞在場所を準備するとともに、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	引き続き、精神障害者とその家族が適切な関係を保てるよう緊急滞在場所を準備します。また、学習会を実施し、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催 ㊦	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会について、第1回を7月頃、第2回を令和4年2月頃に開催予定です。	推進	推進
医療的ケア児・者等支援者養成 ㊦㊧	受入体制の充実を図るため、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受け入れを積極的に行えるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。	令和3年5月から12月まで医療的ケア児・者等支援者養成研修を実施します。50人程度を養成予定です。	推進	推進
メディカルショートステイ事業 ㊦	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	引き続き事業を実施していくとともに、協力医療機関との円滑な事業運営を図ります。	推進	推進

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者自立生活 アシスタント ㊦	地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。国の実施事業との関係を整理しながら推進していきます。	自立生活アシスタント事業の普及啓発に取り組み、アシスタントの支援力の向上を図るための研修の実施やガイドラインの整備を行います。	推進	推進
後見的支援制度 ㊦	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。	本制度が、より安定的かつ持続可能なものとなるよう、あり方検討会等にて業務運営の方針等を検討します。	推進	推進
消費者教育事業 ㊦	障害者、家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心した日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	意識啓発の方法について、より持続可能な方法を庁内で検討します。	推進	推進

1-3 移動支援

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
移動情報センター運営等事業の推進 ㊦	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	移動情報センターの周知をさらに進めるとともに、18区のネットワーク力の強化により、職員の相談対応力・コーディネート能力の向上を図ります。また、ガイドボランティアなど地域の移動支援の担い手の発掘・育成に取り組みます。	相談 件数 3,300件	相談 件数 3,600件
【再掲】 ガイドヘルパー等研修受講料助成㊦	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	令和3年度から、災害や感染症拡大による影響により助成申請が困難だった人について、条件つきで申請期間の延長を可能としています。その周知を今後も図ることで、助成人数の増加と人材確保を推進していきます。	推進	推進
【再掲】 ガイドヘルパースキルアップ研修 ㊦	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	サービス提供責任者及び従業者の質を更に高めるため、研修テーマを選定し、受講者の増加を目指します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
難病患者外出支援サ ービス事業	一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。	横浜市社会福祉協議会と委託契約を継続し、移動支援が必要な人に送迎サービスを提供します。	推進	推進
在宅重症患者 外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	通院等に民間救急事業者を利用する在宅重症患者に対し、移送費の一部を助成します。また、実態とニーズ把握を行い、18区への周知を徹底します。	推進	推進
福祉有償移動 サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	福祉有償運送を行うNPO法人等の登録等や、福祉有償運送の適正な実施等について協議する福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。また、福祉有償運送を実施している団体へ訪問し、活動が適正に実施されているか調査を行います。	推進	推進
重度障害者等への移 動支援事業の拡充 ⑨	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	重度の障害がある人に対して、移動の選択肢を広げるため、「重度障害者福祉タクシー利用券の対象拡大」と「障害者自動車燃料券の新設」に取り組みます。	推進	推進

1-4 まちづくり

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期目 標	目標
福祉のまちづくり推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	子ども向けリーフレットの配布や、職員等を対象とした研修の開催などにより、福祉のまちづくりを推進します。 福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に適切に対応します。	推進	推進
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	市内の駅には、バリアフリーが未整備の駅があるため、鉄道駅舎へのエレベーターなどの設置について引き続き補助を行っていきます。 ノンステップバスの導入については、事業者間で導入率に差があることから、導入率の低い事業者に対し、重点的に補助を行うなど効率的な取組を図るとともに、市民の要望等を事業者に共有するなどして、導入の検討について働きかけていきます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
バリアフリーの 推進 ・バリアフリー基本 構想の検討・作成	バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等	引き続き、磯子区、中区、羽沢横浜国大駅、踊場駅周辺地区のバリアフリー基本構想の作成を進めます。 また、今年度から港北区と緑区でバリアフリー基本構想の作成に着手します。	推進	推進
・バリアフリー歩行 空間の整備	駅周辺のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を、引き続き、進めます。	引き続き、十日市場駅周辺地区等の整備を進めます。また、新たに、羽沢横浜国大駅周辺地区等の道路特定事業計画を作成します。	推進	推進
横浜市公共サインガイドラインの 運用推進	公的機関により設置される歩行者用案内・誘導サインの規格や表示内容等の統一を図るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必要に応じて見直しを検討し、より歩行者に分かりやすいサイン整備を進めていきます。	ガイドラインの運用を推進するとともに、公共サインの掲載基準等について必要に応じて見直しを検討し、より歩行者にわかりやすいサイン整備を進めていきます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
エレベーター 設置事業	エレベーターの整備など、学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。	車椅子利用等の児童・生徒がいる学校へのエレベーターの整備や段差解消など、学校施設のバリアフリー化を進め、障害のある児童・生徒が学びやすい環境を整備します。	推進	推進

生活の場面2 安全・安心

2-1 健康・医療

(1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	地域の様々な団体等へ障害理解や障害者スポーツの普及啓発のための研修等を実施し、障害のある人が身近な場所でスポーツに取り組める環境作りを進めます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
【再掲】 障害福祉施設職員等 への支援 ㊦	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	障害福祉施設の職員を対象とした衛生管理、栄養管理に関連する研修、連絡会等を実施します。	推進	推進

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	7病院と委託契約をし、5病床の確保を継続します。また、実態とニーズの把握を行い、引き続き必要な人にサービスを提供できるように18区への周知を徹底します。	推進	推進
歯科保健医療推進事業 (心身障害児・者歯科診療)	通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を引き続き図ります。	歯科保健医療センターへの補助を行い、障害児・者の歯科医療の確保のための支援を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
<p>【再掲】 メディカルショート ステイ事業 ㊦</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>引き続き事業を実施していくとともに、協力医療機関との円滑な事業運営を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>難病患者在宅療養計 画策定・評価事業</p>	<p>在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。</p>	<p>在宅難病患者が安定した療養生活を送ることを目的としたこの事業の活用を、18区に周知を徹底します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>医療機関連携事業 ㊦</p>	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。</p>	<p>知的障害者専門外来設置医療機関を5病院で実施します。 <設置医療機関> ・横浜相原病院 ・紫雲会横浜病院 ・港北病院 ・横浜カメリアホスピタル ・鶴見西井病院 また、市内一般精神科病院の指定病院12か所の半数となる6病院までの設置を目指します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
重度神経難病患者在宅支援システムの構築	<p>発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。</p> <p>・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症患者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。</p>	引き続き、在宅リハビリテーション事業の活用推進のため、市内11か所の医療機関（診断機関）や区福祉保健センターへ在宅リハビリテーション事業の周知を行います。筋ジストロフィー症患者に対しては、在宅リハビリテーション事業のフォローアップ機能の活用を促進します。	構築	構築
在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会	障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。	引き続き事業を実施し、障害児・者の在宅支援に必要な情報交換等を通じて、障害理解を促進していきます。	推進	推進
重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、関係局と連携して、課題整理を行います。	検討	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
重度障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業 ㊦	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が図れるよう、引き続きコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進
健康ノート	障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、入手しやすくなるよう検討し、より活用できるようにします。	ホームページに掲載し、周知します。また、活用状況を確認しながら、普及につながる入手方法を検討します。	推進	推進
【再掲】 医療従事者研修事業 ㊦	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	障害特性等を理解した医療従事者を育成するために、引き続き「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を実施します。	推進	推進
【再掲】 障害福祉施設等で働く 看護師の支援 ㊦	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
精神科救急医療対策 事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、精神保健福祉法に基づく診察や病院の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、引き続き救急患者の円滑な医療及び保護を図ります。	緊急な医療を必要とする患者が、迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、地域において病院及び精神保健指定医の協力を促進し、受入れ態勢の充実を図ることで、救急患者に対して迅速に医療を提供します。	推進	推進
精神疾患を合併する 身体救急患者の救急 医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	これまでの課題を整理し、より良い救急医療体制の構築に向けた検討を継続します。 また、必要に応じて特定症状対応病院の参画を勧奨していきます。	推進	推進

2-2 防災・減災

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
災害時要援護者支援 事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	地域の実状に応じた様々な災害時要援護者支援の取組を支援します。	推進	推進
障害者・支援者による災害時等の障害理解促進	セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。	引き続き、セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。	推進	推進
災害時等の自助力向上に向けた ツールの作成 及び普及・啓発 新	風水害を含めた災害時に備え、自助力の向上のためのツールの検討・作成と、本市ウェブサイト等を活用した普及・啓発を行っていきます。	避難行動計画「マイ・タイムライン」を基に、市民に幅広く普及・啓発ができるよう本市ウェブサイト等を活用していきます。	推進	推進
災害時における自助・共助の情報共有の推進 新	横浜市障害者施策推進協議会や各団体の会議体にて、災害時における自助・共助について情報共有を行います。	団体との意見交換を踏まえ、横浜市障害者施策推進協議会にて情報共有を行います。	実施	実施

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害種別応急備蓄物資連携事業	障害特性に応じた応急備蓄物資について、引き続き保管できるよう、普及・啓発を実施します。	引き続き、ストーマ用装具の保管ができるよう、整備や普及・啓発を行っていきます。	実施	実施
障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援 ⑨	障害福祉サービス事業所等に対して、平常時から、感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準備について、普及啓発を行います。また、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	障害福祉サービス事業所等に対する取組として、感染防止対策に関する巡回訪問や、事業継続計画の策定支援等を行います。また、昨年度に引き続き、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	検討 ・ 推進	推進

生活の場面3 育む・学ぶ

3-1 療育

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	推進	推進

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
地域訓練会運営費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	地域訓練会への参加意義を分かりやすく周知することなどにより、参加促進を図れるよう、横浜市社会福祉協議会や区役所等と検討し、取り組んでいきます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
ペアレントトレー ニング実施者の養成 ⑨	子ども本人への支援と合わせて重要である 保護者への支援として、主に障害児通所支援 事業所等において、職員に対しペアレントト レーニング実施者養成研修を行います。	8月～9月に事業所職員に対する研修を開 催し、10月～2月に研修を受けた職員により 各事業所において保護者にトレーニングを 実施します。	推進	推進

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
学齢後期障害児支援 事業	学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害 児等が安定した成人期を迎えられるよう、児 童や家族等からの相談に専門的な指導、助言 を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因す る問題の解決に向けた支援を行います。	関係機関との連携調整を行いながら、4か所 目の事業実施に向け、この事業の役割・機能 等に係る具体的な課題整理を行います。	4か所	4か所

3-2 教育

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期目 標	目標
横浜型センター的機能の充実	地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。	特別支援教育コーディネーターのスキルアップと組織化を進めるため、チーフコーディネーターを中心とした協議会を充実します。	推進	推進
就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。	新型コロナウイルス対策に伴い、会場確保が困難となったこと、また、感染防止の観点からも集合型の説明会ではなく、特別支援教育にかかる就学説明の動画をホームページに掲載することにより事業を実施します。	推進	推進
就学・教育相談の体制強化	一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。	新型コロナウイルス感染防止対策を図り、安全かつ、効率的に相談を行うとともに、待機期間の短縮及び円滑な事業の推進を図ります。	推進	推進
保護者教室 開催事業	横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。	令和3年度は、受講形態を工夫するなど感染防止対策を講じ、事業を実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。	特別支援教育費補助の対象園児数は237人を見込んでいます。	推進	推進

(2) 教育環境・教育活動の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
ICTを活用した教育環境の充実 ⑨	個々の児童生徒の障害の状況を十分に踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対し、ICTを活用した指導や支援を充実させるとともに、緊急時におけるオンラインでの学習保障や動画コンテンツ配信などについて、検討、実施します。	GIGAスクール構想を踏まえ、ICT環境のさらなる充実を進めるとともに、オンラインでの学習等についても実施していきます。	実施	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害特性に応じた教育の充実	<p>個別支援学級に加えて、一般学級においても、特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、ケーススタディを重視した研修を充実させます。全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性の向上を図ります。</p> <p>また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料助成事業を新たに実施します。</p>	<p>全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう、研修を充実させます。また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料を助成します。</p>	実施	実施

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ	特別支援教育コーディネーター養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーター（教員）を対象に、更なるスキルアップを目指して、事例研究などを中心とした研修を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。	特別支援教育コーディネーター養成研修に加え、実務経験3年以上を対象としたブラッシュアップ研修及び5年目以上を対象としたスキルアップ研修を行い、さらなる専門性の向上を図ります。また、チーフコーディネーター会議等において、研修・情報共有・事例検討を進めます。 【実施予定】 ・コーディネーター養成研修 （5～11月/全12回/約300人受講） ・ブラッシュアップ研修 （10・11月/全2回/約500人受講） ・スキルアップ研修 （5～11月/全9回/約70人受講）	推進	推進
特別支援教育支援員事業	小・中・義務教育学校で障害により学習面、生活面や安全面への配慮等が必要な児童生徒に特別支援教育支援員を配置し、校内支援体制の充実を図ります。	小中学校等において、障害などにより学習面、生活面等への支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置します。	配置	配置

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
聴覚障害児支援事業	小・中・義務教育学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノートテイクによる情報の保障を実施します。	対象の児童生徒にノートテイクボランティアを派遣します。	実施	実施
巡回型指導の実施 による通級指導の 充実	児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う「協働型巡回型指導」を実施します。通級指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童生徒の指導や授業参観を行うとともに、学級担任等と日常的に情報を共有するなど、協働して学校生活を支援します。	新たに4校の通級指導教室設置校（累計8校）において、協働型巡回指導を実施します。	実施	実施
医療的ケア体制の充 実	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を充実させます。 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度な医療的ケアにも対応できるよう、体制の強化を図ります。	小中学校等において日常的に喀痰吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を派遣します。 特別支援学校においては、看護師を配置するとともに、引き続き、人工呼吸器等の高度な医療的ケアにモデル的に取り組みます。	整備	整備
特別支援学校の 充実	在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設設備の改修や、福祉車両の活用など通学支援の新たな方策の検討・試行など教育環境の充実に取り組みます。	多様な児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえ、教育環境の充実に引き続き取り組みます。また、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援の試行にも引き続き取り組みます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ⑨	重度訪問介護を利用する重度障害者が大学で修学するための支援を実施します。	大学等において重度障害者が修学するために必要な支援体制が構築されるまで、進学を希望する人が本制度を利用し安心して修学ができるよう、引き続き円滑な事業運営を行っていきます。	推進	推進

(3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
特別支援学校 就労支援事業	障害者就労支援センター等関係機関と連携しながら、生徒の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場定着支援のため、高等特別支援学校(若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む)に就労支援指導員を配置します。	高等特別支援学校(日野中央、二つ橋、若葉台知的障害教育部門)の3校に一人ずつ就労支援指導員を配置し、生徒の就労を支援します。	推進	推進
特別支援学校進路担当 間の連携強化	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう連携を強化します。	進路担当者連絡会等を実施し、学校間の連携強化につなげます。	推進	推進

生活の場面4 働く・楽しむ

4-1 就労

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期目 標	目標
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	就労支援センターを中心として、特別支援学校やハローワーク、医療機関との研修会や連絡会を実施します。	推進	推進
【再掲】 就労支援センター職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	各センター間で支援員の人事交流を行い、支援手法等の共有を行います。また、センター共通で使用する人材育成シートを作成し、多様化・高度化するニーズへ対応するため、支援の質を高めます。	推進	推進
【再掲】 就労促進を目的とした事業所職員向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。	市内就労支援事業所職員を対象に、企業等での実習や見学を通じて、企業で障害のある社員が担当する仕事内容や求められる職業能力及び企業の育成方法等を学ぶ機会を設けます。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業） 新	法定サービスでの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	関係事業所へのアンケート等を基に、制度構築に向けた検討を進めていきます。	検討 ・ 実施	検討 ・ 実施

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
共同受注センター等による受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	共同受注センターでは市内障害者施設等の登録を進め、作業内容等の情報を集約し、ウェブサイトで周知していきます。 受注促進のための企業開拓や販路開拓を行い、登録事業所の特性を活かした受注調整を進めます。 その他の取組として、市内イベント等において事業所が参加する機会を増やし、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
事業所の受注スキルの向上 ⑨	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	民間企業との連携による販売支援や研修会の開催等を通じて、事業所の受注スキル向上を図ります。	推進	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。 また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	優先調達方針に基づく調達目標等の達成に向け、発注事例を庁内会議等の場を通じて周知するとともに、複数部署で発注可能な類似事例を紹介するなどの発注の促進を行います。	推進	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者就労に関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野で働く障害者や障害者雇用を進めている企業の「生の声」を伝え、障害者就労に対する理解・関心を高めます。	「働きたい！わたしのシンポジウム」を開催(1月予定)し、当事者や家族等の就労への理解を促進し、様々な働き方の周知や支援機関の紹介等を通じて、働くきっかけづくり等を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者雇用に関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、雇用に関するセミナー等を実施し、合理的配慮の必要性など企業内での障害理解の促進を図ります。	支援機関や神奈川県と連携した企業向けセミナーを開催し、障害者雇用に関する情報提供や雇用事例の紹介を行います。 また、希望する企業に対して、障害者雇用の啓発に関する出前講座等を実施します。	推進	推進
ふれあいショップ等を活用した障害者就労に関する理解促進 ①新	新たに開業するJR関内駅北口高架下の就労啓発施設及び市庁舎内のふれあいショップをはじめ、既存のふれあいショップ等の運営を通じて、就労に関する理解の促進を図ります。	新規開業店舗及び既存のふれあいショップの運営状況を逐次情報共有し、店舗間のネットワーク形成等を目的としたふれあいショップ店長会等を開催します。	推進	推進

4-2 日中活動

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

4-3 スポーツ・文化芸術

(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の実施内容	中間期目 標	目標
障害者スポーツの啓 発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）で、様々な機会を捉え、障害者スポーツの体験会や教室等を実施していきます。	推進	推進
身近な地域における 障害者スポーツの推 進	引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を推進していきます。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めていきます。	推進	推進

(2) 文化芸術活動の推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
障害者の文化芸術活動の 支援	アートイベントの開催や、活動を支える人材の育成、様々な団体等と連携した文化芸術活動の場の創出に取り組みます。	芸術祭や展覧会等の開催を通じて、活動を支える人材の育成や文化芸術活動の場の創出を進めていきます。	推進	推進
障害者の文化芸術鑑賞の 支援 新	様々な団体等と連携し、障害の特性に応じた鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用のための環境整備、活動を支える人材の育成等に取り組みます。	横浜能楽堂において「バリアフリー能」を実施します。	推進	推進
文化芸術による 地域共生社会実現に 向けた取組の推進 新	関係機関との連携を深め、文化芸術体験や公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通して、障害のあるなしにかかわらず誰もが互いに対等な立場で関わり合うことを進める活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設とアーティストの連携により、障害者の芸術活動を支援します。 ・市民ギャラリーあざみ野での「フェローアートギャラリー」を推進します。 ・「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のレガシーを継承するとともに、障害のある人の創作活動を支える人材を育成します。 ・Dance Dance Dance @ YOKOHAMA2021において、市内特別支援学校でのダンスワークショップを開催し、有志生徒による発表の場を設けます。 	推進	推進

事業名	事業内容	目標に向けた 令和3年度の取組内容	中間期目 標	目標
(仮称)読書バリアフリー法に基づく横浜市計画の策定、推進 ⑨	読書バリアフリー法に基づく、地方公共団体の計画として策定し、計画に基づく取組を推進します。	市内の障害者団体や専門的知見を有する外部関係者で構成された会議を開催し、読書バリアフリー法に基づく本市取組の方向性について協議いただき、計画策定の参考とします。あわせて、庁内の関係課を集めた会議を開催し、関連施策の実施状況の確認や今後の取組の方向性を検討します。	策定 ・ 推進	推進

横浜市精神障害者生活支援センターにおける退院支援の実績報告について

1 横浜市退院サポート事業

横浜市では、精神障害者生活支援センターにおいて、市独自の横浜市退院サポート事業を実施し、精神科病院の入院患者の退院支援、地域移行に向けた支援を行っています。

横浜市退院サポート事業には、精神科病院の入院患者に対する地域移行に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発を行う「協働活動」と個別の退院支援を行う「個別支援」があります。個別支援においては、利用期間や退院先を限定せずに支援の対象者としています。

(1) 【協働活動(地域移行の普及啓発活動)実績】

	実施病院数	入院患者 対象	病院スタッフ 対象	地域関係者 対象	合計
令和元年度	14 か所	86 回	15 回	6 回	107 回
令和2年度	2 か所	23 回	1 回	0 回	24 回

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、協働活動の実施が制限されています。

(2) 【個別支援の実績】

	利用者 数	退院 者数	退院先				支援対象者 の平均年齢
			自宅・アパ ート設定	GH	自立訓練 施設	その他	
令和元年度	161 人	58 人	37 人	15 人	4 人	2 人	48 歳
令和2年度	177 人	71 人	29 人	12 人	23 人	7 人	47 歳

【参考】入院期間別利用者数(令和2年度) ※入院期間は延べ年数

入院期間	1年未満	1～2年	2～5年	5～10年	10～20年	20～30年	30年以上
人数	14 人	32 人	50 人	49 人	23 人	7 人	2 人

2 障害者総合支援法サービスにおける地域移行支援

障害者総合支援法の地域移行支援の要件を満たす精神科病院の入院患者については、本サービスを利用して退院支援を行っています。

【地域移行支援の利用実績】

	実施事業所数	実利用者数	退院者数
令和元年度	10 か所	40 人(24 人)	12 人
令和2年度	8 か所	15 人(8 人)	10 人

※()内は、退院サポート事業からの移行者

精神保健福祉対策事業について

令和2年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談(平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付)

相談実件数	2,820件
相談延べ件数	7,042件

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不安を受け止めるため令和2年7月から、土日・祝日の体制拡充を行いました。

② 新型コロナウイルス感染症で「療養されている方へのこころの健康相談窓口」の設置(令和2年6月～令和3年3月)

新型コロナウイルス感染症に感染し、療養されている方を対象にこころの健康に関する電話相談を行いました。

(2) 普及啓発

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、こころの健康についてリーフレットの配布やSNSを活用しての情報発信を行いました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査(精神保健福祉法第38条の6)

入院後3か月(及び必要に応じ1年)を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している入院患者の一部を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

令和2年度実施者数	23人(措置1人、医療保護22人)
-----------	-------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療(精神通院)(令和2年度実績)

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
73,199 人	8,030,419,264 円

(2) 措置入院医療費(令和2年度実績)

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
932人	273,574,419円

(3) 重度障害者医療費助成(2年度実績)

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
2,443人	249,657,234円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(障害者総合支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 意見聴取の開催

嘱託医師(精神保健指定医)から意見を聴取し、センター長が判定を行いました。

年間24回	毎月2回(変則あり)	第2水曜日、第4火曜日
-------	------------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
23,118 件	(承認)23,094 件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
14,631件	(1 級) 1,421件
	(2 級) 6,547件
	(3 級) 6,591件
	(不承認) 72件

(2) 令和2年度手帳所持者数(令和3年3月末) (人)

総 計	1 級	2 級	3 級
40,854	4,033	23,177	13,644

(3) 令和2年度新規交付者数 4,235件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(令和2年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,544人	16,967件	176,853,000円

6 自殺対策事業

(1)区局の取組

ア 普及啓発

講演会開催	2回(※)	6,138人
-------	-------	--------

※ 金沢区、瀬谷区

イ 人材育成

研修開催	25回(※)	1,238人
------	--------	--------

※ 西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区、こころの健康相談センター、健康福祉局福祉保健課、こども青少年局青少年相談センター

(2) ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)

1,806人 【横浜市中期4か年計画 2018年度～2021年度 想定事業量:15,000人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	23回	延べ49件
自死遺族の集い「そよ風」	10回	延べ62人

(4) 連携会議開催

総合的な自殺対策の推進のため、有識者や各関係団体、庁内関係課との連携会議を開催した。

よこはま自殺対策ネットワーク協議会	2回
横浜市庁内自殺対策連絡会議	1回

(5) 自殺未遂者支援

ア 救命救急センターによる自殺未遂者再発防止事業

自殺未遂者の再企図防止のため、委託先医療機関(救命救急センター)に搬送された自殺企図者105名(既遂者を含む)に対して、精神科医や臨床心理士によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援等)による支援を行いました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業

自殺未遂者の再企図防止のため、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち、本人の同意を得られた者19名に対して、委託先医療機関(精神科診療所)によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援)や一定期間継続したフォローアップを実施しました。

7 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して入院対応可能な医療機関紹介を行う二次救急及び外来診療を行う医療機関紹介を行う初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 22条(一般人の申請) | <input type="checkbox"/> 23条(警察官の通報) |
| <input type="checkbox"/> 24条(検察官の通報) | <input type="checkbox"/> 25条(保護観察所長の通報) |
| <input type="checkbox"/> 26条(矯正施設の長の通報) | <input type="checkbox"/> 26条の2(精神病院の管理者の届出) |
| <input type="checkbox"/> 26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報) | |
| <input type="checkbox"/> 27条2項(市長の職権による診察) | <input type="checkbox"/> 34条(医療保護入院のための移送) |

(件)

	申請 届出	診 察 不実施	診 察 件 数 及 び 診 察 結 果 内 訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22 条	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23 条	676	290	386	325	2	21	1	34	3
24 条	38	13	26(※1)	18	0	4	1	3	0
25 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 条	124	123	1	1	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合 計	839	427	413	344	2	25	2	37	3

※1 前年度からの持ち越し分を含む

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
神奈川県立精神医療センター	16床
北里大学病院	3床
市大センター病院	3床(+3床)
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床)()内は横浜市民専用病床

ウ 市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
令和2年度	市大センター病院 (3床)	26	22	4	0
	昭和大学横浜市 北部病院 (3床)	21	20	1	0

エ 夜間・休日・深夜の警察官通報の状況 (件)

	通報件数	診 察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置 入院	緊急措 置入院	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
夜間	183	74	99	90	0	4	0	5	0
休日	79	39	44	37	0	3	1	3	0
深夜	237	100	138	113	2	5	0	16	2

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、
通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

オ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

令和2年7月より、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる精神科病院に対して、感染症リスクから守ること、受入による負担を補填することを目的に協力費を支出しました。

<支援内容>

受入協力料 9,500円(13病院)

市内の精神科病院において、本市の行政措置等による新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れた日数に応じた協力料

病床確保料 5,000円(2病院)

市内の精神科病院において、新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れるための専用病床の空床数に応じた確保料

	受入協力日数(日)	病床確保数(床)
第2四半期	55	522
第3四半期	129	466
第4四半期	120	470
合計	304	1,458

(2) 二次救急

相談件数(市民)	3,512 件
うち病院紹介件数等	227 件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
令和2年度	122	143	53

横浜市こころの健康相談センター所報

第19号
(令和2年度)

横浜市こころの健康相談センター

(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第19号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として20年目の活動に入りました。ここに、令和2年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第19号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和2年度は、4月に緊急事態宣言が発出されたことに始まり、新型コロナウイルス感染症感染拡大により当センターの業務も大きく影響を受けた1年でした。長引く人との交流の自粛や新しい生活様式への転換など、日常生活でのストレスや先の見通しのつかない不安に対し、ホームページやSNSを活用した情報発信等、より一層こころの健康を守るための活動をしてまいりました。

「こころの電話相談」においても、新型コロナウイルス感染症に関連した相談を受け止めるための体制を整え、療養者に対しては「療養されている方へのこころの健康相談窓口」を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響は健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺リスクが高まる可能性があったことから、インターネットを活用した相談事業では、検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談へ繋がるよう取り組みを強化しました。自死遺族の集い「そよ風」は、新型コロナウイルス感染症の影響で4～5月中止しましたが、6月以降は、時間を短縮するなどの工夫をして開催し、延べ62名が参加されました。加えて自殺対策強化月間は従来の街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層・女性をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

依存症対策事業では、令和2年3月に当センターを依存症相談拠点に位置付けたことにより、連携強化への取り組みの一つとして、依存症関連機関連携会議を開催しました。横浜市内には、回復施設が多くあるという強みを生かし、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題でお悩みの方々が支援にアクセスしやすいようなネットワークの構築に向け、関係機関の皆様と情報共有や意見交換を行うことができました。

また、当センターが主催する研修や会議等の多くもコロナウィル感染症拡大予防のため中止とせざるをえませんでした。インターネットを活用するなど感染症に配慮した新たな取り組みにもつながっています。

このような中、377万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、引き続き、職員が一丸となり業務に取り組んでまいりますが、センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症流行の終息を切に願い、巻頭言とさせていただきます。

令和3年7月吉日

横浜市健康福祉局 担当理事
こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 19 号の発行に際して

ページ

第 1	横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1	沿革	
2	所在地	
3	組織	
4	令和 2 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2	事業概要	9
1	技術援助	10
(1)	区福祉保健センターへの技術援助	
(2)	その他の機関への技術援助	
2	精神保健福祉相談	12
(1)	電話相談等	
(2)	面接相談	
3	人材育成	15
(1)	センター主催研修	
(2)	他機関主催研修への講師派遣	
(3)	実習生等受け入れ	
4	普及啓発	18
(1)	広報印刷物の発行・配布	
(2)	市民を対象とした講演会	
(3)	その他	
5	調査研究・学会発表	20
(1)	学会発表等	
(2)	執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	21
	(1) 精神医療審査会の開催	
	(2) 審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	22
	(1) 意見聴取の実施	
	(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	23
	(1) 会議等	
	(2) 普及啓発	
	(3) 未遂者再発防止事業	
	(4) インターネットを活用した相談事業	
	(5) 遺族支援関係	
	(6) 人材育成関係	
	(7) 統計関係	
	(8) その他	
9	依存症対策事業	27
	(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
	(2) 依存症回復プログラムの実施	
	(3) 人材育成	
	(4) 普及啓発	
	(5) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
	(6) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
	(7) 団体支援	
	(8) 関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	32
	(1) 事業の概要	
	(2) 経過	
	(3) 計画の内容	
	(4) 実績	
11	こころの健康づくり推進事業	34
	(1) こころの電話相談連絡会	
	(2) 療養されている方へのこころの健康相談窓口の設置	
	(3) 災害時こころのケアに関する事業	

12 その他	35
--------	----

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

資料編	36
-----	----

1 横浜市こころの健康相談センター条例	37
---------------------	----

2 横浜市こころの健康相談センター規則	38
---------------------	----

3 精神保健福祉センター運営要領	42
------------------	----

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿革
- 2 所在地
- 3 組織
- 4 令和2年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される。

2 所在地 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

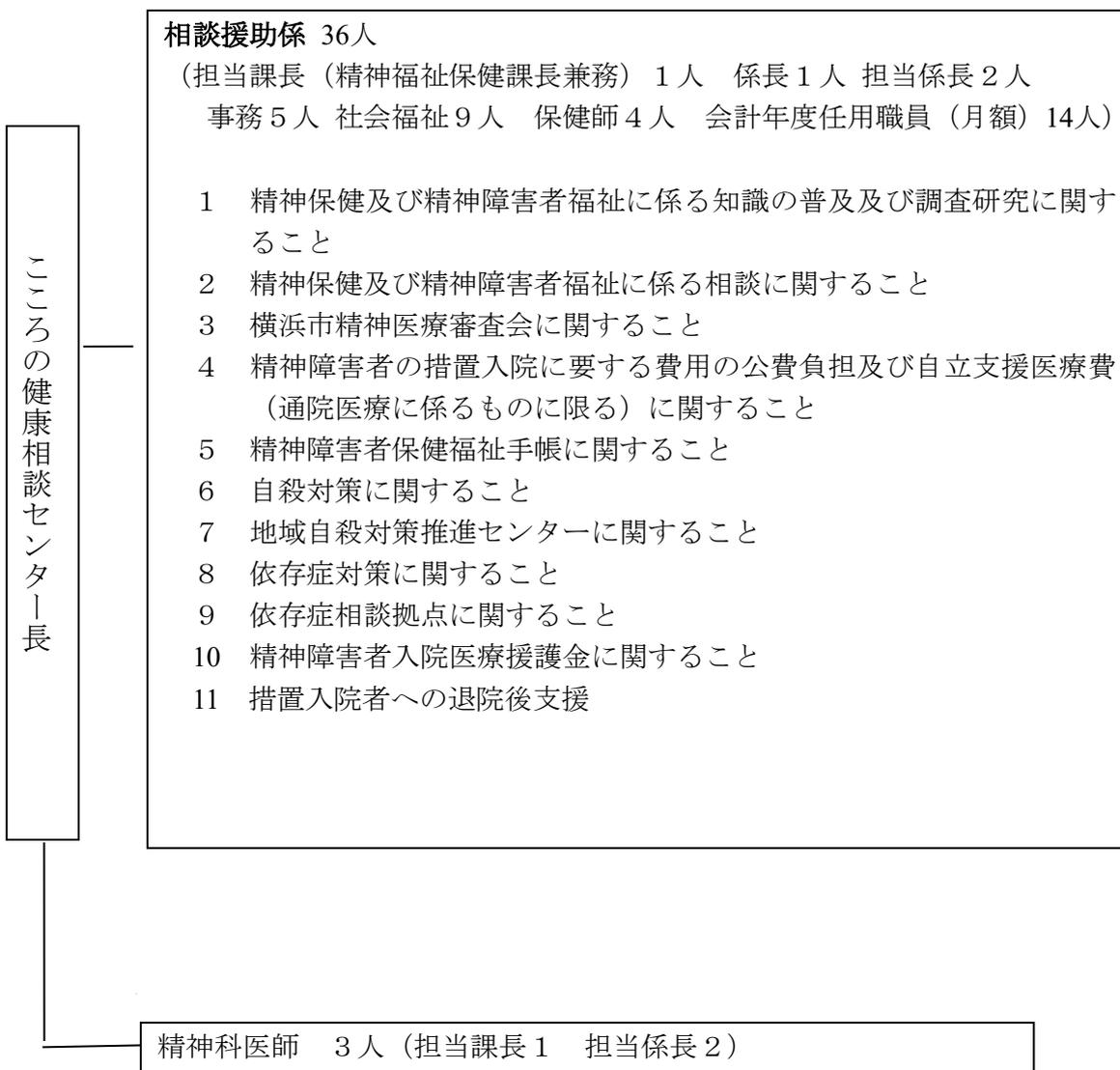
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～	現在地

3 組織 (令和3年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和2年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度には横浜市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行いました。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（神奈川区、中区、磯子区）
- ・神奈川区生活困窮者自立支援制度 セーフティネット会議
- ・北部ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

医療機関等関係機関からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助

(件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	35	8	4	1	1	0	49

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容

(件)

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	うつ	てんかん	その他	計
計	3	0	25	0	7	0	0	14	49

表1-3 会議を通じた技術援助

こころの健康相談センター主催

会議名	回数
電話相談連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会	1
自殺対策ネットワーク協議会 (分科会)	1
自殺対策ネットワーク会議	1
依存症関連機関連携会議 (アルコール健康 障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等 依存症関連)	9
その他	0

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	21	病院、クリニック
市内行政機関	16	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	10	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	73	警察署、地域ケアプラザ、障害者支援施設等
合計	120	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	依存症	思春期	心の健康 づくり	うつ・うつ 状態	その他	計
計	0	2	66	0	7	1	44	120

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	49
依存症個別相談 ※2	879
措置入院者退院後支援	2,936
こころの電話相談 ※3	7,042
その他(「療養されている方へのこころの健康相談」含む)	168

※1…自死遺族ホットライン(電話相談)

実施日: 月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00~15:00まで

内容: 身近な人や大切な人を自死(自殺)で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談(電話・来所面接) ※来所面接は予約制

実施日: 月曜から金曜(祝日を除く) 8:45~17:00まで

内容: 専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日: 平日夜間(17:00~21:30受付)、土日・祝日(8:45~21:30受付)

内容: 専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表2-1 ~表2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	134
措置入院者退院後支援	224
その他	18

イ 相談状況 表2-6 ~表2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		49										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		17	29	3								49
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	0	1	2	8	16	2	6	0	14	49
故人との関係	本人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計	
		23	6	2	10	8	0	0			49	

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		879									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計
		1	37	111	107	195	139	75	48	166	879
	主たる依存対象							本人	家族	その他	小計
		アルコール						111	178	16	305
		薬物						105	81	9	195
		ギャンブル						63	86	2	151
		その他（ネット・ゲーム含む）						104	106	18	228
	小計						383	451	45	879	

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		2,936									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		140	393	634	768	518	336	147	0	2,936	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計	
		113	16	62	1	5	2,735	4	0	2,936	

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,042										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		5,586	290	1,166								7,042
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		7	91	343	611	1,129	1,835	996	513	114	1,403	7,042
本人との関係	本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他	計		
		5,665	139	45	19	30	2	1,109	33	7,042		

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること	3		2		8	636	87	736
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関すること			2		24	167	54	247
3 食行動の問題				1	1	11	2	15
4 ひきこもりについて					1	1	5	7
5 性についての悩み、不安				3	5	9	19	36
6 自分の性格			3	6	132	840	186	1,167
7 育児、しつけ				2	4	8	14	28
8 学校関係（いじめ、不登校）				4	3	5	6	18
9 家族関係	3		4	1	179	289	206	682
10 近隣知人の問題			2		22	67	53	144
11 職場人間関係					45	47	49	141
12 その他の対人関係			1	1	47	192	80	321
13 非行、反社会的行動						3	2	5
14 仕事、働くことについて					60	218	99	377
15 経済的問題					7	30	27	64
16 病院、社会資源等の情報	2		4	2	10	137	48	203
17 公的制度の情報					10	30	38	78
18 話がしたい			3		34	692	128	857
19 内容不明			2		3	93	252	350
20 当センターの利用について						30	101	131
21 その他	2	1		1	87	217	1,127	1,435
計	10	1	23	21	682	3,722	2,583	7,042

表2-5① その他（新型コロナウイルス感染症療養者電話相談含む）（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		168										168
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		79	23	66							168	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	6	9	4	6	7	19	6	111	168	
本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計	
	107	18	6	6	4	6	13	8			168	

表2-5② その他（新型コロナウイルス感染症療養者電話相談含む）（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態 うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	1	6	18	0	0	2	66	3	1	1	70	168

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		134										134
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計	
		0	1	26	20	40	29	10	5	3	134	
	主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール							23	19	3	45
		薬物							18	12	0	30
		ギャンブル							20	12	1	33
		その他（ネット・ゲーム含む）							15	10	1	26
小計							76	53	5	134		

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談者の状況	相談件数（延数）	224										計
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	11	29	49	61	45	21	8	0	224	
対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計	
	186	1	2	0	0	35	0	0			224	

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		18										18
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		9	9	0							18	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	0	0	0	0	1	16	0	1	18	
本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明			計		
	16	1	1	0	0	0	0			18		

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態 うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	1	0	15	0	0	0	1	0	1	0	0	18

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や書面開催等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催研修

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
7・8月	精神保健福祉業務 新任者研修（1・2回） （精神保健福祉課共催）	新任者を対象とした業務研修（精神保健福祉業務マニュアル、医療観察法、自立支援医療、精神保健福祉手帳、関係機関への支援について等）	当センター職員 精神保健福祉課職員 区職員	25人	
12月	精神保健福祉基礎講座 （e-ラーニング）	統合失調症編（1）	統合失調症の概念や症状について	当センター医師	248人
		統合失調症編（2）	統合失調症の治療と対応方法について	当センター医師	202人
		お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	199人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について	当センター医師	176人
	依存症 リカバリースタッフ向け 研修	支援者のセルフケアについて学ぶ①		横浜市立大学医学部 松下年子氏	15人
		支援者のセルフケアについて学ぶ②		久里浜医療センター 松崎尊信氏	13人
		支援者のセルフケアについて学ぶ③		神奈川県立精神医療センター 小林桜児氏	11人
	相談実践研修	「死にたい」にどう対応するか（自殺に至る心理状態とリスクアセスメントから相談対応について）		NPO 法人 OVA 伊藤次郎氏	96人
2～3月	ゲーム依存研修会 子どもの心と体について考える～「ゲーム依存」に対してチーム学校としてできること～ （教育委員会共催） ※e-ラーニング	児童精神科医の視点から見た子供のゲーム依存について学ぶ	横浜市立大学附属市民総合医療センター 藤田純一氏	70人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加 延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康、睡眠・休養、飲酒、自殺対策について	当センター医師	書面開催
8月	青少年育成センター主催 子ども・青少年の理解につながる研修 基礎編「依存」～いま知っておくべき 依存症のこと～	依存症の理解と対応について	当センター医師	20人
10月	泉区人権啓発研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパーについて	当センター医師	16人
11月	神奈川県精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	23人
2月	港南区施設交流会	コロナに負けない心のケアについて	当センター医師	40人
	精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	16人
	久里浜医療センター主催 依存症相談対応指導者養成研修(ゲーム・インターネット依存症)	ネット・ゲーム依存の地域連携と回復支援について	当センター職員	110人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	9月1日	8人
	9月15日	8人
	9月29日	6人
	10月27日	8人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。コロナウイルス感染症拡大に伴い SNS 等を活用しこころの健康保持のための啓発活動を行いました。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 31 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 2 年 4 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令和元年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和元年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ	令和 3 年 3 月
主な相談窓口	令和 2 年 3 月

(2) 市民を対象とした講演会

市大エクステンション講座（横浜市立大学との共催講演会）

「災害時のメンタルヘルス～こころの健康を保つために・・・With コロナ」

日時：令和3年2月24日(水) 【中止】

(3) その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、重点的にこころの健康保持についての情報発信を行いました。

ア 広く市民に向けて情報発信を行いました。

実施月	内容	広報媒体・主な広報先
4・5月	「新型コロナウイルス感染症とこころの健康」 「新型コロナウイルス感染症と依存症」	本市ホームページ ラジオ広報番組 市広報動画
6・7月	「新型コロナウイルス感染症で療養されている皆様へ」	かながわ依存症ポータルサイト
7・10月	「こころの健康を保つために with コロナ」	区役所、市民利用施設、療育関係機関、勤労者関連施設、福祉関係機関、つどい実施団体等へチラシ配布
9・10月	「医療機関・福祉施設等で働く皆様へ」	

イ 仕事が忙しい方に対しても取り入れやすい健康情報を定期的に配信している「よこはま企業健康マガジン」（健康福祉局）にコラムを掲載しました。

実施月	内容
8月	「新型コロナウイルス感染症とこころの健康」「新型コロナウイルス感染症と依存症」
令和3年 2月	「ストレスたまっていませんか？良い睡眠でストレス解消を！」等
3月	「規則正しい生活と自分に合ったセルフケアでリラックスできる時間を増やしましょう！～不安を和らげる呼吸法の紹介～」等

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

なし

(2) 執筆

発表誌名	発表内容	執筆者
日本アルコール関連問題学会雑誌 第21巻第2号	専門家と薬物依存症当事者による協働的な研修が生活保護担当ケースワーカーの薬物依存症の支援態度に与える影響	片山・白川
令和2年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業） 「再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究（19GC1014）」分担研究報告書	薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究	白川・杉浦・片山
令和2年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業（精神障害分野） 「ギャンブル等依存症の治療・家族支援の推進のための研究」分担研究	精神保健福祉センターにおける回復プログラムの効果検証 医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究	白川・杉浦・片山

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

【書面開催】

日時：令和 2 年 10 月 27 日（火）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について
横浜市精神医療審査会運営要領の改正について
書面審査について
質問事項

参加者：医療委員 12 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の要否を審査しました。
(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	3,963	3,963	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,471	1,471	0	0
措置入院者の定期病状報告	6	6	0	0
計	5,440	5,440	0	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	219	90	86	4
処遇改善請求	51	14	12	2
計	270	104	98	6

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 5 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回（変則あり）、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療(精神通院医療)の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
23,118	23,094（承認）

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
21,899	14,631	【 1 級 】	1,421
		【 2 級 】	6,547
		【 3 級 】	6,591
		【 不承認 】	72

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。令和2年度の組織改編により、障害企画課が実施していた事業もこころの健康相談センターに集約しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺リスクが高まる可能性があったことから、インターネットを活用した相談事業では、検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しました。自死遺族の集い「そよ風」は、4～5月は中止としました。6月以降は、時間を短縮するなどの工夫をして継続して開催しました。自殺対策強化月間では、従来の街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層・女性をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四州市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催（書面）

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催（書面）。

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しました。

【実績】2回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施方法を変更し、横浜駅6社に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、ちらしの配布、構内アナウンスの実施の協力依頼を行いました。

(イ) 特別相談会

自殺予防週間中の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民情報室で多重債務とこころの健康相談を主とした、自殺予防週間特別相談会（対面相談）を実施しています。令和2年度は弁護士相談と同時開催し、新型コロナウイルス感染症の影響で電話相談として実施しました。

【実績】相談件数：4件

(ウ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(エ) ライトアップ

横浜駅街頭キャンペーンに代えて、横浜三塔、コスモクロック21、鶴見つばさ橋を県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施したほか、文化観光局の協力を得て、「願いの塔・横浜マリンタワー」のライトアップも実施しました。

イ 3月の強化月間における取組

(ア) 若年層向け啓発

相談先一覧の二次元バーコードを掲載したマスクケースや若年層向けリーフレット等をセットにし、市内専門学校と横浜市立大学に配布しました。

(イ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(ウ) その他

女性の自殺者数が増加したことを受け、女性向けの啓発として、乳がん・子宮がん検診を行っている医療機関に、リーフレット等を配布しました。

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業（委託）

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業（委託）

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しました。

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月1回（第3金曜日）開催しました。

【実績】10回開催、延べ62人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

エ 自死遺族支援事業担当者連絡会

四州市が事務局となり、自死遺族支援事業を行っている行政担当者及び関係機関職員で情報交換と検討を行いました。

【実績】1回開催

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止しました。代替として、視聴覚教材を作成しました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で実施しました。

ウ うつ病対応力向上研修（かかりつけ医研修）

平成20年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱に基づき、四州市が事務局となり実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止しました。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」は、書面にて1回開催しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で、講座は実施できず、学校への事業説明のみを行いました。

(7) 統計関係

令和元年度の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

9 依存症対策事業

今まで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団治療回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、依存症対策の推進にむけた「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」の策定を進めました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいか考える場として、家族教室を実施しました。また、11月のアルコール関連問題啓発週間に併せ、平日日中の参加が難しい家族及び一般市民を対象に、家族向け夜間セミナーを実施しました。

【実績】

日程	内容	講師
4月24日	家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会の活動について～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男 氏
5月26日	【家族向け夜間セミナー】 ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と回復 (新型コロナウイルス感染症対策のため、コラム作成に変更)	久里浜医療センター 精神科医長 松崎 尊信 氏
6月26日	依存症と女性の回復について ～インダーの活動について～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	女性サポートセンターインダー 施設長 小嶋 洋子 氏
7月31日	ギャンブル等依存症家族の回復とは ～ギャマノンからのメッセージ～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	ギャマノン メンバー3名
8月28日	第1回クラフト家族勉強会(※) (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止)	こころの健康相談センター
9月25日	本人の回復とは ～RDP横浜の活動について～	RDP横浜 リカバリースタッフ
10月23日	第2回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンター ハウスホープヒル 町田 政明 氏
11月26日	【家族向け夜間セミナー】 家族が学ぶアルコール依存症	北里大学医学部 精神科医 朝倉 崇文 氏
12月20日	第3回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター 横浜断酒新生会 家族会メンバー
1月24日	薬物依存症家族の回復とは ～ナラノンからのメッセージ～ (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催内容を変更)	ナラノン メンバー3名 こころの健康相談センター
2月28日	第4回クラフト家族勉強会(※)	こころの健康相談センター
3月26日	依存症と家族の回復	NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンター ハウスホープヒル 代表 町田 政明 氏

※ クラフト (CRAFT) とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数
表9-1参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

当センター職員が個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、1クール実施しました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 カウンセリングルーム ベア 田中 剛 氏 【実施期間】 月1回クール6月3日～令和3年2月3日 (1月はお休み) ※週1回クール(6月8日～7月27日)は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を中止しました。
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなる	

イ 対象別参加者数
表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう、情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、広報での周知、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

- (ア) ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布
配布先：ボートピア、桜木町場外馬券販売所など、各区福祉保健センター、自助グループ、回復支援施設など
- (イ) 公共交通広告
 - ・内容：横浜市営地下鉄のブルーライン車内のLCD掲示板を活用し、相談を推奨するメッセージを送りました。
 - ・掲示期間：令和2年5月4日～5月31日までの啓発週間前後3週間
- (ウ) 広報よこはま特集記事の掲載
広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル依存症のチェックリストなどの記事を掲載しました。
- (エ) 本市Twitterを活用した情報発信
広報よこはま5月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。
- (オ) 「ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について」のリーフレット作成
新型コロナウイルス感染症対策のため夜間セミナーの開催は中止し、講師の久里浜医療センター精神科医長 松崎尊信 氏にコラムを依頼し、リーフレットを作成しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

- (ア) 家族向け夜間セミナー
市民に対しアルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし、夜間セミナーとして実施しました。
- (イ) 公共交通広告
 - ・内容：横浜市営地下鉄のブルーライン車内のLCD掲示板を活用し、相談を推奨するメッセージを送りました。
 - ・掲示期間：令和2年11月1日～令和3年1月31日までの啓発週間の月を含む3か月間
- (ウ) 広報よこはま特集記事の掲載
広報よこはま11月号の特集記事に、アルコール依存症の相談窓口の案内、家族向け夜間セミナーを周知しました。
- (エ) 本市Twitterを活用した情報発信
広報よこはま11月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

ウ その他

広報よこはま6月号の特集記事に、新型コロナウイルス感染症の状況にあわせた依存症相談窓口の案内、家族教室・依存症回復プログラムを周知しました。

(5) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催

本市の依存症対策について、有識者からの意見も受け検討を進めるために、4回依存症対策検討部会を開催しました。依存症対策の推進に向け課題を検討するとともに、今後、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人、家族への支援に着目した「横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）」の策定を進めました。

【実績】

- | | |
|-------------------|------------------|
| 第1回：令和2年6月3日（水） | 第2回：令和2年8月19日（水） |
| 第3回：令和2年11月20日（金） | 第4回：令和3年1月18日（月） |

(6) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催することとなりました。今年度の連携会議では、現場のご意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて開催しました。

ア 開催内容

実施回	依存対象	日程	開催方法	議題
第1回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	6月23日 ～7月8日	書面開催	横浜市依存症関連機関連携会議の今後について
第2回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	9月4日 9月7日 9月9日	集合形式及び WEB形式の併用	横浜市依存症関連機関連携会議の研修計画及び開催方法について
第3回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	12月7日 12月11日 12月23日	集合形式及び WEB形式の併用	依存症支援のためのガイドライン（仮称）の必要性について

(7) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。

(8) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（書面開催）	10月15日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議（書面開催）	1月15日 ～1月29日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同全国会議（オンライン開催）	1月22日
横浜保護観察所	令和2年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（書面開催）	3月11日
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋根班合同研究成果報告会（オンライン開催）	3月19日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9-1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	32	36
薬物	6	10
ギャンブル	7	10
ネット・ゲーム	2	4
その他	1	2
合計	48	62

※ 11月に実施した夜間セミナー（37名）は除く

表 9-2

WAI-Y参加者数

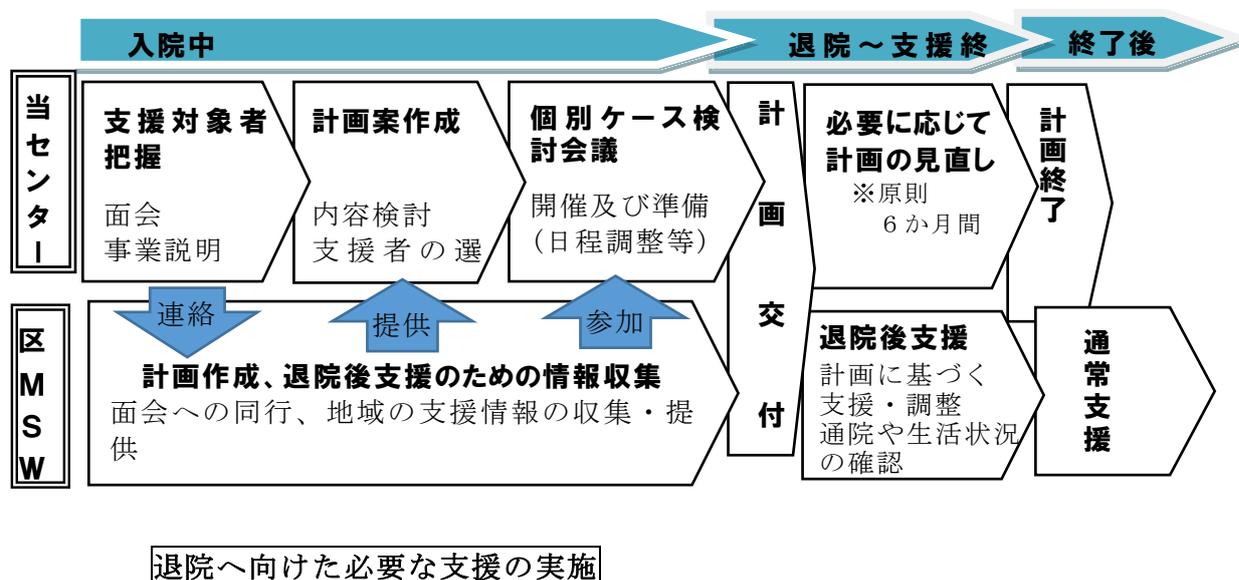
	実人数	延人数
アルコール	6	14
薬物	2	3
ギャンブル	2	4
ネット・ゲーム	0	0
その他	0	0
合計	10	21

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市で措置入院した方が県外に帰住する場合には、本人に相談先を案内するとともに、本人同意に基づいて帰住先保健所に引継ぎをするモデル実施を行いました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 縣市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎの実施

※ 4 縣市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画 作成の意向確 認をできた件 数	計画作成申込		申込率
	有	無	
296	142	154	48.0%

イ 計画作成

年度中に計画作 成した件数
107

11 こころの健康づくり推進事業

新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルス対策として、一般市民や新型コロナウイルス感染症で療養されている方、医療機関・福祉施設等で働く方を対象に、ホームページやTwitter、LINE、メールマガジン等を通じて情報発信を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症で療養されている方を対象に、療養されている方へのこころの健康相談窓口を開設し、こころの健康に関する電話相談を行いました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】 2月19日

【開催方法】 書面開催

【参加者】 書面送付：47機関、事前アンケート回答：33機関、連絡会書面回答：16機関

【実施内容】 「緊急事態に係る電話相談対応～新型コロナウイルス感染症の影響～」について、アンケートを実施しました。集計結果を参加機関に送付し、コロナ禍での各機関の電話対応について情報共有をしました。

(2) 療養されている方へのこころの健康相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症で療養されている方を対象に、こころの健康に関する電話相談を行いました。

【実施期間】 ア 令和2年6月～令和2年10月 水曜日、金曜日（祝日除く）14時～16時

イ 令和2年11月～令和3年3月 月曜日、水曜日、金曜日（祝日、年末年始除く）14時～16時

【対象者】 ア 令和2年6月～令和2年10月 新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊療養施設（旧市民病院）で療養している方

イ 令和2年11月～令和3年3月 新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅もしくは宿泊療養施設等で療養している横浜市民もしくは市内で療養している方

【実績】 電話相談 21件

(3) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的に、「災害時のこころのケアマニュアル」を簡潔にまとめ、「こころのケアハンドブック」として改定し、区福祉保健センター職員、防災拠点や福祉避難所の職員等に配布しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,544 人	16,967 件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	37
2 横浜市こころの健康相談センター規則	38
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	42

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和2年3月31日規則第34号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費(通院医療に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・令2規則34・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(令2規則34・全改)

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関する事。

(2) 職員(センター長を含む。以下同じ。)の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関する事。

(4) 職員市内出張に関する事。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの(欠勤を除く。)の処理及び勤務命令に関する事。

(6) 1件100,000円未満の物品の購入又は修理(改造等を含む。)の決定に関する事。

(7) 物品の出納通知に関する事。

(8) その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の例による。

(平19規則37・全改)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月

横浜市規則第 68 号)その他市に関する諸規程の例による。

(平 19 規則 37・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 59 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 39 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月規則第 28 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 38 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 22 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月規則第 34 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知

最終改正

障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 19 号（令和 2 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 3 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525

カード様式障害者手帳の交付について（報告）

I 趣旨

横浜市では、カード様式の障害者手帳発行に向けて準備を進めてまいりました。令和3年1月から様式変更の申請受付を開始し、令和3年6月からカード様式手帳を希望された方へ順次カード様式手帳をお渡ししています。

- ・様式変更のみの方のお渡しにあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区役所窓口ではなく郵送で行っています。
- ・6月1日からは、障害者手帳の新規申請や、再認定・再判定・更新などの手続きの際に、カード様式を選択できるようになりました。
- ・障害者手帳による割引制度を受けられる交通機関や施設等の事業者にカード様式手帳を周知しています。
- ・今年度から同様にカード化を始める予定の近隣自治体とも協力し、広報を行っていきます。

【参考】

カード様式申請者数

先行申請（令和3年1月～3月） 2,763 件（うち精神障害者保健福祉手帳 471件）
4月以降（6月30日時点） 786 件（うち精神障害者保健福祉手帳 181件）

【手帳のカード化について】

厚生労働省令が平成31年4月に改正され、カード様式の障害者手帳を発行できることとなりました。（従来の紙製手帳との選択）これにより、障害者手帳の耐久性や携帯性が高まることとなります。

2 カード様式手帳の特徴

身体障害者手帳（ピンク色）

身体障害者手帳 横浜市第 1234567 号

令和 2年 3月21日交付

氏名 横浜 未来

生年月日 昭和21年 5月 5日

住所 横浜市西区みなとみらい2丁目
ランドマークプラザマンション230

保護者氏名 横浜 太郎 続柄 父

住所 横浜市西区みなとみらい2丁目
ランドマークプラザマンション230

障害名 肝臓機能障害[1級]、聴覚障害[2級][令和 5年 4月]
下肢体幹機能障害[2級]

障害程度等級 1級 再認定 令和 5年4月

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種 横浜市

印

【備考】

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届出を提出してください。

愛の手帳（療育手帳）（クリーム色）

愛の手帳(横浜市療育手帳)横浜市第 1234567 号

令和 2年 3月21日交付

氏名 横浜 海洋

生年月日 昭和39年 9月20日

住所 横浜市西区みなとみらい2丁目
ランドマークプラザマンション230

保護者氏名 横浜 太郎 続柄 父

住所 横浜市西区みなとみらい2丁目
ランドマークプラザマンション230

判定年月日 令和 2年 3月21日

障害の程度 B-2 次回判定 令和 5年 4月

判定機関 横浜市障害者更生相談所

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種

横浜市

印

【備考】

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届出を提出してください。

精神障害者保健福祉手帳（水色）

障害者手帳 手帳番号 1234567 号

交付日 令和 2年 3月21日

氏名 横浜 緑

生年月日 昭和39年 9月20日

住所 横浜市西区みなとみらい2丁目
ランドマークプラザマンション230

障害等級 2級

有効期限 (自) 令和 2年 4月 1日
(至) 令和 4年 3月31日

更新の申請は、有効期限の3か月前から
行うことができます。

横浜市

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

更新 (自) (至)

更新 (自) (至)

【備考】

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届出を提出してください。

- ・プラスチック製のカードで、耐久性が高まるとともに、携帯しやすくなります。
- ・カードに切り欠き加工を入れるほか、き章（ハママーク）部分は浮き出し加工となっています。
- ・顔写真はモノクロになり、サイズは22mm×27mmになります。（紙様式より少し小さくなります。）

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。